

# 官報

号外 昭和二十六年六月五日

## 第十回 参議院會議録第五十二号(その一)

昭和二十六年六月四日(月曜日)午前十時二十五分開議

議事日程 第五十一号

昭和二十六年六月四日

午前十時開議

第一 司法書士法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

(委員長報告)

第二 警察法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第三 医師法及び歯科医師法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

(委員長報告)

第四 北海道開発法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第五 電話設備費負担臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

○議長(佐藤内閣) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

一昨二日衆議院から、予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを厚生委員会に付託した。

ハイアライ競技法案(土倉宗明君外一名提出)

同日衆議院から左の議案を提出した。

よつて議長は即日これを厚生委員会に付託した。

医師法及び歯科医師法の一部を改正する法律案

同日議員から左の議案を提出した。

警察法の一部を改正する法律案に対する修正案(吉川末次郎君発議)

北海道開発法の一部を改正する法律案に対する修正案(吉田法晴君発議)

同日可決した左の本議院提出案は、即日これを衆議院に送付した。

北上川開発法案

戦傷病者等対策審議会設置法案

植物防疫法の一部を改正する法律案

同日修正議決した左の衆議院提出案は、即日これを衆議院に回付した。

産業教育法案

住民登録法案

同日修正議決した左の内閣提出案は即日これを衆議院に送付した。

医師法、歯科医師法及び警察法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

商法の一部を改正する法律の施行に伴う銀行法等の金融関係法律の整理に関する法律案

ニッケル製錬事業助成臨時措置法案

緊要物資の売拂に関する法律案

児童福祉法の一部を改正する法律案

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社及び有限会社の株式及び持分の譲渡の制限等に関する法律案

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

税理士法案

農林物資規格法の一部を改正する法律案

農林物資規格法の一部を改正する法律案

同日可決した左の両院協議会成案は即日これを衆議院に送付した。

教育公務員特例法の一部を改正する法律案

同日本院から、本院の送付した左の両院協議会成案は同日においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

教育公務員特例法の一部を改正する法律案

同日本院から、本院の回付した左の衆議院提出案は、同日において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。

産業教育法案

住民登録法案

同日本院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同日においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律案

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

自転車競技法を廃止する法律案

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

モーターボート競走法案

同日本院は、大蔵大臣宛左の決議を送付した。

日本国有鉄道の貨物輸送力整備増強に関する決議

同日議長は、内閣総理大臣及び人事院総裁宛左の決議を送付した。

現業職員の特別俸給表制定に関する決議

同日議長は、大蔵大臣宛左の決議を送付した。

同日本院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

教育公務員特例法の一部を改正する法律案

同日本院から、本院の送付した左の両院協議会成案は同日においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

産業教育振興法

住民登録法

同日本院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同日においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社及び有限会社の株式及び持分の譲渡の制限等に関する法律案

税理士法

同日本院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同日においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

商法の一部を改正する法律の施行に伴う銀行法等の金融関係法律の整理に関する法律案

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

同日本院は、左の衆議院議員提出案は同日において、これを否決した旨の通知書を受領した。

覚せい剤取締法案

同日本院から、左の衆議院議員提出案は同日において、これを否決した旨の通知書を受領した。

同日委員長から左の報告書を提出した。

警察法の一部を改正する法律案修正案

北海道開発法の一部を改正する法律案可決報告書

医師法及び歯科医師法の一部を改正する法律案可決報告書

同日本院において採択することを議決した秋田県農林町に簡易裁判所設置の請願外八十八の請願および岡山県総社町に簡易裁判所および区検察庁設置の請願外十四件の陳情は各々意見書を附し、即日これを内閣に送付した。

同日本院の両院法規委員において委員長竹下豊次君の辞任による補欠として小杉繁安君を選任した旨本院事務総長から衆議院事務総長宛に通知した。

同日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

明治二十五年三月三十一日 第三種郵便物認可

予備委員 岩崎正三郎君 大野 幸一君 小川 久義君 油井賢太郎君

同日議長において、前任委員の補欠を左の通り指名した。

地方行政委員 深川榮左エ門君 金子 洋文君 大隈 信幸君

文部委員 櫻内 辰郎君 堂森 芳夫君 竹中 七郎君

通商産業委員 小泉 秀吉君 岩崎正三郎君 大野 幸一君

建設委員 永井純一郎君 和田 博雄君 菊川 孝夫君

経済安定委員 油井賢太郎君 小川 久義君

予算委員 同日本院は、全国選挙管理委員会委員及び同予備委員を左記の通り指名した。

同日本院は、全国選挙管理委員会委員及び同予備委員を左記の通り指名した。

同日本院は、全国選挙管理委員会委員及び同予備委員を左記の通り指名した。

同日本院は、全国選挙管理委員会委員及び同予備委員を左記の通り指名した。

同日本院は、全国選挙管理委員会委員及び同予備委員を左記の通り指名した。

同日本院は、全国選挙管理委員会委員及び同予備委員を左記の通り指名した。

会委員に平山孝君、永野重雄君、杉道助君、湯河元威君、小林中君、太田垣士郎君、島田孝一君及び山崎臣輔君を任命することに同意した旨の通知書を受領した。

同日選挙委員会において当選した理事等は左の通りである。

理事 小泉 秀吉君(小泉秀吉君の補欠)

同日本院は、国会の会期を六月五日まで三日間延長することを議決した旨を衆議院及び内閣に通知した。

同日本院は、第十回国会の会期を六月三日から六月五日まで三日間延長することを議決した旨の通知書を受領した。

○議長(飯沼武君) これより本日の会議を開きます。

日程第一、司法書士法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

先ず委員長長の報告を求めます。法律委員会理事宮城タマヨ君。

審査報告書 司法書士法の一部を改正する法律案

右委員会一致をもって別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年六月二日 法務委員長 鈴木 安孝 参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名 伊藤 修 齋 武雄 須藤 五郎 左藤 義詮 鬼丸 義齋 北村 一男 山田 佐一

「第十五條の次に次の三條を加える。」を「第十五條の次に次の四條を加える。」に改める。

第十五條の二第一項の改正規定に次のように加える。

司法書士の報酬に関する規定を変更したときも、また同様とする。

第十五條の三の改正規定を第十五條の四とし、第十五條の四の改正規定を第十五條の五とし、第十五條の二の改正規定の次に次の一條を加える。

第十五條の三 法務総裁は、司法書士会の報酬に関する規定が経済的事情の変動により著しく適正を欠くに至つたと認めるときは、当該司法書士会に対し、一箇月以上の期間を定め、且つ、変更の内容を示し、報酬に関する規定を変更してこれを届け出るべきことを命ずることが出来る。

2 法務総裁は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、当該司法書士会の意見を聞かなければならない。

3 第一項の規定による命令があつた場合において、当該司法書士会が当該命令に定められた期間内に報酬に関する規定の変更を届け出なかつたときは、その期間の経過した日に、当該司法書士会が当該命令に示された変更の内容通りに報酬に関する規定を変更し、その届出をなし、且つ、その認可の決定があつたものとみなす。

第十九條の改正規定を次のように改める。

第十八條中「業務執行」の下に、並びに司法書士会の報酬に関する規定

についての届出及びその認可の手續を加える。

第二十條の改正規定を次のように改める。

第二十條中「又は第七條第二項を削り、(違反した者)の下に「又は第十五條の五の規定に違反して司法書士会の報酬に関する規定に定める額をこえて報酬を受けた者」を加える。

附則に次の一項を加える。

この法律施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、司法書士法第七條及び第二十條の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

要領書 一、委員会の決定の理由

本改正案は司法書士の報酬について、現行法によれば、その報酬は法務総裁が定めることになつてゐるのであるが、これを司法書士会において定め法務総裁に届出させる認可を受けるものとするように改めること、これに関する罰則を削除すること、及び現行法上、司法書士でない者は、他の法律に規定のある場合、又は正当の業務に附随して行つ場合以外は、司法書士の業務を行つことを禁止してゐるが、この除外事項中正当の業務に附随して行つ場合も禁止することに改めようとするものである。

委員会においては、司法書士会が定めて認可を受けた報酬額につき、法務総裁がその変更を命ずることが出来ることとし、原案中のこれに関する罰則の削除、及び正

当業務に附随して行つ場合の禁止を現行法通りに改める趣旨の修正を加えた。

司法書士制度の現状に照し、この程度の改正はやむを得ないものと認める。

二、事件の利害損失 司法書士会に多少の自主性をもたせたことによつて、司法書士一般の資質向上に若干の寄與をするものと想料せられる。

三、費用 本法の施行について、別段の費用を要しない。

司法書士法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。 昭和二十六年五月二十八日 衆議院議長 林 謙治 参議院議長佐藤尚武殿

司法書士法の一部を改正する法律案

司法書士法(昭和二十五年法律第九十七條)の一部を次のように改正する。

第七條を次のように改める。

第十五條に次の一号を加える。

第六 司法書士の報酬に関する規定

第十五條の次に次の三條を加える。

(司法書士の報酬) 第十五條の二 司法書士会は、前條第六号の規定により司法書士の報酬に関する規定を定めたときは、これを、その所在地を管轄する法務局又は地方方法務局長を経て、

右の本院提出案をここに送付する。 昭和二十六年五月二十八日 衆議院議長 林 謙治 参議院議長佐藤尚武殿

司法書士法の一部を改正する法律案

司法書士法(昭和二十五年法律第九十七條)の一部を次のように改正する。

第七條を次のように改める。

第十五條に次の一号を加える。

第六 司法書士の報酬に関する規定

第十五條の次に次の三條を加える。

(司法書士の報酬) 第十五條の二 司法書士会は、前條第六号の規定により司法書士の報酬に関する規定を定めたときは、これを、その所在地を管轄する法務局又は地方方法務局長を経て、

右の本院提出案をここに送付する。 昭和二十六年五月二十八日 衆議院議長 林 謙治 参議院議長佐藤尚武殿

法務総裁に届け出て、その認可を受けなければならない。

2 法務総裁は、前項の届出を受けたときは、司法書士会がその届出の書類を法務局又は地方法務局長に提出した日から二箇月以内に、これを認可し、又は認可しない旨の決定をしなければならぬ。

3 第一項の規定による報酬に関する規定は、前項の期間内に同項の決定がないときは、その期間の経過によりその認可の決定があつたものとみなす。

第十五條の三 司法書士会の会員にならず、又は司法書士会が設立されていない区域における司法書士は、その報酬については、その事務所の所在地の司法書士会又は法務総裁の指定する司法書士会の報酬に関する規定に従わなければならない。

第十五條の四 司法書士は、その業務に關して、その所属し、又は前條の規定により従ふべき司法書士会の報酬に関する規定に反して報酬を受けてはならない。

附則

1 この法律は、昭和二十六年七月一日から施行する。  
2 この法律施行の際現に存する司法書士会は、すみやかに、この法律による改正後の司法書士法第十五條の規定により、その会期中に

司法書士の報酬に関する規定を定めなければならない。  
3 前項の規定による司法書士の報酬に関する規定について、この法律による改正後の司法書士法第十五條の二に規定する法務総裁の認可があるまでは、その司法書士会の区域内における司法書士の報酬の額は、なお従前の例による。

○宮城タマヨ君登壇、拍手  
司法書士法の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会におきまして審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本法案の要旨は、先ず第一に、現行法上、司法書士の報酬額は法務総裁が定めることになっておりますが、これを司法書士会において定め、法務総裁の認可を受けるものとすることに改めること。第二に、現行法上、司法書士でない者は、他の法律に別段の定めがある場合又は正当の業務に附随して行う場合又は司法書士の業務を行なつてはならないことになつているのでございまして、このうち正当の業務に附随して司法書士の業務を行うことも禁止するように改めること。第三に、報酬に關する罰則を削除しようとするものでございます。

委員会におきましては慎重に審議いたしました。詳細は速記録によつて御了承願ひたいと存じます。討論に入りまして、伊藤委員より、法務総裁は、その認可した報酬規定が適正を欠くと認めるときは変更を命ずることが出来るものとし、正当の業務に附随して行う場合の規定及び報酬に關する罰

則規定を現行法通りに改める趣旨の修正案を提出されたのでございます。採決の結果は、修正案及び修正部分を除くその余の原案全部について、いずれも全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。

○副議長(三木治朗君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。委員長の報告は修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長(三木治朗君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て委員会修正通り議決せられました。

○副議長(三木治朗君) 日程第二、警察法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。地方行政委員長岡本愛祐君。

審査報告書

警察法の一部を改正する法律案右多数をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。  
昭和二十六年六月二日  
地方行政委員長 岡本 愛祐  
衆議院議長佐藤尚武殿  
多数意見者署名  
堀 未治 安井 謙  
石村 幸作 高橋進太郎  
岩沢 忠恭 西郷吉之助

竹中 七郎 石川 清一  
鈴木 直人 岩木 哲夫  
警察法の一部を改正する法律案に對する委員会修正  
警察法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。  
「第四十條の次に次の二條を加える。」  
「第四十條の次に次の二條を加える。」  
「第四十條の二第二項中「前條第三項」を「第四十條第三項」に改め、同條を第四十條の三とし、同條の前に次の一條を加える。  
第四十條の二 前條第二項の規定により告示された町村以外の町村で市に隣接し、公共の秩序の維持の上において当該市と緊密な關係を有するものは、住民投票によつて、当該市と地方自治法の規定による組合を組織して共同で警察を維持することができる。  
前項の規定により共同で警察を維持することができる町村は、政令を以てこれを告示する。  
第一項の住民投票については、第四十條の三(第八項及び第十二項を除く)の規定を準用する。  
第一項の規定により共同で警察を維持することとした町村は、住民投票によつて警察を維持しないこととすることができる。この場合には、第四十條の三の規定を準用する。  
第六十七條の三中「第四十條第二項の規定により告示された町村が、同條第三項の規定により」を「警察を維持する町村が」に改める。  
附則第三項中「第四十條の二」を「第四十條の三」に改める。

要領書  
一、委員会の決定の理由  
本改正案は、現行警察法制定以來の運用の實際に徴し、又一面において現下治安の事情にかんがみ、この際警察力を強化しその運営を更に能率化しようとするもので時宜を得た措置と認める。但し本委員会においては、これに若干の修正を加えることを適當と認め、多数をもつて別紙の通り修正議決した。

二、事件の利害得失  
本改正によつて、警察活動の實効を挙げ、治安の維持に寄與するところ大であると認められるが、特にその運用の適切なることが望まれる。  
三、費用  
国家地方警察の定員外五千人の増加に要する経費のほか自治体警察から国家地方警察への転移等によつて本改正法施行のために相當の経費を要するが、これらの予算措置は補正予算にゆづられてい

警察法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。  
よつて国会法第八十三條により送付する。  
昭和二十六年五月二十四日  
衆議院議長 林 謙治  
衆議院議長佐藤尚武殿  
警察法の一部を改正する法律案  
警察法の一部を改正する法律案  
警察法(昭和二十二年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

警察法の一部を改正する法律案  
警察法(昭和二十二年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

「都道府県警察長」を「隊長」に改める。

第十五條の次に次の一條を加える。

第十五條の二 国家地方警察の警察官の階級は、長官、次長、警視長、警視正、警視、警部、警部補、巡査部長及び巡査とする。

警察官は、上官の指揮監督を受け、警察の事務を掌る。

基礎的な警察訓練の過程を経ない者は、これを国家地方警察の警察官として勤務につけることはできない。

警察官の宣誓、教育訓練、礼式及び服制については必要な事項は、国家公安委員会がこれを定める。

第十九條に次の一項を加える。  
管区警察学校及び警察大学校に在籍する警察官は、五千人を限り、これを第四條第一項の定員の外に置くことができる。

第二十條第一項を次のように改める。

都府県知事の所轄の下に、一の都府県公安委員会を置く。北海道には、道知事の所轄の下に、下都府行政区画により、道知事の意見を聴いて国家公安委員会の定めるところに従い、十四以内の道公安委員会を置く。

第二十條の次に次の一條を加える。  
第二十條の二 都道府県知事は、治安維持上重大な事案につきそのを得ない事由があると認めるときは、当該都道府県の区域内の市町村警察の管轄区域内における当該

事案を国家地方警察に処理させることを当該都道府県公安委員会に要求することができる。

都道府県公安委員会は、前項に規定する要求があつたときは、当該都道府県国家地方警察に当該事案を処理させなければならない。

この場合においては、国家地方警察は、第二十七條の規定にかかわらず、その管轄区域外において職権を行うことができる。

前項の場合において、市町村警察が国家地方警察から事案の処理の通知を受けたときは、当該市町村警察は、当該事案の処理については、当該都道府県公安委員会の運営管理に服するものとする。

都道府県公安委員会は、都道府県知事に対して第一項に規定する措置をとることを勧告することができる。

都道府県知事は、第一項に規定する要求をしたときは、当該事案の処理が終了した後すみやかにその旨を都道府県の議会に報告しなければならない。

第二十一條第二項中「警察職員又は」を「警察職員、検察職員若しくは旧職業陸海軍軍人の前歴のない者又は任命前十年間に」に改める。

第二十四條第一項各号列記以外の部分に次の但書を加える。  
但し、委員は、第二号の場合においては、住所を移したために被選挙権を失つても、その住所が同一都道府県の区域内にあるときは、そのためにその職を失ふことはない。

第三十條 都道府県国家地方警察に隊長を置く。

隊長は、国家公務員法の規定に基づき、警察管区本部長が国家地方警察本部長官の同意を経てこれを任命し、一定の事由により罷免する。

隊長は、都道府県国家地方警察本部の事務を処理する。

第三十五條第一項中「警察長の外、警視、警部、警部補、巡査部長及び巡査たる」を「隊長の外、」に改め、同條第二項及び第三項を削る。

第三十六條第一項中「前條第一項」を「前條」に改め、同項但書及び同條第二項を削る。

第四十條第一項中「以下市町村」という「」を削り、同條に次の一項を加える。  
前項の規定により告示された町村は、第一項の規定にかかわらず、住民投票によつて警察を維持しないことができ、又、警察を維持しないこととした後再び警察を維持することができる。

第四十條の次に次の一條を加える。

第四十條の二 前條第三項に規定する住民投票は、町村議会において警察を維持しないこと若しくは再び警察を維持することを住民投票に付することを議決したとき、又は町村の住民で町村議会の議員の三分の一以上の連署をもつて、その代表者によつて当該町村の選挙管理委員会に対してこれを請求したときにおいて行われるものとする。

町村民議会の議長は、前項の規定による議決があつたときは、その日から三日以内に、その旨を町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

選挙管理委員会は、前項に規定する議決の通知を受けた日又は第一項に規定する住民投票の請求を受理した日から六十日以内に、これをその町村の選挙人の投票に付さなければならない。

選挙管理委員会は、前項の投票の結果が判明したときは、直ちにこれを当該町村議会の議長又は当該代表者及び町村長に通知し、且つ、これを公表しなければならない。

第三項の規定による投票においては有効投票の過半数の同意があつたときは、当該町村は、警察を維持しないこと又は再び警察を維持することを決定したものとす。

前項の規定による決定があつたときは、当該町村長は、国家公安委員会を経てこれを内閣総理大臣に報告しなければならない。

内閣総理大臣は、前項の報告を受けたときは、その旨を官報で告示しなければならない。

十月三十一日までに第六項の規定による報告のあつた町村については、翌年四月一日にその警察維持に関する責任の転移が行われる。

第一項の規定による議会の議決又は代表者による請求は、第三項の規定による投票のあつた日から二年間は行ふことができない。

政令で特別の定をするものを除く外、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四條の二から第七十四條の四までの規定は第一項の

規定による請求者の署名に、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）中普通地方公共団体の選挙に関する規定は第三項の規定による投票に、地方自治法第二百五十五條の二の規定は第一項の規定による請求者の署名及び第三項の規定による投票に関する争訟に、これを準用する。

第三項の規定による投票は、政令の定めるところにより、普通地方公共団体の選挙又は地方自治法第七十六條第三項の規定による解散の投票若しくは同法第八十條第三項及び第八十一條第二項の規定による解散の投票と同時にこれを行うことができる。

警察事務を共同で処理する市町村の組合を組織する町村のいづれかが、第三項の規定による投票によつて警察を維持しないことを決定したときは、その町村は、地方自治法第二百八十六條又は第二百八十八條の規定にかかわらず、警察を維持しないものとなる。この場合の措置について必要な事項は、政令で定める。

第四十三條中「市町村長」を「市及び警察を維持する町村（以下「市町村」という。）は、市町村長」に改める。

第四十六條第二項中「第三十五條第二項及び第三項」を「第十五條の二第一項及び第二項」に改め、同條第三項を次のように改める。

市町村警察職員の定員は、地方的要求に応じてその市町村が條例でこれを決定する。

第五十條第二項中「第三十六條第二項」を「第十五條の二第四項」に改める。

第五十四條の次に次の一條を加える。

第五十四條の二 国家地方警察と市町村警察及び市町村警察は、相互に、犯罪に関する情報を交換するものとする。

第五十五條に後段として次のように加える。

市町村警察吏員も、都道府県公安委員会又は他の市町村公安委員会から援助の要求があつた場合は、その援助を要求した公安委員会の管轄区域内で、当該公安委員会の運営管理の下に、その職権を行使することができる。この場合において、市町村公安委員会が他の市町村警察に援助の要求をしようとするときは、あらかじめ必要な事項を国家地方警察に連絡しなければならない。

第五十五條の次に次の一條を加える。

第五十五條の二 市町村警察の要求によつて国家地方警察の警察職員が援助した場合においては、その援助に要した費用は、国庫の負担とする。

国家地方警察の要求によつて市町村警察職員が、その市町村の区域外において、国家地方警察又は市町村警察を援助した場合においては、その援助に直接要した費用は、国庫の負担とする。

職務を行つたものとみなし、国庫は、その者に国家公務員に対する業務災害補償に適用される法律の規定による補償を行う。但し、その災害については、業務災害補償に關する当該市町村の給付が、国家公務員に対する業務災害補償に適用される法律の規定による額を超えるときは、その者又はその遺族がその差額の支給を当該市町村から受けることを妨げない。

第五十八條中「犯罪行為又はその管轄区域内に始まり、若しくはその管轄区域内に及んだ犯罪行為の個々の場合に」と「犯罪又はその管轄区域内に始まり、若しくはその管轄区域内に及んだ犯罪並びにこれらに關連する犯罪」に改め、同條に次の一項を加える。

前項の場合においては、国家地方警察及び市町村警察は、原則として事前にこれを同項の規定によつて職権を及ぼす区域を管轄する警察に通知し、且つ、その職権の行使について当該警察と緊密な連絡を保持しなければならない。第六十四條に次の二項を加える。

前條後段の場合又は前項の場合において、市町村警察職員がその市町村の区域外において職務を行つたときは、その職務の執行のために直接要した費用は、国庫の負担とする。

第五十五條の二第三項の規定は、前項の場合において、市町村警察職員がその職務のため傷を受け、若しくは疾病にかかり、又はその疾病に因り退職し、若しくは

は在職中死亡したときに、これを準用する。

第六十七條の次に次の二條を加える。

第六十七條の二 国家地方警察の管轄区域となつた場合には、当該区域内地域内、その日においてつづら警察の用に供されてた国所有の財産(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二條第一項各号に掲げる財産をい。以下本條中同じ。)及び物品で、国家地方警察に不必要で当該市町村が警察を維持するために必要なものは、国が無償で当該市町村に譲渡するものとする。但し、土地は譲渡しないものとし、当該市町村警察は、無償でこれを使用することができるものとする。

市町村が警察を維持しないこととなつた場合には、その日においてもつづら警察の用に供されてた当該市町村所有の財産及び物品で、当該市町村に不必要で国家地方警察に必要なものは、当該市町村が無償で国に譲渡するものとする。但し、土地は譲渡しないものとし、国家地方警察は、無償でこれを使用することができるものとする。

国家地方警察又は市町村警察の責任の転移があつた日において、当該区域内地域内、国家地方警察又は当該市町村警察が他の機関と共用している国又は地方公共団体の建物は、前二項の例により、それぞれ当該市町村警察又は国家地方警察が無償でこれを使用することができるとする。

第一項又は第二項の規定により市町村又は国が取得する財産に伴う負債があるときは、その処分については、相互の協議により、これを定める。

前各項の規定の適用について争があるときは、国家地方警察本部長官又は市町村長の申立に基き、内閣総理大臣がこれを決定する。第六十七條の三 第四十條第二項の規定により告示された町村が、同條第三項の規定により警察を維持しないこととなつた場合においては、警察を維持しないこととなつた日における当該町村警察吏員の数を、第四條第一項の定員外の国家地方警察の警察官として置くことができる。

本則中第六十八條の次に次の一條を加える。

第六十九條 第五十五條の二第二項及び第六十四條第三項の規定により国庫が負担する費用の範囲は、次の通りとする。

- 一 旅費(国家地方警察の警察職員に対する旅費支給の例によつて計算した額)
- 二 交通機関の借料
- 三 交通機関の燃料費
- 四 借用した建物、器材及び物件の借料(旅費を支給したときは、宿泊に要した施設及び器具の借料を除いた額)
- 五 職務遂行のために消費した各種の消耗品の費用
- 六 出勤に直接起因した交通機関

関、建物、器材及び物件の破損部分の修繕費

附則第七條第二項第四号中「第四十六條第三項但書第三段のを削り、同條第六項中「第十九條第一項」を「第十九條」に改める。附則第九條を次のように改める。第九條 附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の際現に存する北海道公安委員会は、警察法第二十条第一項後段の規定により公安委員会を置く措置が完了するまでの間、なお引き続き存続して、同項に規定する道公安委員会として、その事務を行うものとする。

3 昭和二十六年九月三十日まで警察法第四十條の二第六項に規定する報告があつた場合においては、同條第八項の規定にかかわらず、警察維持に關する責任の転移は、同年十月一日に行われるものとする。

4 市町村警察の職員である者が、当該市町村において警察を維持しないこととなつたことに伴い、引き続き恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九條に規定する公務員である国家地方警察の職員となつた場合において、その者が市町村の退職年金に關する條例の規定による退職給付を受けないときは、同法の規定の適用については、その者が市町村警察の職員として引き続き在職した期間同條に規定する公務員として在職していたものとみなす。この場合において

ては、警察法附則第七條第二項の規定は当該市町村警察の職員の範囲について、同條第三項の規定は恩給法第十九條に規定する公務員とみなされる場合の区分について、それぞれ適用する。

5 経済調査庁法(昭和二十三年法律第百六号)の一部を次のように改正する。

第三十條中「都道府県警察長を「都道府県国家地方警察長」に改める。

6 古物営業法(昭和二十四年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第二十條中「警察長」を「都道府県国家地方警察長、市町村警察長」に改める。

7 質屋営業法(昭和二十五年法律第百五十八号)の一部を次のように改正する。

第二十一條中「警察長」を「都道府県国家地方警察長、市町村警察長」に改める。

8 行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二條に次の二項を加える。

5 国家地方警察の警察官で、管区警察学校及び警察大学校に在籍する者は、五千人を限り、第一項に定める職員の定員の外に置くことができる。

6 警察を維持する町村が警察を維持しないこととなつた場合において、第一項の規定にかかわらず、当該町村の警察職員を、予算の定める範囲内において、国家地方警察の職員として

置くことができるものとし、この場合における職員の定員は、政令で定める。

〔岡本愛祐君登壇、拍掌〕

○岡本愛祐君 只今議題となりました警察法の一部を改正する法律案に關し、内容の概要と地方行政委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

警察法改正の問題につきましては、すでに以前からいろいろ論議があつたことは御承知の通りであります。今回、政府より本法案が提出され、現下の治安の実情に鑑み、警察力を強化すると共に、警察法の施行の経験に徴して、警察の運営を一層効率化する必要があるというのが提案の理由に相成つております。

改正の主要な点は、先づ国家地方警察に關しましては、一、警察力強化のため管区警察学校及び警察大学校に在籍する警察官五千人以内を国家地方警察の基本定員三万人のほかに定員外として増置すること。二、自治体警察の区域内における治安維持上重大な事案につき、止むを得ない事情があると認めるときは、都道府県知事がその事案の処理を都道府県公安委員会に要求し、この場合、該公安委員会は国家地方警察をしてこれを処理させることができ、又都道府県公安委員会は知事に対して右の要求をするよう勧告することができると。三、都府県には一の

公安委員会を置くが、北海道には、特に道知事の所轄の下に、下部行政区画により十四以内の道公安委員会を置くこと等でありませう。

次に自治体警察に關しましては、一、自治体警察の警察吏員の定員総数九万五千人の枠を外し、各自治体警察職員の定員は、それ／＼の市町村がその地方的事情に応じて例外自由でこれを決定するように改めたこと。二、現在人口五千以上の市街の町村は、市と相並んで警察を維持することになつておりますが、町村については、その実情に依りて、住民投票により警察を維持しないことができ、又一旦警察を維持しないこととした後も、投票のあつた日から二年後には再びこれを維持することができると。この場合、警察を維持しないこととなつた町村については、その警察吏員は国家地方警察が引受け、これを国家地方警察の基本定員外の警察官とすること。併せてこの場合における警察職員の恩給の通算、警察用財産の処分等について規定したのであります。

次に国家地方警察及び自治体警察の両者に關する主な改正点は、一、都道府県及び市町村の公安委員の資格要件を緩和し、警察職員、検察職に任命前十年間に職業的公務員であつた者だけを欠格者としたこと。二、警察活動の能率向上のために、各警察相

互間に犯罪に關する情報を交換するものとし、又、各警察は、その管轄区域内で行われた犯罪、その管轄区域内に始まり又は及んだ犯罪のほか、更にこれらに關連する犯罪についても、管轄区域外に職権を及ぼすことができることとしたこと。三、自治体警察の警察吏員も、国家地方警察又は他の自治体警察の要求があつたときは、その援助に當つて管轄区域外においても職権の行使ができることを明らかにしたこと。四、自治体警察の要求によつて国家地方警察の警察職員が援助した場合に勿論のこと、国家地方警察の要求により、及び国家非常事態の布告のあつた場合において自治体警察の職員が区域外に出勤し直接要した費用、及びこの場合自治体警察職員の公務傷病の補償について、国庫が負担することを明確にしたこと等でありませう。

その他は、国家地方警察の警察官の階級を明らかにしたこと、都道府県国家地方警察本部の長を都道府県国家地方警察長に改めること、若干の経過規定を設けたこと等でありませう。

地方行政委員会は、五月十一日、本法案が付託せられるや、本法案の重要性に鑑み、連日委員会を開き、なお法律委員会との連合委員会を三回に亘つて開催し、主として大橋國務大臣及び政府委員等との間に質疑応答を重ね、又五月二十三日、四日の両日には、本法案に關する公聴会を開き、各地方公

共団体の首長及び議員、自治体警察その他各界の代表者、学識経験者、一般応募者等、二十名の公選人より意見を聴取しました。

次に委員会における國務大臣、政府委員との間の主な質疑応答について御紹介いたしますと、

一、国家地方警察の増員が五千人に落ち着いたのは財政の都合によるものであるか、治安上の見地からはどうであるか、又政府は、本法案は暫定的にこの程度にとどめて、将来、警察予備隊、国家地方警察、自治体警察の三者を包括した警察制度の根本的改革を企図しているのかとの質問に對し、大橋國務大臣より、国家地方警察五千人の増員は財政上五千人に減員を余蘊なくされたという意味のものではなく、裝備の充実をも併せて考へて、この程度で現下の治安上満足すべきものであると考へる、今のところ将来更に根本的改正を行うつもりはない旨の答弁がありました。

二、政府は本法案の提案理由として、現下の治安の実情に鑑み云々と言つては、治安の実情とはどういふ意味であるかとの質問に對して、朝鮮の動乱が起つて以来、国内治安に對する国外からの影響も十分考慮しなければならぬと考へている旨の答弁がありました。

三、本法案と警察予備隊との關係如何との質問に對しては、政府側より、

警察予備隊は、内亂状態に陥つたとか旧制度の下において軍隊の出動を余儀なくされた事例にも匹敵すべき全く非常の場合に、初めて出動するものであつて、平常普通の治安確保の責任は儘くまで普通警察にある、即ち法案第二十條の二に規定する治安維持上重大な事案について止むを得ない事由がある」と認められる場合、知事の要求により、国家地方警察が自治体警察の管轄区域へ立入り認められるのも、それは普通警察の協力によつて事態の收拾ができると思はれるからである旨の答弁がありました。

四、本法案は、民主警察を圧迫し、国家警察の中央集権化を企図するものではないかとの質問に対しては、政府側より、現行警察法の基本精神たる警察の地方分権化と運営の民主化の二大方針は今回の改正においてもこれを堅持したつもりである、併し余りに小さい自治体警察では僅かな人員だけでは本来の警察力の行使に従事することができず、運営管理上非常に不経済であり、裝備も不十分、能率も低下する、このような弱小自治体警察に対して住民の意思によつて廃止の途を開いたのであつて、改正案の狙いは自治体警察の育成強化にある、警察の中央集権化というがごときことは政府の根本的にとらざるところである旨の答弁がありました。

五、政府は自治体警察の定員の枠を

外すと共に、国家地方警察の増員を提案しているが、これに対する財政措置、殊に平衡交付金についてはどのよう考へているかとの質問に対し、大橋内閣大臣より、国家地方警察の五千人増員より、又自治体警察の増員については、大蔵大臣において当然これが新しい財源を考へられることを確信している、又平衡交付金がこれがために減額されるようなことはないことを確信しているとの答弁があり、池田大蔵大臣よりは、国家地方警察五千人増員に対する財政措置は、改正法案成立の際には一応既定予算で賄つて置き、将来補正予算で補正する、平衡交付金は殊に府県が困つていから成るべく減らしたくない気持を持つてゐる、今後警察法施行の状況を見究めて適切したい旨の答弁がありました。

六、小自治体警察の弱体であるのは、政府がこれを育成強化することを怠つた結果ではないか、平衡交付金をもつと増額すべきではないかとの質問に対しては、政府は、勿論自治体警察の育成強化を考へてゐる、自治体警察の応援費用を国家地方警察の要求にかかる場合には国庫負担することを明定したのもその一つの現われである、平衡交付金については御趣旨に副うよう努力したい旨の答弁がありました。

七、人事交流を考へないかとの質問に対しては、国家地方警察と自治体警察

との間に人事の交流を考へべき事情のあることは否めないが、原則として、交流を必要とする自治体警察が小さければ小さいほど、相手方の国家地方警察に対する従属性ともいへべきものを助長する結果に陥ることも憂慮されるので、自治体警察が今後発展して十分独立対等の地位に立ち得るときまでは、これを消極的に考へてゐる。併しその半面のこととも考へなければならぬので、これらの利害得失を、なほ、よく検討したいという意味の答弁がありました。

八、第四十條の改正によつて自治体警察を廃止した町村が市になつた場合はどうかとの質問に対しては、政府側より、市は自治体警察を必ず設けなければならぬ、従つて町が市となつた場合は、住民投票を待たず、又二年間云々の字句にかかわらず、その場合、自動的のうちに自治体警察を置かなければならぬことになるとの解釈を明らかにされました。

地方行政委員会においては、二日質疑を打ち切り、討論に入りましたところ、先ず社会党の吉川末次郎君より社会党の修正案が提出されました。その内容はすでに各位のお手許に配付せられ再び本会議に提出される修正案と同

一のものでありますから、その内容の説明を省略させていただきます。

次いで民主党の岩木哲夫君及び緑風会の鈴木直人君より修正案が提出されました。その要旨は、自治体警察維持の責に任ずるものとして政令で告示された町村以外の町村で、隣接の市と公共の秩序の維持上特に密接な関係にあつて政令で告示されたものは、住民投票によつて共同で自治体警察を維持することができ、即ち国家地方警察の管轄区域内の町村と隣接の市との間に以上の條件が備わつてゐる場合には、これにいわゆる組合警察の設置を認めようとするものであります。

なお、岩木君は、国民民主党と緑風会の共同提案にかかる組合警察に関する以上の修正を加へることを前提として、政府原案には財政その他の点について不十分な点はあるが、それは政府の善処に期待して、政府原案に賛成すると述べられ、緑風会の鈴木君よりは、今回の改正に伴う予算措置に遺憾なきを期すること、及び改正に伴つて平衡交付金の移用を考へず、必要な経費については新しい財源を求めるとの二つの希望事項を附して政府原案に賛成すると述べられました。

次に社会党の相馬君よりは、社会党を代表し、一九四七年九月十日内閣総理大臣宛マツカーサー元帥の書簡及び警察法前文に述べられてゐる新警察制度の真義を貫くために、社会党の修正

案及び修正部分を除く政府原案に賛成し、民主党、緑風会共同提案にかかる修正案に反対する旨を述べられました。

次いで自由党の高橋君及び第一クラブの石川君より、民主党、緑風会共同の修正案及びその修正部分を除く政府原案に賛成し、社会党の修正案に反対する旨の討論がありました。

かくて討論を終り、採決の結果、吉川君提出の修正案は少数で否決、鈴木、岩木両君提出の修正案及びその修正部分を除く原案につきましては、それぞれ多数を以て可決すべきものと決定いたしました。即ち本法案は修正可決せられた次第であります。

以上御報告を終わります。(拍手)  
○副議長(三木治朗君) 本案に対し、吉川末次郎君より、成規の賛成者を得て修正案が提出されております。この際、修正案の趣旨説明を求めます。吉川末次郎君。

警察法の一部を改正する法律案に  
対する修正案  
右の修正案を成規により提出する。  
昭和二十六年六月二日  
発議者 吉川末次郎

賛成者  
青山 正一 赤松 常子  
荒木正三郎 伊藤 修  
岩崎正三郎 内村 清次  
梅津 錦一 江田 三郎  
大野 幸一 小笠原二三男

岡田 宗司	片岡 文重
加藤 シツエ	門田 定蔵
カニエ邦彦	金子 洋文
上條 愛一	河崎 ナツ
菊川 孝夫	木下 源吾
清澤 俊英	栗山 良夫
小泉 秀吉	小酒井義男
小林 孝平	小林 亦治
小松 正雄	齋 武雄
佐多 忠隆	重盛 壽治
島 清	下條 恭兵
相馬 助治	曾根 益
高田なほ子	棚橋 小虎
田中 一	梅 繁夫
堂森 芳夫	永井純一郎
中田 吉雄	中村 正雄
成瀬 勝治	野澤 勝
波多野 鼎	羽生 三七
原 虎一	藤原 道子
松浦 清一	松永 義雄
三木 治朗	三浦八次郎
三輪 貞治	村尾 重雄
森崎 隆	山下 善信
山田 節男	山花 秀雄
吉田 法晴	若木 勝藏
和田 博雄	

警察法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

『都道府県警察長』を『隊長』に改める。『国家地方警察』を『全国村落警察』に、『国家公安委員会』を『全国公安委員会』に、『国家地方警察隊』を『全国村落警察隊』に、『自治体警察』を『都市警察』に、『国家地方警察本部』を『全国村落警察本部』に、『国家地方警察本部長官』を『全国村落警察本部長官』に、『都道府県国家地方警察』を『都道府県村落警察』に、『国家地方警察本部』に、『都道府県国家地方警察本部』に、『都道府県国家地方警察本部長官』を『隊長』に改める。』に改める。

第十五條の二の改正規定中『国家地方警察』を『全国村落警察』に、『国家公安委員会』を『全国公安委員会』に改める。

第十九條の改正規定を削る。

第二十條第一項の改正規定中『国家公安委員会』を『全国公安委員会』に改める。

第二十條の二の改正規定を削る。

第三十條の改正規定中『都道府県国家地方警察』を『都道府県村落警察』に、『国家地方警察本部長官』を『全国村落警察本部長官』に、『都道府県国家地方警察本部』を『都道府県村落警察本部』に改める。

第四十條の改正規定を次のように改める。

第四十條に次の一項を加える。

前項の規定により告示された町村以外の町村で市又は同項の規定により告示された町村に隣接し、公共の秩序の維持の上において当

該市町村と緊密な関係を有するものは、当該市町村と地方自治法の規定による組合を組織して共同で警察を維持することができると改める。

第四十條の二の改正規定を次のように改める。

第四十條の次に次の一條を加える。

第四十條の二 前條第三項の規定により共同で警察を維持する町村は、その警察を維持することとなつた日から二年を経過するまでは、その警察を維持しないこととする。前項の町村が警察を維持しないこととしたときは、当該町村長は、全国公安委員会を経てその旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。

十月三十一日までに前項の規定による報告があつた町村については、翌年四月一日にその警察維持に関する責任の轉移が行われるものとする。

第四十三條の改正規定を削る。

第四十六條の改正規定を次のように改める。

第四十六條第二項中『第三十五條第二項及び第三項』を『第十五條の二第一項及び第二項』に改める。

第五十四條の二の改正規定中『国家地方警察』を『全国村落警察』に改める。

第五十五條後段の改正規定中『この場合において、市町村公安委員会が他の市町村警察に援助の要求をしようとするときは、あらかじめ必要な事項を国家地方警察に連絡しなければならない。』を削る。

第五十五條の二の改正規定中『国家地方警察』を『全国村落警察』に改める。

第五十八條の改正規定中『国家地方警察』を『全国村落警察』に改める。

第六十七條の二の改正規定中『国家地方警察』を『全国村落警察』に、『同條第二項中『市町村』を『第四十條第三項の規定により共同で警察を維持する町村(以下本條において町村という。』に、『当該市町村』を『当該町村』に、『同條第五項中『国家地方警察本部長官』を『全国村落警察本部長官』に改める。

第六十七條の三の改正規定中『第四十條第二項の規定により告示された町村が、同條第三項の規定により』を『第四十條第三項の規定により』共同で警察を維持する町村が、に、『当該町村警察吏員』を『当該町村にかかる警察吏員』に、『国家地方警察』を『全国村落警察』に改める。

第六十九條の改正規定中『国家地方警察』を『全国村落警察』に改める。

附則第三項を削る。

附則第四項中『市町村警察の職員

である者が、当該市町村において警察を維持しないこととなつたことに伴い、』を『第四十條第三項の規定により共同で警察を維持する町村が警察を維持しないこととなつたことに伴い、当該市町村警察の職員である者が、』に、『国家地方警察』を『全国村落警察』に改め、『市町村の』を削り、同項を第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 他の法律中『国家地方警察』とあるのは『全国村落警察』と、『自治体警察』とあるのは『都市警察』と、『国家公安委員会』とあるのは『全国公安委員会委員長』とあるのは『全国公安委員会委員長』と、『国家公安委員会委員』とあるのは『全国公安委員会委員』と、『国家地方警察隊』とあるのは『全国村落警察隊』と、『国家地方警察本部』とあるのは『全国村落警察本部』と、『国家地方警察本部長官』とあるのは『全国村落警察本部長官』と、『都道府県国家地方警察』とあるのは『都道府県村落警察』と、『国家地方警察都府本部』とあるのは『全国村落警察都府本部』と、『都道府県国家地方警察本部』とあるのは『都道府県村落警察本部』とそれそれ読み替へるものとする。

附則第五項から第七項までの規定中『都道府県国家地方警察隊長』を

「都道府県村落警察隊長」に改める。  
附則第八項を次のように改正す  
る。

8 行政機関職員定員法（昭和二十  
四年法律第百二十六号）の一部を  
次のように改正する。

第二條に次の一項を加える。

5 警察法第四十條第三項の規定に  
より共同で警察を維持する町村が  
警察を維持しないこととなつた場  
合においては、第一項の規定にか  
かわらず、当該町村にかかる警察  
職員を、予算の定める範囲内にお  
いて、全国村落警察の職員として  
置くことができるものとし、この  
場合における職員の定員は、政令  
で定める。

〔吉川末次郎君登壇、拍手〕

○吉川末次郎君 私は今上程されま  
したる委員會議決の警察法の一部改正  
案に對しまして、日本社会党を代表  
いたしまして、すでに皆様たちのお手許  
に届けられております我が党のこれ  
に對する修正案につきまして、その提  
案理由を申し上げまして、皆様たちの御  
賛同を得たいと思つております。

先ず第一に我々の修正案の根本観  
念について申し上げなければなりませ  
ん。即ち原案は政府提案と共に警察  
法の前文に規定いたしており、民主  
主義警察の基本的な精神に背反するもの  
であると我々には思われるからであ  
ります。即ち現行警察法の前文の規定

によりますというのと、「……国民の  
ために人間の自由の理想を保障する日  
本國憲法の精神に従ひ、又、地方自治  
の真義を推進する観点から、国会は、  
秩序を維持し、法令の執行を強化し、個  
人と社会の責任の自覚を通じて人間の  
尊厳を最高度に確保し、個人の権利と  
自由を保護するために、国民に属する  
民主的權威の組織を確立する目的を以  
て、ここにこの警察法を制定する。」  
と規定されておるのであります。然る  
にこの委員長報告の原案は、その理由  
書を見ますと、これ又委員長の  
報告せられたごとく、警察力の強化、  
警察運営の能率化といふことばかりを  
目的といたしておるものでありまし  
て、單なる警察力の強化、能率化とい  
ふことのために、戦争前のプロシヤ的  
な旧警察國家へ日本の警察制度を再び  
復歸せしめようとするところの反動主  
義的な見解の上に立ちまして、折角終  
戦後我々が育成して、又国民の間に芽  
生えつつあるところの民主主義的な警  
察意識の育成發展を阻止し、新しい  
この警察制度の基本的な精神を蹂躪せ  
んとする官僚主義的な改悪案であると  
いふことが、（ノー）と云ふ者あり  
（我々が修正案を提出する根本的な  
理由でございます。（拍手）  
今ここに原案を批判しながら、我々  
の修正案と原案との相違点を明確にい  
たしたいと思つております。

原案は、委員長の報告せられました  
ように、現行警察法によれば、いわゆ  
る國家地方警察隊の定員三万とありま  
すのを、管区警察学校及び警察大学  
校に在籍する警察官五千名をば現在の  
定員以上に増員せんといたしておるの  
でございます。現在日本の警察官の數  
は、いわゆる國警三万、いわゆる自治  
警九万五千、計十二万五千であること  
は、皆さまがすでによく御承知の  
ことであると考えるのであります。今  
この十二万五千という現行法によるこ  
ころの數を、警察法施行前の日本にお  
いて、そも／＼だけだけだけの警察  
官が国内にあつたかといふ、その定員  
數を調べて見ますといふと、大正十  
三年におきましてはその定員は五万七  
千四百七十六人でありました。又昭和  
二年におきましてはその定員は六万八  
百五十三人、昭和十一年におきまして  
は六万八千四百二人、新しい警察制  
度が施行せられるに至る直前の昭和二  
十二年におきましては、日本の警察官  
の定員は九万三千九百三十五人と増  
加いたしておつたのであります。が、  
これを今申しましたごとく、昭和十一  
年、日本のいろいろなる国民生活は、昭  
和十一年日華事變の発生いたしました  
直前を大體基準としていろいろ／＼再建  
計画が考えられておるのであります。今  
が、その昭和十一年に比べまして、今  
日すでにありましますところの十二万五  
千の警察官の數といふものは約二倍の  
多數存在いたしておるということをお

我は考えなければならぬと思つので  
あります。然るにこの原案によりま  
すといふと、その十二万五千に加ふる  
に、國家警察隊のみからいたしまして  
も、更にこれを五千増加いたしました  
て、これを十三万名、國家地方警察だ  
けで以て即ち三万プラス五千、三万五  
千と増加しようといつたしておるので  
あります。我々は何が故にそのよう  
な増員を必要とするのか、その理由を  
見するに苦しまざるを得ないのであり  
ます。又委員長報告の中にもありま  
したように、このたびの原案におきま  
しては、國家地方警察隊のみならず自  
治警察の側におきまして、その定員は  
現在の九万五千の増減を破壊いたし  
まして、それ／＼その地方自治体が條  
例を以て任意に増減することができ  
ようにならざるのであります。か  
ら、（民主化々々々）と云ふ者あり、そ  
の結果、現実的には、前述の國警定員  
の五千名の増員と相待ちまして、この  
原案が國會を通過するに至りますな  
らば、日本の警察官の數は無制限にこ  
れを増員することができるといふこと  
になるのでございます。このやうな警  
察官をただ徒らに増員するといふこと  
は、直ちに以て警備力の強化とならな  
いと私たちは考えるのであります。そ  
れは或いは警察の官僚主義的な威容を  
張るといふことには貢献するかも知れ  
ませんが、今申しましますように即警察力  
の強化となるとは我々は考えることは

できません。馬合の案からなつて  
ところの、ただ量的に大なる軍隊も、  
それよりも少數の精銳なるところの軍  
隊に常に敗れるものであるといふこと  
を我々は考えなければならぬと思つ  
てあります。そうした少數だけの増員を  
するといふことよりも、我々はそれよ  
り／＼前に、自警、國警及び各警察間の協  
力關係の緊密化を図り、又警察裝備の  
科学化、機械化を図るといふこと、科  
學的警察技術の向上、警官の待遇を改  
善すること等、一般に警察官の定員を徒  
らに増加するといふことよりも、これが  
質的内容の向上と、その充實を図ると  
いふことが、この際、我が日本の警察行  
政の上において、より必要なことであ  
ると考えざるを得ないのであります。  
この観点よりいたしまして、政府の提  
出案を鵜呑みいたしましたところの、  
委員會議決による原案におけること  
ろの警官増員の改悪條項をば、我々は  
修正案におきまして削除いたしてお  
るということが、原案と我が修正案との  
異なる主要点の第一点であります。  
又委員長報告の原案と我々の修正案  
との相違いたしましてところの主要点  
の第二点といたしまして申し上げたいこ  
とは、これ又委員長が報告のうちに多  
少触れられたところでありまして、原  
案は、治安維持上重大な事案について、  
國家地方警察にその都道府県内の自治  
體警察管轄の区域内の事案を處理する

ことを都道府県公安委員会に要求することができるとしておるのでございませうが、(当然と仰る者あり)ここに「治安維持上重大な事業案」というのは、現行警察法によりまして、第七章に規定いたしております国家非常事態の特別措置に關する第六十二條の規定のうちにおいて、ひとり全屬的區域のみならず、一部の区域についてもそれを行うことができるということになつておるのでありますから、新たに知事にこのような特別の権能を與える必要は、私は今更ないと考へるのであります。又新警察法が施行せられました後の三九年余の実績に鑑みまして、特にかかることをは新たに規定するところの必要はなかつたというところを、政府委員も委員会におけるところの答弁において我々に明白にいたしておるのであります。このような独裁的な非常特權をば總理大臣以外の者に、即ち新たに各知事に與えまするというところは、公安委員会の持つておられます自主權を侵害するばかりでなく、これより起るところのいろいろな弊害を予想することができるのであります。このような意味におきまして、かかる原案が現行法に対して加えておられますところのこのたびの案における改悪の條項は、これを我々は無用のものといたしまして、我々の修正案におきましてはこれを削除することにいたしておるのでございます。(拍手)

又相違点の主要なるものの第三点といたしまして、これ又委員長の報告にありまますように、原案は人口五千以上の市街の町村は住民投票によつて警察を維持しないことを定めて、これを國警に移管返上することができるとを規定いたしておるのであります。現に町村にして、このいわゆる自治体警察を持つておられますところのものは、昨年四月一日現在において千三百四十八であります。これに屬するところの警察吏員の数は一万八千四百一人と示されておるのであります。これらの町村警察が廃止されますならば、これらの警官は前述の五千名の定員増のほかは國警察官の増加と相成りまして、國家地方警察のほうへ自然に流れ込んで来るということになるのであります。而も前に述べましたように、自治体警察の定員というものは、この原案によりままするといふと、條例によつて自由に各自治体がこれを増加することができるとございませうから、國が自治警に對するところの平衡交付金による財政上の援助をここに低下いたしますならば、その結果として、自己の警察を維持するところの財政力を喪失いたしましたして、止むなくその自治体警察の維持管理を抛ちまして、これを國警に返上し、事實上、國家警察の警察官の数は幾らでも無制限に増加する結果をもたらすことは明らかであると考えるのであります。國

家警察の側におきましては、自分たちの繩張りを持張したいというような考えを以て、そうした自治体警察からの財政力の負担に堪えかねてこれを抛ち、國家に返上するやうなときが、一時も早く、又多く来るやうなことを期待しておられるかのような疑いを持たざるを得ないといふことは、誠に残念なことであります。併し現在このように自治体警察の返上を希望いたしておられる町村が若干國內に存在いたしておられることは、我々もこれを耳にしないわけではないのであります。併しながら、このような自治体警察がみずからの警察を廃止して、これを國の警察に返上しようといふところの要求が、この際もどこから起つて来るのであるかといふことを我々は十分に検討吟味して、その対策を考えなければならぬと考へるのであります。私は思ひますのに、そのような要求を町村その他の自治体が持ちまする原因は、その主たるものは、これらの町村がそれみずからの自治体警察を維持するところの財政力の不足のために警察維持の経済的な負担に堪へないこと、及びもう一つは、なお戦後におきましても、新憲法下で残念なことでありままするが、日本國民の間におけるところの、殊にこの地方におけるところの町村のおおむね封鎖性といふものが、みずからの手によつて自己の警察をば經營管

理するといふ民主主義的な訓練に習熟してないといふことから私は起つて来るものであると考へるのであります。若しそれでありまますならば、我々は先ず住民自治の精神からして、その課せられるところの蒙を啓き、又新警察制度の自主的運営の習熟発展を指導して行くと共に、他の面においては平衡交付金の増額によつてこれが財政難を打開するに努め、又一面數個の自治体警察の組合組織の機能的な欠陥を補充することを奨励助長するといふことが必要であると考へられるのであります。又その廃止返上につきまして住民投票の制度をどうといたしておられますことは、形式的には一見如何にも民主主義的であるやうな感も與へるかも知れませぬ。併しながらその實質的なものを得るといふことにはならないと私は考へるのであります。何となれば、その警察を返上するやうなところの住民投票それ自身が、みずからの有するところの地方自治体の自主權の放棄であり、住民自治の精神の自己否定の住民投票であるからであります。とかく、形式は法律制定ばかりが民主主義的でありまして、その内容實質といふものは少しも戦争前と變つておらないのが、私は現在の日本の政治の實情ではないかと考へられるのであります。特にそうしたこと現下の日本の

地方行政が当面いたしておりますところの最大の私は病弊であるといふことを平素痛感いたして居るのであります。こうしたことに關連いたしまして、私たちは、曾つて第一次歐洲大戰後のドイツが人民主權を規定いたしたところの彼のワイマール憲法をば新たに創定採択いたしましたけれども、久しく半封鎖的な國家至上主義の政治によつて訓育されて参りましたドイツの國民が、その新らしきワイマール憲法の民主主義的な精神を十分に理解し、これを實踐化する素地を持つておりませぬがために、選挙といふ民主主義的な制度を通じて遂にナチスをドイツ國會の多數党にまで祭り上げて、遂にヒットラーの独裁政治をみずから承認するところの授權法を國會において制定するに至つたといふことをば、併せて考へなければならぬと思つておられます。以上申しましたやうな観点に基きまして、我々はかかる原案におけるところの住民投票による自治体警察の廃止の改悪案に反對いたしまして、原案におけるこれについての條項を又同様にして修正するやうに修正いたして居るのでございます。(拍手)

第四番目に、原案と我々の修正案との異なりままするところ、我々が特にこの際これを修正いたしたいと考へておられますところは、現行法上の國家地方警察及び自治体警察といふ名稱の修正についてでございます。即ち國家地方

警察とは、現行警察法の制定の基礎をなしましたマツカサー元帥の首相宛ての書簡におけるナショナル・ルール・ポリス、略してN・R・Pと言つておるのでありますが、その訳語であります。又自治体警察と言われおりますのは、ミニニシバル・ポリス、略してM・Pの訳語であります。私が、私はナショナル・ルール・ポリスはこれを全国村落警察と訳し、又後者はこれを都市警察と訳するといふのが語学的にも正しい訳語であり、又警察法の規定の内容によりまして、そのいわゆる自治体警察と申しますものは市街地に設けられる警察なのであります。而もその市街地の警察に收容せられざる農村地帯、山村地帯、漁村地帯の、いわゆる自治体警察に收容することのできない村落地帯のこの警察のために、国家地方警察といふものが設けられておるのでありますから、これが行政の対象とするところの区域及び現行警察法の規定の内容からいたしましても、私たちの修正案のように改称いたしました、国家……(社会党内閣で付けた名前だ)「黙つて聞け」その通り「と呼ぶ者あり」社会党内閣のときに付けた名前でありましたもです、(笑)今日誤まつておるならばこれを直すということが正しい国会の職能である。と私たちは考へておるのであります。(「そうだ」その通り)と呼ぶ者あり、拍手) 国家警察といふ名を非常に

使ふものでありますから、我々が明治以来教え込まれて来ましたドイツ流の国家至上主義、絶対主義的な国家神格化の日本人の明治以来の伝統的な国家観念と、その言葉が結び付きました。国家警察は自治体警察より一段優位の地位にあるものであり、国家警察は自治体警察を当然に支配すべきものである、又その半面において自治体警察は国家警察に従属すべきものである。というところの観念をば、現実に知らず知らずの間に導入したしておると我々に見受けられるのであります。これがために、国警及び自警がそれ、独立対等、相互に補完的役割を演ずるものであるというところの警察法の精神の正しい理解を妨げ、旧警察官の優秀な者は、その農山漁村地帯をこれが所管区域といたしておき、いわゆる国警側、これらの優秀な警官が多く收容せられてしまひ、自治体警察側はその残り滓とも言うべきものをば受取つて、それによつて、この自治体警察を構成せざるを得ないというような誤まつた結果を来たしておるの、各地方における今日の事情であるのであります。このような結果を来たしたことにつきましては、今もお話もありましたが、当時これが訳語の選定に当りましたところの人が、今日それが不適当であつたということ認めておるのであります。どうぞこの際この名称をば「全国村落警察」及び「都市警察」

と改めることに皆様たちの御賛同を得たいと思つてござります。こうした名称の変更ということは、その波及するところの極めて広汎であるというところを十分に我々は知覚いたします。で、これについての研究調査は相当正確に我々もこれを行なつたつもりであります。ここに詳しくその結果を一々申上げておるとその時間はございませぬが、どうぞそれらの詳細な私の調査研究につきましては委員会の速記録を御覧願ひまして、この際、特にそれに附随して申上げたいことは、たま／＼「そう」した誤まれる訳語の選定から由来したところの警官及び国民の間における錯覚を利用いたしました。旧式官僚政治の(ひがまんでもよい)「呼ぶ者あり」それを逆用しようといはし、我々も強く反対するものであるといふことを、この機会に附言いたして置きたいと思つてあります。

又この警察法の改正につきまして附け加えてこの際申上げて置きたいと思ひますことは、現下の国際情勢の緊迫化に伴ひまして、往々警察の能率化を希望するといふ余り、警察法の基本精神であり得る市民警察の精神を破壊することを顧みないというよりな者であります。そのその観念の誤まりであります。すでに一昨年の九月二日マツカサー元帥がそれらの懇見に答えて、「現在のよりな機構と

の原案の官僚主義的な考へ方に立つたは、多年旧内務省の官僚によつて頭を半封建的にスポイルされて来まして、終戦後においても、なお、その頭の切り換へてきておらぬ、地方庁の役人上りを見受けられるような人々のほらに多かつた私は見受けたいのであります。(拍手)私は当日の証人の一人でありました。一大学の公法学の教授であります。私に寄せ来たりました私信のこれに關する一節をここに御披露申したいと思つてあります。即ち曰く、「警察法の改悪が、警察法の改悪が、参議院の力によつて阻止されるより念じています。阻止されるより念じています。よい立法が改悪されて行くのを見るのは辛いことです。日本の民主化の前途を憂へる者にはいられます。」と書いて参りました。よい立法である現行警察法が、官僚主義によつてこのように改悪されて行くこととして、前にいたしまして、辛いことと思つては、ひとり私はこの公法学者のみではないと思つてあります。

國民民主党のかたは、先に参議院において政府提出案に対しては反対の表決をなされたのであります。それにもかかわらず、参議院におきましては、衆議院において國民民主党が提出されたと全然異なるところの修正案をお出しになりました。違つた態度をとつていらつしやいます。そうして縁

と改めることに皆様たちの御賛同を得たいと思つてござります。こうした名称の変更ということは、その波及するところの極めて広汎であるというところを十分に我々は知覚いたします。で、これについての研究調査は相当正確に我々もこれを行なつたつもりであります。ここに詳しくその結果を一々申上げておるとその時間はございませぬが、どうぞそれらの詳細な私の調査研究につきましては委員会の速記録を御覧願ひまして、この際、特にそれに附随して申上げたいことは、たま／＼「そう」した誤まれる訳語の選定から由来したところの警官及び国民の間における錯覚を利用いたしました。旧式官僚政治の(ひがまんでもよい)「呼ぶ者あり」それを逆用しようといはし、我々も強く反対するものであるといふことを、この機会に附言いたして置きたいと思つてあります。

又この警察法の改正につきまして附け加えてこの際申上げて置きたいと思ひますことは、現下の国際情勢の緊迫化に伴ひまして、往々警察の能率化を希望するといふ余り、警察法の基本精神であり得る市民警察の精神を破壊することを顧みないというよりな者であります。そのその観念の誤まりであります。すでに一昨年の九月二日マツカサー元帥がそれらの懇見に答えて、「現在のよりな機構と

の原案の官僚主義的な考へ方に立つたは、多年旧内務省の官僚によつて頭を半封建的にスポイルされて来まして、終戦後においても、なお、その頭の切り換へてきておらぬ、地方庁の役人上りを見受けられるような人々のほらに多かつた私は見受けたいのであります。(拍手)私は当日の証人の一人でありました。一大学の公法学の教授であります。私に寄せ来たりました私信のこれに關する一節をここに御披露申したいと思つてあります。即ち曰く、「警察法の改悪が、参議院の力によつて阻止されるより念じています。阻止されるより念じています。よい立法が改悪されて行くのを見るのは辛いことです。日本の民主化の前途を憂へる者にはいられます。」と書いて参りました。よい立法である現行警察法が、官僚主義によつてこのように改悪されて行くこととして、前にいたしまして、辛いことと思つては、ひとり私はこの公法学者のみではないと思つてあります。

國民民主党のかたは、先に参議院において政府提出案に対しては反対の表決をなされたのであります。それにもかかわらず、参議院におきましては、衆議院において國民民主党が提出されたと全然異なるところの修正案をお出しになりました。違つた態度をとつていらつしやいます。そうして縁

とつていらつしやいます。そうして縁

風会内にいられるところの田内務省官  
僚上りの一部の議員にお働きかけにな  
りまして、政府当局及び自由党とも  
いろいろ協議を重ねられて、衆議院に  
おける態度と違ひ、ほんの申訳的な些  
末な事項についての修正案を委員会  
に御提出になりました、そうして今日  
委員長報告の原案ができたのであり  
ます、そのように反動政府の民主  
主義警察法改悪に同調するために興  
党的な立場を示すに如何に苦心され  
かは、その原案における、即ち民主党  
の提案されたあの笑うべきところの  
(拍手)修正案と相照応いたしますなら  
ば、誠に御苦心のほどは深く御同情申  
上げたいと考えるのであります。(拍  
手)

我が社会党の修正案に切に御賛成下さ  
いますことをばお願い申し上げます、  
私の最後の言葉といたすものでありま  
す。(拍手)  
○議長(佐藤尚武君) 討論の通告がこ  
ざいます。順次発言を許します。相馬  
助治君。

私は降壇に際しまして、特に政府與  
党であるところの自由党及び国民民主  
党のかたには申しません。それ以外  
の、本當に真剣に日本の民主化を念と  
せられるところの議場の同僚諸君に私  
は衷心より訴えたいのであります。そ  
の会派に所属していられるところの旧  
内務省官僚系の議員が、本案に對して、  
その会派内においてどのように誤まつ  
たところの指導をせられ、或いはどの  
ような與党的な合作工作を行われたか  
は知りませんが、どうぞそやういう工作  
や指導に従うことなく、それらを断乎  
一擲して、この警察法改悪の原案に断  
乎としてここに反対の意を表明され  
て、日本の民主主義の発展のために、

相馬助治君登壇、拍手  
○相馬助治君 私はここに日本社会党  
を代表いたしましたして、只今議題に供せ  
られております警察法の一部改正案  
に關し、吉川君説明にかかる日本社会  
党提案の修正案に賛成いたしますと  
共に、政府提案を修正いたしましたる  
ところの委員長報告にかかる原案に對  
しまして反対の意思を表明するもので  
ございます。(拍手)

昭和二十二年制定せられました警察  
法による新警察の制度は、戦前の日本  
の病根でありましたところの強大な  
る中央集権的国家警察の機構を地方住  
民の自治的な機關に還元することによ  
りまして、真に民主的な社会を建設せ  
しめようと意圖したものでございま  
す。曾つての不幸なる戦争によりまし  
て多くの犠牲を拂つた結果、ただ一つ  
から得た教訓でありますところの民  
主主義を守るために、そうして平和の  
日本を建設するために、この基本的  
な方針こそは飽くまで我々は國民とし  
て守り抜かなければならないことは、  
あえて今日論ずるまでもないところで  
ございます。要するに、新しい警察

制度の根本精神は、これを政治社会の  
基礎を流れておりますところの近代  
精神の中にこそ求めることができると  
思ふのであります。(拍手)曾つて  
日本の政治は神の權威の下にあり、そ  
れは王者の權威と合体したところの神  
權的絶対主義政治となつて、我々の前  
に、警察も、軍隊も、そうして政治の  
すべてが民衆の上にかかつて君臨  
して参つたのであります。この政治社  
会におきましては、個人の尊嚴などと  
いふものは問題にされない。個人の仕  
合せなどというものは常に捨てて顧み  
られなかつた。お國のためにといつた  
だ一つの美名の下に、國家の一部少数  
の特權階級の下に、それらの人々の必  
要の範圍内においてのみ個人は尊重を  
されて今日に至りました。かかる社会  
においては、その制度の必然の結果と  
いたしまして、あらゆる制度といふも  
のは、既存の權威を維持し、これを存  
続するためにのみ動員されて参つたの  
であります。(拍手)従ひまして、警察  
は常にそれらの支柱としての役割を果  
して、あの恐るべき戦争に、そうして  
不幸なる敗戦にまで導き来たつたので  
あります。繰返して申し上げますなら  
ば、軍隊或いは警察といふものが、曾  
つて日本においては民衆の味方として  
或いは國民の幸福を確保するために存  
在したのではなくて、封建的な政治  
の仕組を支える支柱としてだけ役割を  
果して参り、(拍手)常に物理的威力と

して最大の効力を發揮すべく、時の為  
政者によつて指導されて参つたのであ  
ります。(公式論だ)と申す者あり)こ  
れが皆様、日本の過去の悲しい歴史の  
事實であります。安井君はこれを公式  
論だと言ふが、かかる公式論すらも理  
解されなかつたところに曾つての日本  
の悲劇のあつたことを我々は顧みなけ  
ればならない。(拍手)かかる歴史的反  
省を持つときに、戦いに敗れ、再建の  
途上にある日本の将来の運命を思うと  
きに、我々は昭和二十二年に作られ  
ました新しい警察制度は軽々しく  
は変更してならないとする大きな義務  
感を持つものでございます。而りいた  
しまして、人類文化の發達は社会の固  
定を許さないものであります。すると共  
に、あらゆる科学の進歩は社会経済の  
實態を時々刻々に変化して参ります。  
従ひまして立法におきまして、或い  
は時の政府の政策におきましても、動  
きつつあるところの、進みつつあると  
ころの社会を現状のままに金縛りに縛  
ろうとするような、民主主義とはおよ  
そ縁の遠い強權的な作用が行われます  
るときには、そこに無用の摩擦を生じ  
るばかりでなく、それは民主的な社会  
秩序を破壊することと相成ります。今般  
の警察法改正に當つてとられましたる  
ところの政府の心構えを見まするとき  
に、我々は残念ながらかかる懸念を持  
たざるを得なかつたのであります、

(大丈夫)と呼ぶ者あり)不肖私も委員  
会におきまして、再三に亘つてこの点  
質疑を試みたのであります。が、立案  
者たる政府側委員の答弁は、常にこの  
点に關しましては曖昧模糊、本員を満足  
せしむるに足るものではなかつたので  
あります。このことは、質問いたしま  
する私どもにとりまして、これを答へ  
る政府にとりまして、極めて不幸な  
ことであつたと存じます。この見  
解の相違というものは一体何に基因す  
るものでございましょうか。これは現  
在の政府が真実の民主主義を如何に把  
握しているかという点に問題はかかつ  
て参ると思ふのであります。が、マツ  
カーサー元帥が累次の書翰の中におい  
て指摘いたしましたる中心理念といふ  
ものも、一言にしてこれを申し上げます  
ば、如何にして日本の民主主義を守る  
かの一点にあつたと私は理解するもの  
であります。従ひまして、國民の選良  
として今日議席を有する光榮を持つ我  
我議員たる者は、常にこの点に關して  
思いをひそめますると共に、民主主義  
を守るといふ一点こそが不動の指導理  
念として我々の胸の中を流れて行かな  
ければならぬと思ふのであります。即  
ち近代民主政治におきましますところの  
主權在民の概念と申しますものは、  
個人の尊嚴と福祉の維持発展というこ  
とを飽くまでも基調とするものであり  
ます。そのことが、他面において、例  
えば警察問題を中心といたしましたと

果して参り、(拍手)常に物理的威力と

果して参り、(拍手)常に物理的威力と

果して参り、(拍手)常に物理的威力と

果して参り、(拍手)常に物理的威力と

果して参り、(拍手)常に物理的威力と

果して参り、(拍手)常に物理的威力と

果して参り、(拍手)常に物理的威力と

果して参り、(拍手)常に物理的威力と

きに、運営上いささかの不便はあろうとも、運営上の少々なる欠陥はあろうとも、そうしてそのために国自身がいささかの迷惑をこうむらうとも、民衆の尊厳と福祉が維持されるという一点が確保される限りにおいては、それは国家国民の盛大を意味するものなのであります。(拍手)人類社会普通のこうした理念を我々は飽くまでも中心としなければならぬと思ひまするときに、国家があつてその下に個人が附随するのではないということをお我々は再確認しなければなりません。かくいたしまして、社会公共の秩序と福祉の維持についても、国民はそのみずからの権利を以て公共の福祉に反せざる限り適當なる方策を立て、適當の施策を行ひ得ることとなるのであります。地方自治団体の維持するところの警察制度の本質的価値というものは、一にかかつてこの精神の中に求められなければなりません。たとえ、その運用の面におきまして、いささか支障ありといたしましても、基本的な問題といたしまして、自警の持つ、いわゆる自治体警察の持つ本質的な価値というものは、いささかも没せらるべき性質のものでは断じてないであります。こうした精神を我々が推し進めることによつて、こうした精神に指導された法律が成立することによりまして、初めて、警察は、我々民衆の上に君臨するものではなく

て民衆に奉仕するものと相成りますと共に、權威の行使に甘んじ、その威力に附随して、小さき権力意識の蔭に躍つて参りましたところの曾つての中央集権的官僚機構とはおよそ姿を変えた、内容を変えた、人民の真の公僕として警察が我々の前に現われる可能性を我々は考へるのであります。(警察講演会だ)と呼ぶ者あり)現在において我が国の自治警察というものが分散の状態にありまして、運営上統一的不利の存することは、むしろ却つてこの間の消息を事実によつて示さんとする教育的措置であると、我々はこの際考へて然るべきものであらうと確信するものであります。(演説が遠くぞ)と呼ぶ者あり)言ひ換へますならば、今日運営上の不便の点におきまして、自治体警察が世の冷たい批判の前にさらされておりますが、そのこと自体が自治体警察の持つ啓蒙的価値を明らかに我々に雄弁に物語るものであることを私は確信するものであります。警察法の改正に当りましては、常に以上申述べました角度に立つて我々が検討することが必要であると思つてあります。この点を、私、第一に満堂の諸君と共に確認いたしました。逐次問題の要点に触れて参りたいと思つてあります。(時間が切れるぞ)と呼ぶ者あり)

も能率的に検査する使命が存するのでありまして、現在の制度がそれを完全に果しているかどうかとなります。と、問題があると言わなければなりません。即ち財政的基礎の弱い地方のいわゆる弱小町村が、その費用の負担に堪えかねまして、今日むしろ国警編入を望んでおる事実、或いは国警と自警とが張り合ひをせし、二階の上と下に集官が脱み合つておるといふ痛ましい姿、或いはその自警、国警の連絡不十分のために起る捜査能力の低下、人事交流の不円滑から来ますところの自治体警察職員の意気の銷沈、地方ポストの容易なる結託、警官の素質の低下、こゝろの点におきまして、今日多く問題となつておるのであります。政府が真に善意を以て警察法を改正するとするならば、この不備を補うという点を第一点といたしまして、飽くまで自治警察の精神を没却してはなるまいと思つてあります。要するに警察制度が今日一応検討されなければならぬ段階に立ち至つておることは私も認めることであると思つて、その前提に立つ場合におきまして、新警察制度の持つ理想精神を否定することなく、法改正によりまして運営上の不備なる点を矯正すべきでありまして、仮にも、警察能率の向上であるとか、朝鮮事案がどうだとか、或いは治安確保がどうだとかいふような名の下に、好

機逸すべからずとして国警を強大ならしめ、中央集権的警察制度の復活を図り、或いは警察官官僚機構の拡大を招くことによりまして、再び国家警察へ逆行するような意図を含むところの政府原案に對しましては、生長の過程にある日本の民主主義を守るためにも、民主社会にふさわしい警察制度の確立を望む立場からも、我が日本社会党は声を大にしてこれに反對せざるを得ないのであります。同時に、先ほど吉川君の説明の通り、我が党の基本精神に則りまして修正案を上げざるを得なかつた理由というものは、一にかかつてこの不備なる政府原案に肝胎しておるのであります。即ち政府原案は、国警捜査権の拡大、国警における自治警察への優位の確保、或いは小自治警察の廃止、国警定員の増加などを骨子としたものであります。新警察制度の企図いたしましたする警察の民主化、地方分散、或いは警察が地方自治の真義に則つた国民に属する民主的權威の組織であらねばならないとする等とは、全く相反しておるものであります。要約して申しますならば、政府原案は、第一に、地方分権による民主主義育成の政策をいささかも講ずることなく、單に能率的立場に名を借りまして、民主主義的地方分権主義の圧殺を図らんとすると言われても一言もないところであらうと思つてあります。第二には、現在の国内情勢からして

警察制度を再検討するとするならば、当然、予備隊であるとか、或いは海上保安隊、或いは法務府特審局等、一連の關係において調整いたしました、根本的検討を加へるべきであつたと思つてあります。本問題に關しましては、私どもは二三度に亘りまして大橋君に對しても水を向けたのであります。君に對しても水を向けたのであります。一応この改正で以て当分は足りるとの答へは我々を誠に悲しませましたのであります。従ひまして、かようなことを慮つた片手落ち法案でありますと共に、新警察法の基本精神であるところの、警察官だけが警察であるという考でなく、市民みずからの警察であるとするところの市民自治警察の精神に反するところの反動的なる内容を持つものであらうと我々は理解したのであります。従ひまして、皆様、民衆の喜びを喜びとし、民衆の悲しみを悲しみとしないと言われるところの反動者の性格を持つ現政府の反動政策の先頭をなすものが本法案であります。ここに、日本社会党は全国民を代表して、(笑聲)敢て國民当然の責務として、諸君は笑ひけれども、そんな悲鳴はやめ給え。とにかく我々は自信を以て今日政府原案に我が党は反對するのであります。なおこの際一言申したいことは、国民民主党並びに練風会より修正案が上程されております。これは政府原案の持つ不備に對しまして、第四十條に

おいてこれを修正し、市に隣接する町村においては、住民投票により当該市と組合警察を作り得ると規定してあるのでありまして、少くともこの点だけに關しましては、その精神に對して我々は敬意を表するにやぶさかではありませんが、衆議院において行われたことは、先ほど吉川君が痛烈に発表の通りであらうかと思ふのと同時に、先ずこの問題につきましても、かかる部分的な一部修正を以てしては、政府原案の持つ欠陥を救ふことの断じてできないことは、恐らく良識ある緑風会の皆様、民主党の皆様御自身がこれを御了解であらうと思ふのであります。従いまし、かかる局部的修正案の上程が、道議的には極めて善意に満ちた皆々様のその意思というものが、結果からいたしますとすると、逆に吉田内閣及びその與党である自由党の諸君に断乎たる勇氣を興え、そうして民主党並びに緑風会諸君の良心的な政治意図すらが遂には反動的な政府原案を成立せしめる片棒を担ぐことに相成つておるといふことは、國家の悲劇であると断ぜざるを得ないのであります。(拍手)「ノー」と呼ぶ者あり)従いまして、我が党は、緑風会並びに民主党の諸君苦心の結果に成つたのでありましようところの(さ)ようであります」と呼ぶ者あり)この折角の修正案に對しまして、その不備な点を衝きまして、これ又断乎として反對せざるを得ないので

あります。同時に、修正案第四十二條の二の規定によりますとすると、「前項の規定により共同で警察を維持することのできる町村は、政令を以てこれを告示する。」と書いてあります。國會が、極めて問題は大であります。国会みずからかかる重要なポイントを政令に任せるといふことは何でありますし、結局これは國會審議權の放棄であり、立法院に連なる我々議員みずからの權威を失墜せしむるものとして、諸君に猛省を促してやまないところであります。(拍手)

次に政府原案の條項に従つて重要な數点を指摘いたしますならば、先ず國家地方警察並びに自治體警察の名稱に關してであります。先ほど吉川君が該博なる知識を傾けてこれを述べました、この國警の語源はナショナル・ルーラル・ポリスであります。が、(笑聲)ナショナル・ルーラル・ポリスを不用意にも國家地方警察と訳したところに今日の問題があります。社會黨時代にそうしたことをしたのはないか、お前らそういうことを言うことは怪しからんというならば、これは論理學の一頁をも知らぬものである。なぜならば、過まちを改むるに憚ることなかれであります。(笑聲)拍手)従いまして、問題は、我が國におきましては、有識者を含めまして一般民衆が持つております國家というものの概念が極めて特殊だ。幾らこれをアメリカ

カ人なんぞに説明しても彼らにはわからない。我々日本人においては、今日においても、ヘーゲルの哲學を中心としたします旧來の國家至上主義觀念が根強く我々の胸の中に巢を食つておる。インテリと言われる者ほどこれがひどい。個人のために國家が存するにあらず、國家のために個人が存するといふようなヘーゲルの言葉を、残念ながら我々は長い間肯定して今日に至つた。彼はその著述を通じて、國家の制度のうち、立憲王制が理念の發展及び實現の最高理想の姿であると述べておる。このヘーゲルの考えが我が國に導入されますとすると、結局するとところ、王制という特權階級が保有しますところの權威に對する絶対的服従を強要する哲學と化けました。こうして、曾つてホップスが説いたように、國家といふものは社會契約であると共に服従の契約であるといふことと本質的には何ら差異を認め得ないものとなりまして、これらの思想によつて、或いは日本の暫間的なヘーゲリアンの指導によつて、明治以降最近まで、日本の思想界といふものは徹底的なる奴隸的根性に養われて參つたのであります。

(同感)と呼ぶ者あり、拍手)戦いに敗れた今日、我々がこのことを思いまするといふと、誠に慄然たるものを感じますと共に、今にして目覚めなかつたならば、國民の不幸これに過ぎるものなしと断ぜざるを得ないのであります。

す。要するに國家という語は最高の權威を伴う特別な内容を持つものであると、これは議論を抜きにして常識的に國民に思ひ込まれておる。問題はここにあります。従つて國警の諸君が自警の諸君より偉いと考へて来るに至りました。又一般國民も、國警は自警に優越するといふ、名稱より來たる錯誤觀念を持つに至りまして、この觀念をこの際徹底的に是正することなくしては断じてならないのであります。私は社會黨修正案の通り、啓蒙的意味を含めまして、言語の意義を明確にいたし、法文規定の實質に即応いたしましたように、前者を全國村落警察と名付け、後者を都市警察と修正することにしまして、名は体を現わすといふ日本の言葉を思い浮べながら心から賛成するものでありますと共に、諸君の御賛同を少くともこの一点に賜りたいと存するものであります。

次に定員の問題であります。政府原案によりますと、弱小自警の廃止によりまして、当然それだけの自警の定員が國警に流れ込んで来る。うつかかりあの政府原案を見ますといふと五千人だけ定員が増加すると感違ひをするのであります。何ぞ測らん自警の定員は無制限である、即ちこの自警のほうは定員の枠が外されていることを忘れてならぬのであります。従いまして現在自警と國警と合せて十二万五千人、國民六百人が一人の警官並びにその家

族を食ひさせているといふことになつて、これで足りなくて、なお又定員を増す。我々は國家治安のためという説明を聞きましてはたれども、今日警官の少なきを悲しむ者はない。むしろ月給が安くて、教養が低下して、質の悪い警官が余りに市中に多いことを我々は悲しんでおる者が多いのではなからうかと思ふのであります。(拍手)従いまして、特別な國家擾乱には警察予備隊のあります現在、私どもは、この官僚組織が持つところの、特有でありますと、何と申してみずからの陣容を拡大強化せしめんとする習癖に對抗しますために、この定員増加に反對してやまないものであります。

(同感)と呼ぶ者あり)要するに、この場合において定員増加の費用といふものは警察官の給與に廻し、警察官が命がけで後顧の憂ひなくその職務に勤励できるよりにいたしますと共に、近代しめるべきであらうと考へるものであります。

第二十條による都道府県知事に対する新たな権限付與の問題は、吉川君の説明の通りであります。仮にも公安委員會の権限を、我々の否定しない限りにおいて、公安委員會が自動的に或いは他動的にその機能を失つたとき以外には、絶対にかかる措置はとるべきではないと考へるものであります。次に弱小自警廃止の問題であります

が、これは財政的問題より今日弱小自警の存在が問題となつておきます

が、我々といはしましては、最終的結論を待たなければ、将来自治体警察を都道府県及び人口十万人以上の都市に置くこととし、国警は全部これに吸収せしめるべきであり、今日自警を潰して国警をふくらますというのはいは我々は反対である。こういうことをすることによりまして、又一方、中央には、国家的規模の特殊犯罪を取締り、且つ警察通信施設、犯罪鑑識施設、警察教養施設、統計等の事務を掌るアメリカのFBIに近い機構を設けるべきであると共に、北海道のごとき特殊地域については別にこれを考慮することによりまして、且つ又警察予備隊の任務を明確ならしめることによりまして、真に理想的なる警察制度を確立すべきであらうと思ふのであります。住民投票の問題に關しまして、住民投票といふものは民主的なる一つの方法であることには間違はないけれども、一体今突如として……、皆様の国の状態を考えて下さい。自警を廃止する、住民投票をやると、一体どういふ結果がこれは起きて参りますか、(なぜ賛成したんだ)と呼ぶ者あり) 思ふ半ばに過ぎるものがあるものであります、我が党はこれに對して反対せざるを得ないのであります。従いまして、その意味におきまして、これは大幅な組合警察の設置を期待する我が党の修正案は警察法の根本

を生かすものであるとして、私は心から賛意を表するものであります。

次に本法案は予算の裏付けを今日いたしておりません。勿論これはこの場合止むを得ないとする一つの口実もありませんが、延長又延長のこの国会におきまして、一体この定員増によりまして、この予算は如何相成るか。これは確信があるということに政府側からは聞いたのであります。当初二万人を要求した法務總裁の要求が、池田蔵相の裁断によつたのであります。五千人に削られた。如何に今日何と抗弁いたしましたも、こういう私は内部のからくりを新聞を通じて残念ながら知つております。従いまして、且つ又廃止せられざる自警側の平衡交付金問題に對しては、政府の答弁では極めてあまいであります。従つて、私は予算の面よりいたしましたも、本法案は不備なりと断せざるを得ないのであります。

以上私は、極めて概括的ではありましたが、問題の所在を明らかにいたしました。何が故に委員長報告にかかる原案に反対し、何が故に日本社会党提案の修正案に賛成するかを申し上げたのでございませうが、諸君、警察制度なるものは、警察の性格なるものは、誠に固い性格にかゝる重大問題であります。延いては一国の運命にかゝる問題であります。本案は衆議院におきましては多数を以て政府原案が可決になつたは

でございませうが、我が参議院は二院制度の妙味を發揮いたしました。是非とも新たな角度に立つてこれを眺めなければならぬ義務感を私は持つのであります。諸君は如何でございませうか。國民を代表する我々議員が、民主主義を守るためにも、今日こそ比類なき勇氣と良識を持たなければならぬ。こういう意味におきまして、私は殊に民主主義の諸君、なにかんなく現在の反動的なる吉田内閣の内政に批判的でありませう健全なる民主主義の諸君、(笑聲)それから是非々々を以て常に天下に聞えておられるところの良識ある緑風会のセントルマン諸君、(拍手、笑聲)そして第一クラブの諸君(「そうだ」と呼ぶ者あり)及び小会派の諸君は、今日こそ、この改正に當つて、勇氣と良識とを必要とするのであるといふことを、私は日本社会党を代表して心から訴へまして、私の討論を終る次第であります。(拍手)

○議長(佐藤謙武君) 石村幸作君。(石村幸作君登壇、拍手)

○石村幸作君 私は自由党を代表して本案に賛成するものであります。本法案は、政府の提案理由から見ても明らかであります。ごとく、その基本的目的は治安の確保にあるのであります。警察運営の民主化と、その地方分権を主眼とする民主警察の精神を尊重しつつ警察力の強化と運営の能率化を図らんとするもので、國民待望の議和

を前にして国内治安の万全を期せんとするものであります。これは当然のこととであります。以下主要の点を挙げまして本案に賛成の理由を述べます。

その一つは國家地方警察に關する事項であります。先ず國家警察の警官で、警察大学、管区学校等に在學する者五千人を限つて國警基本定員の枠外に置き、その実働勢力三万人を常に確保しようとする点であります。私も勿論國警の無謀な増員に對しましては、曾つての警察國家の弊害を恐れ、にわかに賛成いたしたかねるのであります。が、現在大きな欠陥とされております。在職警官五千人による空際を補つた程度の最小限の増員によつて、國警として必要な勤務の配置を可能ならしめ、自治体警察からの援助の要求に對しても十分に對処し得る等、補充的役割を持つ國警本来の使命を達成するに足る警察力の増強を図り、以て治安の完璧を期せんとすることは、誠に便宜を得た措置と思ふのであります。

次に、治安維持上重大な事案につき、止むを得ない事由があると認めるときは、都道府県知事が國警の出動を都道府県公安委員会に要求することができるといふこと、都道府県公安委員会には都道府県知事に対してその措置をとることを勧告することができるという点であります。これは自治体警察が重大な事案を処理せず、又は処理を誤まつた場合、そのまま放棄するとき

は治安上憂慮すべき事態であるにもかからず、当該自治体公安委員会が何らかの理由で國警への援助を要求しない場合、例へば自治体公安委員会が外部勢力の圧迫によつて機能を喪失したといふような止むを得ない場合に備えて、治安維持の万全を期せんとすることは、極めて當を得た案であると思ふのであります。これに對し、往々これは國警優位、中央集權化への端緒であるかのごとく憂慮される意見も聞くのであります。が、國警がこのような事態收拾に乗り出すといふことは、前にも申述べた通り、國警本来の役割の一つであり、又都道府県は完全なる自治体で、その管内一般治安の責任を有すると地方自治法の上に認められてい

らわけで、極めて民主的と言ひ得ると思ふのであります。

その二は、自治体警察の総定員九万五千人の枠を外し、政令の定める基準による定員制と、法律による全員配分の調整制とを廃止いたしました。地方的要求に即し、且つ地方的事情によつて、その自治体において自由に條例を以て定めることができることとする。共に、人口五千人以上の市街制町村は、住民投票によつて自治体警察の存廃を決定できるようにしたこと、これらは、全く中央集権を改め、地方分権を推進し、地方住民の意思を尊重する、民主主義に基づく新警察制度の精神に副うもので、頗る妥當なる案であります。又自治体警察が廃止された場合、その警察吏員を全員國警に編入し、國警の基本定員外に置くことにしたのも、それら警察吏員の身上を保障するための適當な配慮が加えられておるものと思ひであります。殊に能率の点においても、財政の面からも、とかく論議のあるいわゆる弱小自治体警察が、これによつて、住民の意思により廃止され、当該自治体の財政が緩和されることは、天下り式で自主性のない自治体警察定員制の撤廃と共に、地方側多年の要望に應えたものであります。恐らく國民大多數の意思に副うものと存するのであります。

その三は相互援助の規定を明確化したことであります。即ち相互援助をそ

の自警國警間のみにとどめず、自治体警察相互間にも應援の途を開き、且つ管轄外における職權行使の規定を設け、なお、相協力して治安の維持に當るべく、連絡の保持、情報の交換等を規定し、亦援出動に要した費用及びこの場合の公務傷病死に等しいについては、すべて國庫の負担とすることを明らかにして、現行法の不徹底と欠陥を補ひ、多年の懸案を解決したことは、地方行政上二つの功績として高く評価されるべきものと思ひであります。その他、公安委員の資格要件を緩和したことや、北海道における特異性に鑑みての道公安委員会の改革など、いずれも実情に即した案であります。

要するに本改正は、全体的に見て、現下の治安の事情に鑑み、全く十分なりとは言い得ない点もあるものであります。ここに取上げられた限りにおいては、いずれも適當且つ必要な改正であつて、我々は、政府も国会も相携えて今後も研究を重ねて、地方分権を主眼とする民主警察の実を失ふことなく、更によりよき改良案を考えられることを将来に期待して、本法案に対しては全面的に賛成するものであります。

なお、本法案に対する修正案については、先刻委員長より報告がありました通り、委員会において可決された修正案は必ずしも不適當な考え方ではないと認め、これに賛成するものであります。以上を以て私の賛成討論を終ります。(拍手)

○議員(佐藤隆武君) 羽仁五郎君。〔羽仁五郎君登壇、拍手〕

○羽仁五郎君 私は本案に反対し、従つてこれを根本的に修正してない委員会修正議決案に反対し、これを根本的に修正しようとしている社会党修正案に賛成するものであります。

その理由は次の三点に要約されます。一、日本の國民が現在その生活の増進よりも社会保障の充実であり、警察の増強を先にしよとするのは本末の顛倒も甚だしい。〔其の通り〕と呼ぶ者あり、拍手。二、現在の日本の警察に對して國民が希望してやまないのは、先ず第一にその素質の改善向上であつて、今日の劣悪願うべき素質の警察官の増大にほかならない。〔その通り〕と呼ぶ者あり。三、我が警察の民主化の主体たる自治体警察の未発達を口実として、これが改善の努力をなさずして、ひたすら國家警察の拡大を図り、我が警察民主化の根本を覆えんとするやうな企てに對しては、国会は飽くまでこれに反対しなければならぬ。これら三点について、次にそのおのづから根拠を説明いたします。

第一、社会の平和は、社会保障と警察的治安秩序と、この二つが車の両輪のように、両々相待つて初めてこれを望むことができると言われます。而も実はこの二つのうちの社会保障こそが主であり、第一義であり、ここには積極的な生産的の意義があり、國民の幸福の希望がある。これに反し、警察は飽くまで従であり、第二義であり、ここには積極的の生産的の希望、意義もなく、國民の幸福の積極的の希望もない。ここにおいて、この社会保障の車輪を余りに小さいままにして置いて、警察の車輪のほうばかりを大きくして、この両輪の車を走らせようならば、この国家はおのづから如何なる方向に向つて突進することとなるか。何びともその恐怖に堪えないではありませんか。(拍手) 政府はまさか警察のみに頼つて治安を維持しようとしているのではあるまい。それならば、政府は、本案によつて警察の増強を我が国会に求められる前に、どれだけ社会保障の充実を努力されたか、一体、国の行政は、そのそれらの方面にバランスのとれた力が注がれるときに、初めて健全なる政治の状態を実現し得るのであります。予算においても、国の行政の百般の各項がそれら如何なるウェイトを以て、全体のバランスが得られるものであるか。不幸にして政府は本案に關し、この点について私が幾たび委員会において質問しても、その数字を

與えることができなかった。現に今回の警察法改訂について大蔵省に反対があつたことを誰も知つております。現在大蔵省がこれを自覚しておるかどうか。いずれにしても、本案にその頭を出しているやうな警察増強の主義には、国の行政及び予算のバランスを破り、頗る危険の状態を導くものがあるからこそ、それが大蔵当局において問題ともなつたのであります。我が國の國民の現在の実情からして、現在の社会保障は余りに不十分であり、バランスを失し、危険であります。社会保障制度審議会は、その委員長大内博士が財政の権威でもあり、我が國の經濟の実情において当面最も緊急の最低限の要求を答申したのであります。然るに政府は、この当面最も緊急の最低限の社会保障費を出していないではありませんか。当面緊急の最低限を下つていくということは、我が國家社会の危険をそのままにしていくということなのであります。然るに、現在、警察は、事実最大限を超えています。我が國は戦時中でも警察官の数は十方を超えたことはなかつた。それが現在では自治警察及び國警合わせて二十五万五千、數において決して少くないのであります。治安情勢から見るといふが、そのために國警予備隊もある。帝政ロシアの秘密警察オフラナは、仕事がなくならず暴動を扇動して、みずからが大なる理由としたといふことは、この一月十一日の講演

新聞の社説であります。諸君は我が國を帝政ロシアの歩んだ方向に置こうとするか、しないか。これが第一の問題であります。

第二、新しい警察法、なにかなくその前文に規定せられておるような民主的任務を遂行すべき我が警察官の素質が、未だに甚だしく劣悪を極め、國民に厭うべき感情を興えていることは、國會の深く遺憾とするところなればならない。最近、海上保安庁の汚職事件は、國民に深い悲しみを興えている。警察官の汚職は、これが摘発最も困難であるだけ、白晝公然の秘密というか、國民周知の事実を警察側が公然これを否定し、如何とも手の着けようがなく、國民は憤怒と憤嘆とに堪えない。商売ものを只でとるといふやうなことは、百姓、町人、民間の正業ある者の決してしないところでありませう。警官がこのやうなことをするならば、無頼漢が店頭に座り込み、商品に手をかけても、市民がこれを如何ともすることができない。日常、警察の取締の対象とされておるいわゆる弱い立場に置かれておる市民老若男女の嘆きは、諸君の耳目に達していないはずはない。数日前の東京新聞の投書などを御覽なさい。私はこれらの事実を一々とがめようとするものではない。私の主張しようとするのは、民主警察官、なにかなくその第一線一般下級警察官の素質の向上を今日当面第一の急務

とする民間の世論が、無視されてはならないということでありませう。そのために、良識ある政府と國會とが今日当面先ず第一になすべきことは、警察官の数の増加ではなく、(その通り)と呼ぶ者あり)その素質向上及びそのための待遇の改善、設備の充実であるとするのである。この二十六日の読売新聞は次のように記している。「現在結構にかかつて勤務を休んでいる療養中の警官は警視庁管下において六百二十名という。六百二十名と言えば因警神奈川全体に匹敵する。大きな警察の三カ署くらいは新設できる数である。これは容易ならぬことである。警官と言えば薄給という言葉が連想される世の中であつて見れば、結核警官の療養設備を先ず考へねばなるまい。然るに二百名を收容する警察病院と、年一回の健康診断だけが設備の全部とあつては、それこそ二階から目薬である。何よりも心身の疲労に対して十二分の栄養のとれるような給食が必要であり、十分に安眠のできる宿舎の設備が欲しい。睡眠不足の、栄養不良の神経衰弱気味の警官などは私たちにとつては困る。男の警官のヒステリー症状ほど、(その通り)と呼ぶ者あり、拍手)私たちが良民を悩ませ、苦しめるものはない。」(法務総裁よく聞け)と呼ぶ者あり)

更に重大の問題がある。民主主義の原則、基本的人権の尊重のないうところには、警察官に対して國會が興えている取締、又逮捕、尋問などの権力は、忽ち人民の自由を圧迫する恐るべき專制権力となり、その武器は凶器となるのであります。兵は凶なり。棍棒、拳銃、皆凶器である、基本的人権の意識に伴わない武器又は過剰の武器は、いづれも取りも直さず人民の自由と人権との侵害となる。現に憲法、又警察法、又警察官職務執行法あるにかかわらず、拳銃が人民の基本的人権の最高のものである生命を脅かして使用されている事実が数えるにいとまないのである。(その通り)と呼ぶ者あり)現在の我が警察官の拳銃の武装は、いわゆる警察予備隊の設置以前において、およそ國に存在すべき必要にして十分の武力として承認されたものであるから、この警察予備隊の設置以後においては、従来の一般警察官の拳銃武装がそのまま承認されるべきかどうか再検討されるべき問題である。果して一般警官の拳銃携帯に如何なる必要があるか。私は当局に対してその数字的根拠を求めましたが、與えられたのは、拳銃暴発、即ち警官の拳銃携帯が如何に不必要であり危険であるかの数字的根拠のみでありました。新聞などに掲げられたメーデーなどの写真を見ても、民主主義以前の警官は、帯剣していたけれども、容易に拔劍を許されず、専ら素手をして処理していたに對し、民主主義の今日の警官が右に拳銃左に棍棒、

而もややもすれば忽ち棍棒を振りかざすその人相は、民主主義以前の當時より却つて凶悪なるものがあります。(拍手)我が國の交通巡査が拳銃を携帯していることの必要が果してどれだけあるか。如何なる事態にも対処し得るために、常時必要がないのに武器を携帯するというのは、武力主義の時代ならばいざ知らず、國家の権力又武力がいやしくも人民の自由と人権とに圧迫的に働くことを許さない今日の民主主義において、許さるべき観念ではない。我が警官の拳銃携帯が、却つて我が國のギヤングたちの拳銃携帯を挑発している傾向のあることも悲しむべき事実であります。

而もこうした武力をも含む警察権を國會が承認する警察官が、果してどれだけの民主主義的教養を以て、この武力を含む警察権を、決して國民の自由と人格とを圧迫する方向においてでなく、常にこれを擁護する方向においてのみ行使するという保障を、我が國會の信託に依つて示すことができるか。この最も重要な点についても、法務総裁も國會議員も何らの調査資料を我が國會に提出し得なかつたのであります。基本的人権を、概念においてのみならず、感覚においても切実の体験として身に付けるためには、文学などを含む一般的教育が最も重要であるけれども、これらの点が全く閉却され無視されているのみならず警察学校、警察大學などの教育において、近代教育学の進歩が殆んど取入れられていない。東大又国立大學そのほか日本の教育学の進歩を代表している学者たちの協力さへ求められていない。公務員の素質と能力とをあらゆる方面からテストする方法として、人事院が研究し実行しているマルチプライライ・チョイスなどの方法もある。又国立大學の社会学心理学研究室などに委嘱して、外から見た日本の警察の現状を客観的に明らかにすることもできるのである。委員会において、法務総裁、國會議員がこれらの点につき私の指摘に服され、今後これらの実施に速かに手段を盡すと公約されたことは、國會の鋭記監視されたところでありませうが、現在、國會がこれらの客観的資料に基いて安心して本案を可決することができないことも事実であります。この二十七日の東京新聞の世論調査においても、警官の質の向上を希望する者が第一位であります。人員の増加の希望は第六位であります。そのパーセンテージにおいて後者は前者の実に五分の一に過ぎませぬ。この二十九日、放送局が静岡県二俣における拷問事件について良心的な放送を行なつておりました。警察民主化の今日の日本に未だに警察官が民主人民に對し拷問を行なつてはいるかの疑惑の存する事實は、誠に由々しい問題であります。素質劣悪の警察官、なにかなく基本的人権の尊重の意識の低い

警察官の数の増加は、国民を苦しめ、民主主義を危くする。今日、当座の急務、先ず第一になすべきことは、警察官の素質の改修、そのための下級警官の待遇改善及び教養、休養、そのほか各種の設備の充実であつて、断じて、数の増加を先にし、これら当座の急務をあとにすべきではない。

第三、本案が民主警察の根本たる自治警察の範囲を縮小し、国家警察を拡大し、即ち、我が日本の史上空前の犠牲を以て我が国民の誓約した警察の民主化の根本を壊えそうとしている点は、国会の決して看過してはならない最後の重大問題であります。

本案に対する公聴会の公聴人の多数がこの点を強く批判している事実は、無視するべきではありません。衆議院の公聴会においては、鈴木大蔵警視總監が、平衝交付金の基準単価が合理的に是正されれば、自警を投げ出す町村はないと信ずると公述し、梅津東京都会議員は、近頃の警察は強姦殺人等に対しては前がゆいが、労働者の団体交渉などに対する出動には熱心なようだと批判していたではありませんか。(拍手)そして、本院の公聴会において、我が警察制度の權威者土屋正三君は何を公述せられていたか。

今回の改正法案の主旨は、国家地方警察の拡充強化によつて市町村警察を補正するという考え方によるのではないか。果して然りとすれば、これは現

在の警察法の根本精神と矛盾する。我が警察法の母体ともいふべき二十二年九月十六日連合軍最高司令官書簡は、従来の日本が警察国家であつたことを痛烈に批判し、「今後の日本の警察は、憲法により、地方自治の原則に則つて、完全に地方分散でなければならぬ」と断じ、「過去の日本における国家権力による警察力の濫用の根本的是正をなすには、中央集権的統制に不可分に附随する警察国家的可能性は最も注意して避けなければならない」と記しています。然るに事件発生たびごとに治安の維持に強力な国家の権力の発動を要求するというのでは、我が国民は民主警察を維持して行く資格はないと申されなければならぬ。イギリスの警察の歴史を見ても、イギリスの治安は必ずしも常に良好ではなかつたのであります。而もイギリスの国民は、治安の維持に国家の権力の発動を要求することは極めて稀でありました。イギリス警察史の名著の著書リイ

は、行政官としても学者としても知られてゐるが、彼はこう記している。「当時有力な警察があつたならば、各地に発生した騒擾は大事に至らずして、食いとめることができたであらうが、イギリスの自由のために幸いにも、全国に亘つて威力を振い得るような強力な警察はイギリスには曾て存在したことがない」と記しているのであります。(拍手)多少の騒擾くらいはあつて

も、全国一般に亘つて威力を振い得るような強力な警察はないはうが、イギリスの自由のために幸いにも、全国に亘つて威力を振い得るような強力な警察はイギリスには曾て存在したことがない」と記しているのであります。(拍手)多少の騒擾くらいはあつて

も、全国一般に亘つて威力を振い得るような強力な警察はないはうが、イギリスの自由のために幸いにも、全国に亘つて威力を振い得るような強力な警察はイギリスには曾て存在したことがない」と記しているのであります。(拍手)多少の騒擾くらいはあつて

も、全国一般に亘つて威力を振い得るような強力な警察はないはうが、イギリスの自由のために幸いにも、全国に亘つて威力を振い得るような強力な警察はイギリスには曾て存在したことがない」と記しているのであります。(拍手)多少の騒擾くらいはあつて

も、全国一般に亘つて威力を振い得るような強力な警察はないはうが、イギリスの自由のために幸いにも、全国に亘つて威力を振い得るような強力な警察はイギリスには曾て存在したことがない」と記しているのであります。(拍手)多少の騒擾くらいはあつて

も、全国一般に亘つて威力を振い得るような強力な警察はないはうが、イギリスの自由のために幸いにも、全国に亘つて威力を振い得るような強力な警察はイギリスには曾て存在したことがない」と記しているのであります。(拍手)多少の騒擾くらいはあつて

も、全国一般に亘つて威力を振い得るような強力な警察はないはうが、イギリスの自由のために幸いにも、全国に亘つて威力を振い得るような強力な警察はイギリスには曾て存在したことがない」と記しているのであります。(拍手)多少の騒擾くらいはあつて

審議にこれを反映させるか、事実上に無視するか、この問題は最近特に国民が監視を集中しているところでもあります。

一九四五年十月四日、連合軍によつて日本の治安維持法が廃止され、十一月二十一日、連合軍最高司令部ソブ准将は新聞発表において、「警察官は国民の主人ではなく、その公僕とならねばならず、暴力、威嚇、及び非人道的な状態の置置所などによらず、賢明と模範とによつて治安を確保するよう訓練されねばならない」と強調している。「日本の警察は、民衆に奉仕するためでなく、政府当路者の野心を達成するために創設されたものであつた」とは、日本警察改革に関する連合軍最高司令官書簡の前提として、一九四六年日本に派遣されたヴァレンタイン・ミツシヨンの報告書の結論として、その六月九日の発表に明記されてきたところではありませんか。

警察の対象とすべき「犯罪は、局地的であり、局地的に処理すべきものである。」これは、このヴァレンタイン報告書に明記されていたところであり、近代的なる警察の根本原則である。然るにこの点について、私が委員会において二度繰り返して質問したのに對して、大橋法務総裁は遂に確信を示されなかつたのであります。法令によつて罪の範囲を拡大するのは民を網するものであります。警察の対象とすべき犯罪

罪は飽くまで局地的のものであり、全国的の問題は政治の問題であります。この政治と警察との混同、これこそ警察政治、警察国家の復活ではありませんか。(そうだと呼ぶ者あり)日本における民主主義の建設は遂に失敗に歸するのではないかとすることは、今日、世界の新聞及び一般の世論の疑獄的となつていないではありませんか。

最近アイリピン航海を終つて大阪に歸つた富士丸の海員は、アイリピンに行つて見て、如何に日本の再軍備がひどく嫌われているかを知つた。人夫も口をきいてくれなかつた上に、上陸も許されなかつたと言つてゐるではありませんか。去る十三日のニューヨーク・タイムスは、西ドイツにおいて最近ナチスの復活による新らしい右翼政党が、サキソニー州議選に一一％の投票を得て、十六の議席を獲得した事実を重視し、この事実は、フランス等のほかの西歐諸国をして西ドイツの再軍備の問題を改めて考え直さねばならない危険を感じしめてゐると記してあります。すでに遅い、というよりなことになつたらばどうするのですか。

日本占領軍最高司令部労働課教育班長ブラッテイ君は、その任務を解かれて数日前帰國されましたが、同君が、去る二十日、総評主催の労働運動弾圧反対大会において、帰國の挨拶に何と言つていたか。「私は帰國したら、米國

日本占領軍最高司令部労働課教育班長ブラッテイ君は、その任務を解かれて数日前帰國されましたが、同君が、去る二十日、総評主催の労働運動弾圧反対大会において、帰國の挨拶に何と言つていたか。「私は帰國したら、米國

日本占領軍最高司令部労働課教育班長ブラッテイ君は、その任務を解かれて数日前帰國されましたが、同君が、去る二十日、総評主催の労働運動弾圧反対大会において、帰國の挨拶に何と言つていたか。「私は帰國したら、米國

の労働者に、日本の労働者に與えられた基本権或いはその保障を次々と奪い去ろうとしている反動的な政策について報告することを、第一の仕事と考へてゐる」と述べられてゐるではありませんか。

結論として申し上げます。「何ひとも、自己の自由を守らうとする者は、

自己の敵をも斥迫から守らなければならぬ。若し我々がこの義務をやぶるならば、我々はやがて我々自身の身に振りかかつて来るであろう前例を打ち立てることとなるのである。これこそトム・ペインの不朽の名言であります。論議、願望第十二に何と記されてゐるか。「子貴政を問う、食を足し、兵を足し、民これを信ず。必ずやむことを得ずして、去らば、この三者において、何を先とせん。子曰く、兵を去らん。」現在の日本の現実に実情において、社会保障よりも警察の強化を先にし、警察の素質の改善よりも、その劣

悪の素質のまま警察の数の増加を先にし、警察民主化の根本を覆へして、自治体警察を軽視し、国家警察を重視しようとする本法案に対し、我が国会が民主主義と平和との誓約の下に立つ限り、断じてこれを否決すべきである。私は確信するものであります。(拍手)

のあとに、現在の政府は何を考へてゐるか。諸君もこれを知つてゐるはずであります。

これらの理由により、私は本法案に反対し、従つてこれを根本的に修正してゐないような委員会修正議決案に反対し、これを根本的に修正しようとしてゐる社会党修正案に賛成するものであります。(拍手)

○議員(佐藤寅次郎) 鈴木直人君。

〔鈴木直人君答へ、拍手〕

○鈴木直人君 私は委員会において可決されましたところの修正案に賛成し、又衆議院から送附されましたところの原案に賛成し、先ほど吉川末次郎君から提案されましたところの修正案に反対するものであります。(拍手)

その理由を申し上げます。現在の警察法は、数年前に片山内閣時代に、マツカーサー元帥の警備に基きまして、我が国の警察を民主化し又地方分権化するといふ目的の下に制定せられたのであります。その後、数年の間、実際にこれを我が国において実施いたしてきておりました。その経緯の過程におきましていろいろ欠陥のあることが指摘せられて参つたのは御承知の通りであります。その程度におきまして、い

つても警察法の改正が世論となりまして、或いは言論機関において取上げられ、或いは国民からの切実なるところの警察法改正の請願或いは陳情といふことになりまして、国会に訴えられ、我々の地方行政委員会におきまして

も、それらの多くは社会党を含むところの構想一致を以て諸議院が採択されて、その改正方について政府に送附いたしてゐるのであります。今回の政府の修正案の内容をよく見ますと、その殆んど全部が、我々本院において修正尤もなりと考へられて決議されました内容の主なるものが取上げられまして、修正案の内容になつておるわけであり、(その通り)と呼ぶ者あり、(拍手) そういうふうなことでございまして、今回の修正案の内容を私が見ますと、これは現在の内閣とか或いは党の性格といふようなものには余り關係を持たない事務的な内容を持つておる。(その通り)と呼ぶ者あり) 従つて、この民主警察の根本、この民主警察を維持して行く、又育成して行く、或いは更に強化して行くという観点については、いささかも變りのない内容を持つておるわけでございますが、(明快と呼ぶ者あり)例へばその重要な一点でありますところの弱小自治体警察に関する問題であります。これは先ほど相馬君が、弱小自治体警察に關するところの世論の批判について、数項目について非常に切実なるところの、尤もなることの批判がございまして、あのような批判がございまして、この自治体警察につきましては、今後どういふふうにするべきかということがいふやうな点において検討されたわけであり、その結果といたしまして

て、自治体警察は廃止すること、これを以て、これは自治体の自主性に任して、そして人口五千以上の市街の町村におきましては、その町村の住民投票によつて存置するか廃止するかを意思を決定して、その決定に従うという、極めて民主的な方法によつてこの重要な問題が解決されたわけであり、(その通り)と呼ぶ者あり) 私はこの解決法につきましては、自治体の自主性を尊重し、民主警察を維持育成しつつ、この弊害をこの町村民の自発的意思によつて解決するといふ方法をとつたといふことは、非常に、これは何と申しますか、手際よく考へ方であつたと私は考へておるわけであり、(拍手)、「ノー、ノー」その通り)と呼ぶ者あり) 又自治体警察の定員につきまして、これは七万五千人といふふうにはつきりきまつておるのであります。これも自治体自身の自主性を傷つけるものであります。これは現在の法律においては、法律を以てこれを制定するといふことになつておるのであります。今この改正によりますと、自治体自身の警察の定員はその自治体自身の自主性に任ずることになつております。即ち自治体自身が定員を必要としなさいといふことであるならばそれを減らしてもよい。又多くするといふことであるならば多くしてもよい。これまさに民主化の一步であります。今までの警察法の法律で

以て自治体の定員をきめるというやうな考へ方よりも、自主性に任じたといふ点において、我々地方行政の強化という点から考へて、非常にこれはいい法案だと考へております。(拍手)これについて、定員が多くなるとか、数が多くなるとか少くなるといふことは、それは、その人の主観に過ぎない。これは美談将来やつて見て初めてわかることであつて、すべてそれは自治体の必要性に應ずることであるからして、今後らにそのために警察官が雇はるとか少くなるといふようなことは、それは批判家の言うことに過ぎないのであります。我々はこれを實現して、そして自治体の自主性といふものを發揮するといふところに、我々は賛成をいたしておるわけであり、

又今まで問題になつておりましたのは、この自治体警察と自治体警察との間の応援といふものが法律的にできなからぬ。隣の町に問題が起つた。まうして、その町の警察官では足りないといふときに、そのすぐ隣の町の自治体警察官は応援に行くことができなからぬ。応援に行きまして、それは警察官としての職権を持つことができない。こういうことになつておるのであります。そこに行きまして或いは死んだり傷ついたりしました場合においては、警察官でないのではありませんから、補償の方法もないといふやうな状態になつておるのであります。ところが、

これは制定当時におきましては或いは意味もありましたでしょう。いわゆる自治体と自治体との間において、或いは国家警察或いは自治体警察の間を隔断することによつて、半身不随のような考へ方によつてするやうな意向も或いはあつたかも知れない。併しなから、この数年間実際にこれを経験いたしましたところが、非常にこれは不便であります。理論は別として不便であります。そういうことで国民の間に改正の戸となつた。それが又陳情となり請願となつて、数度に亘つて我々は社会党等すべてを含む委員会において、この改正について満場一致を以て政府に送付しておるのであります(拍手)それが取上げられまして、そうして法的措置がそれに與えられたのです。自治体相互間においても応援ができるということになりました。又問題になりましたのは、応援に行つたときに、その費用が出す所がない。その費用を出す所がない。その自治体において負担に堪えないというやうなことになつておつたのであります。今回は、国家地方警察にあらかじめ連絡して要請の形式をとつた場合には、全部これが国庫が負担するということになつたのであります。これはまさに自治体警察というものの育成強化であります。この費用は国家が負担することによつて、その費用は国家が負担することによつて自治体警察というものが育成強化されたの

でありまして、決してこれを弱化したのではない。最近聞きますと、そういうやうなことになつたならば、我々はもう住民投票のときには、そういう廃止するということをやめようという考へ方によつて来たかといふことを聞くくらいに、自治体警察の育成強化の案であります。こういうやうなことでございまして、これは国家警察におきまして、自治体警察におきましても、数回、何回も集まりまして両方それが一番いいということに現在なつておるのであります。反対という点は社会党においても全然ないと思ひます。その点については先ほどもその点について賛成ということでありませう。又五千人を増加するということとは非常に人間が増加するやうに思われまが、実は現状はこういうふうになつておる。いわゆる三万人の定数がございます。併しながら、平素、管区の警察学校それから警察大学に五千人程度の者が巡査、巡査部長、警部補、警部というものが一年中引上げられて訓練を受けておるわけです。そうして、その配置はどうかというかと、このこと。吉川君の言うやうに、国家警察という名前であるが村落警察でございませう、実際においては、でありますからして、各町村に駐在所が一つくらいある、それが国家地方警察の第一線であるわけですが、五千人近くの者が引上げられているために、その程度に

おけるところの町村が一年中欠員になつておるといふのが現状であります。或いは地区警察の幹部が欠員になつておるといふやうなことで、第一線がそのために欠員になつておるといふのが現状でございませう。それを今度五千人を増やすことによつてその町村の欠員を補充することができるともあつて、決して、第一義的に言へば、何といひますか、いろ／＼先ほど皆さんが言われましたやうな国家警察強化ということにもなりませんけれども、第一義的にはそのやうなふりに村落におけるとおるの治安の維持を確保するといふことが第一のこれは使命を持つておられます。併しながらそれだけではございませんで、平生五千人といふものが学校におりますから、いざという場合には勿論応援ができることになりませう。従ひまして、これは、いざという場合の治安の維持確保にもなりますから、これは一石二鳥の案でございませう、非常にこれは私はいい案だと考へておるわけでございます。(そういふことは詭弁だと呼ぶ者あり)

又知事の要求権でございませうが、これは相当地の／＼問題がございませう。知事は警察に対するところの権限を持つておらない。平生全然持つておらない、ところが、いざという場合にそれを要求するといふことは木に竹を継ぐやうなものでございませう。従ひまして私たちはそういう方法は必ずしもいいかどうかといふ点については疑問がございませうが、然らば、こうしたいじやないか、ああしたいじやないかといふことを考へた結果、それ以外にないという結論を持つておるわけです。そういうやうな意味におきまして、このことも止むを得ないだらう。先般神戸事件といふのがございませう。社会党の中村君、我々も一緒に参りました。実情を調査したのでございませうが、あの際には、県庁の知事室に、知事、或いは国警の警察隊長、検事正その他あらゆる人が幽閉されて、数千の人が県庁を包圍いたしました。そして、そうしておりましたのであります。結局、知事にそういう権限がございませうが、結句、知事にそういう権限がございませう。而もあれは神戸市の警察の範囲内でありませう、神戸市の警察におきましてな／＼動かない。而も国警が何らの権限もないといふやうなこと、何日間といふものが問題を起して、遂にアイケルパーガー中將で起したかの非常事態宣言といふことが起つたのでございまして、ああいうやうな場合には、やはり市内においても国家警察が権限を持つておることができるといふやうにすることは、やはり今後いざという場合の必要性があると思はるやうであります。(総理大臣がいればいろいろな意図があるわけではなく、実際の経験に徴しまして、この程度のもは現在の段階においては改正

して置くことがやはり最も安当だ。私にはもう何らの政党内閣関係もございませう、何もございませうが、(嘘を言え)と呼ぶ者あり)そういうふうな考へておるわけでありませう。而もこういふやうな案に到達いたしましたのは、国家警察又は自治体警察間におきまして何回も協議されました。そしてこれは苦心の合作だといふことであります。(その通り)と呼ぶ者あり)先般この警察法が最初制定される場合において、片山総理大臣が我々の所に参りまして、これは実に苦心の合作だ、だからして一句一言一つ修正しないで通してもらいたたいといふやうな切実なる御要望がございました。遂にこの国家地方警察と自治体警察といふものとの二本建にして、そうして権限をどういふふうにして行くか、そうして治安をどういふふうにして保つて行くかといふ問題は、非常に困難なる問題でございませう。それをそのやうにやるということとは、やはり苦心の合作であつて、片山さんが言われたのは、それは当然だと思ふのであります。今回もこれは兩者の苦心の合作でございまして、現在の段階においては、これを成るだけ早く通過させることによつて、全国の警察官の不安を一掃して、そうして、ここに犯罪人の逮捕、被疑者の検挙といふ面に、一つ十分に精を出して頂くといふことが必要だと考へるのでございませう。勿論根本的な改正といふの

はこれでは足りないと思えます。併しながら私は、根本的な日本の治安対策というものは、これは議和条件の内容がわかつて後に立てられるべきものである。議和条件の中に如何なるところの安全保障があるか。そうして議和条件というものがどうなるか。そうして、それがきまつて後に国内治安の根本的機構というものは考えられるべきものであつて、現在の段階において、これをこれ以上強化するか或いはどうするかどうかは必要ない。結局、現在のような今までの数年間の経験を尊んで、その経験に基いたところの不合理を地ならしをする。道路であれば地ならしをするという程度で私は差支えないと、こう考えるのであります。そういう意味におきまして私は原案に賛成して居るのであります。

ただ私が非常に疑問とする二点があります。これは政府に強く希望したいのであります。

この案は相当の予算を伴ふところの案であります。数十億になると思います。この案は結局予算を伴ふなければ動かないというのがこの法案であります。大体、予算を伴ふところのものは常に法律と共に予算が提案されておるのが例であります。然るにこの警察法は予算が伴つておらない。そこで政府当局に聞くというと、この次の追加予算において十分なるところの措置をするという言明であります。それは先ほどの委員長の報告の通りであります。併しながら先ほど相馬君が言われたように、大蔵大臣とそれから法務總長との折衝の経過というものを新聞等を見てもみますると、これは必ずしも楽観を許さないものではないかという

想像が行われるのであります。従いまして、この法律ができてからも、この法律を執行する上において十分なる予算的措置を今後してもらわなければならぬということが、私の希望の第一条件であります。

第二は、先ほど相馬君も言われました平衡交付金の問題であります。いわゆる自治体警察から国家警察に移管されるという分については、その費用は国庫が負担することになつておるのであります。ところが二十六年度の平衡交付金になつておりましたが、その千百億の平衡交付金の中から更に差引いて、必要があつたならば数十億だけ差引いて、そうして、そつちに充てるというのが最初の原案になつておつたやうに聞いておるのであります。ところが、その後それがなくなりまして、こつちが法案になつておるのであります。そのやうなことが又行われるのではないかと、それが非常に疑問になるのであります。それで、私たちがいま言つては、そういうことはあつてはいいけない。勿論大蔵當局としては、そつちのやうなことをしないで、新しい財源を求めて、そつちでその必要なるところの予算的措置をするといふことであるから、私たちがそれを信頼して賛成をいたしたのであります。けれども、念のために、千百億、これはすでに予算できておりますが、そのうちから又それを削減して、そつちで新しいところの警察法の実施に必要なところの予算にそれを組替へるといふやうなことにしては、絶対にやらないうやうに一つ希望をいたしているのであります。

この二点を強く希望いたしました。先ほど申し上げましたように、衆議院送付の原案、民主党、緑風会、修正案には賛成いたしますが、吉川君の修正案には反対をいたします。(拍手)

○議長(佐藤内閣書記長) 堀内君、

〔堀内君登壇、拍手〕

○堀内君 私は労働党を代表いたしました。委員長報告の修正案には反対を表明し、社会党提出の修正案には賛成を表明するものであります。(拍手)

警察とは、申すまでもなく、社会秩序を維持するために行われるところの公権の強制作用であります。その限りにおきまして、警察権行使の結果、人民に命令し、或いは強制し、又或る程度その自由を拘束することは止むを得ないのであります。従つて、若しこの警察の権力というものが個人又は機關に独占され、それが強力で遂行されてしまつて、いわゆる警察国家を現わすに至ることはすでに歴史の証明するところであります。そこで民主国家におきましては、警察権の行使に制限を設け、人民の自由の拘束を最小限度に食い止め、個人の権利と義務をできるだけ保障しようとするのであります。

て、これを予防するために警察権を行使する場合がある、併しその場合には障害の発生が十分予想される場合に限り、單に可能性があるというだけでは警察権を行使してはならない、などの、各種の制限が民主国家においては設けられているのであります。又、その機構、それからその運営につきましても、中央集権化による権力の強化を防ぐために、或いはこれを二本柱にするとか、或いは公安委員会制度のごときものを設けて、官僚の警察権行使を抑制するとかいふやうなことをやつて居るのであります。又その警察の人員につきましても、これを必要の最小限度にとどめようとして居るのが民主國家におけるところの警察の実情であります。現行の我が國の警察法も、この民主警察の精神に基いて設けられていることは言はずまでもありません。現行警察法の前文に個人の権利と自由を保障するため云々といふ言葉が記載されているのがその何よりの証拠であると申さなければならぬのであります。

今回の政府の提案にかかるとこの警察法の改正法案は、警察力の強化そのものであることは、政府の提案理由の說明によつて明らかであります。

先ず警察力の強化であります。改正法案の第一は、定員の増加によつてこれを達成しようといふのであります。即ち國家地方警察については、管区警察の教五千人に限つて、基本定員三万人のほか千に置くといふこと、又自治体警察につきましては、九万五千の定員の枠を外して、それ／＼自治体の條例によつて、その定員をきめることができることとしておるのであります。

管区警察学校及び警察大学校において訓練中の警察官は常時警察活動に任じ得ないという理由によるものと思われるのであります。併し、併し実際にこの訓練中の警察が警察活動のために動員されておる例は枚挙にいとまないのであります。只今鈴木君は、この五千人を訓練に当らせる結果、第一線警察官の手薄となり、それを補充するためには、どうして常時三万人を確保するに五千人を枠外に置いて増加しなければならぬといふことを言つておる。而もこの五千人増加は、一朝有事の場合に治安を維持するために極めて妙であり、一石二鳥の妙案であるといふことを言われておるのであります。

〔その通り〕と呼ぶ者あり、併し實際上において訓練中の警察官も警察活動のために動員されておる例は枚挙にいとまないのであります。これによつて常時三万人の定員を確保するといふよりも、むしろそれだけ増加になるといふことは、はつきりしておると申し上げることができるとであります。〔その通りだ〕と呼ぶ者あり、又自治体警察の警察官の定員を條例で定めるといふ問題であります。或るほど條例で定めるといふことは極めて民主的なるように見えます。この点は先ほど吉川君、相馬君も指摘されておるのであります。が、若しこれを最近の反動的な情勢から見るならば、この條例によつてきめるといふ結果がどういふものになるかは見やすいところであると言わなければならぬのであります。〔その通りだ〕民主的じゃないかと呼ぶ者あり。なお、我が國においては、國家地方警察、自治体警察のほかに、國家警察予備隊で

あるとか、海上保安隊であるとか、法務府の特番局などの、いわゆる警察力というものが存在するのであります。これらがすでに我が国の治安維持についてはむしろ過大な警察力である、ということとは、外国の例を待つまでもなく、我が国戦前の警察力を見ればならば一目瞭然であると言わなければならぬのであります。従つて今回の定員増加が不当な警察力の強化であることは言うを待たないのであります。

次に警察力強化として企図されておられるのは、都道府県知事の要請による自治体警察の処遇であります。非常事態の場合につきましては現行警察法第七章に規定されておるのであります。ここに言う自治体警察の処遇と認めるときには、これが処理方を都道府県公安委員会に要求し、これによつて当該国家地方警察が市町村警察の区域内においてその職権を行ひ得るものとしておるのであります。これは自治体警察並びに自治体公安委員会に対するところの権限の侵害であると同時に、都道府県知事の警察に関する特殊の権限を認める結果となりまして、多くの弊害を予想されるのであります。

むしろこのような場合においては、都道府県公安委員会が自治体公安委員会と連絡協議して、自主的に定めるのが至当であろうと思つております。このほか町村警察の廃止を住民の一般投票で行ふことができるものとしておるのであります。国家地方警察がこれに代るということになりますならば、前述の自治体警察の処遇の問題と関連して、国家地方警察の拡大強化を結果

するものであることは言うまでもありません。勿論一部には、小都市特に町村警察については廃止の所もありまゝです。この点は吉川君も相馬君も指摘しておられます。併しこれは民主警察の意義と精神とが理解されていないということ、財政上の負担に堪えないということの二点から来ているものであります。財政援助の増加なり民主警察の首義を十分理解させるようにするならば、社会党修正案の示しているような組合警察の奨励などをそこに加味いたしまして、自治体警察の拡大を図ることができるのであります。これを住民の一般投票によつて存廃をきめるといふがごときは、地方自治の精神に悖るものだと申さなければならぬのであります。(「そんなことあるものか」)

次に警察運営の能率化の問題であります。今日、警察の機構が二本柱となつておられますために、ともすると官僚の権張主義が支配し、その機能の発揮を阻害されるものが多いことは事実であります。相馬君は、これについて適切な例を引かれたのであります。これを是正するために、両者の間に機能的な連絡を付けることができれば、或いは国家地方警察と自治体警察、或いは自治体警察相互間においてそれ／＼要求のあつた場合に、管轄区域外においても職権の行使ができるというような、捜査権の拡大といううなことだけでは、この両者の官僚の権張主義というものを打破することはできないのであります。而も警察活動の能率化のためには、單に両者の連絡を付けるだけでは不十分であります。

警察の科学的な技術的な改善、特にその機械化ということが要請されるのであります。又警察官の素質の向上、生活の安定が極めて重要な意義を持つております。先ほど羽仁君は、警察官の素質の向上について極めて適切な話をされたのであります。確かに今日警察官の素質が低下しておることは国民のひとしく認めるところであります。成るほど警察官の素質向上のためには警署警察学校あり、警察大学校の設備があります。私も議員になる前には警察大学校において教職課程をいたしておりましたので、警察大学といふものがどういふ教育設備のものであるかについては、恐らく諸君よりも私自身がよく知つておると思つております。私の経験によりますと、警察大学校の教育施設は、普通の民間の大学に比べまして、その教養の程度、教育の水準が極めて低いということをはつきり申上げなければならぬのであります。(「教師が悪いからだ」と呼ぶ者あり、笑)

要とするほど今日の治安の実情が危険なものであるかというならば、決してそうではありませぬ。成るほど、最近、特に終戦以来犯罪が増加しておるかも知れませぬ。又その犯罪が悪質化しておるかも知れませぬ。併し犯罪が増加したからといって警察力を強化しなければならぬということは、最も愚昧の專横者主か或いは官僚の行つておるものであります。決して今日の民主國家の行ふべきところではないのであります。(拍手)むしろ、かかる犯罪のよつて来たるところを究明いたしまして、これが対策を講ずることこそ、今日の急務であると言わなければならぬ。政府は口を開けば民生の安定だと言ふ。併しながら低賃金と、低米価と、重税とに喘いでいる人民の実態は何を物語るでありませぬ。(「そうだ」と呼ぶ者あり)この実態を究明せずして、警察力を強化し、人民を制圧するに汲々としておる。これが取りも直さず今日の吉田内閣の性格である。こう申上げなければならぬのであります。(「そうだ」と呼ぶ者あり)

吉田内閣は組閣以来、集會結社の自由、言論思想の自由、労働者の団結権、団体交渉権を抑制し、特に昨年の夏以來は一段とその抑圧を強化して参つておるのであります。我が國における学問技術の最高機関であり、またその日本の學術會議は、學問思想の自由の脅かされつゝある現狀に鑑みまして、特に學問思想の自由を守るための特別委員會を設置しておるといふ事実に徴しても、如何に今日の抑圧が強いものであり、戦前のそれにも優るとも劣らないもので

あるかということを知ることができるのであります。今回の警察法改正法案の狙いは取りも直さず政府の抑圧の機能的な整備にあるということは言を待たないのであります。それは結果において、吉田内閣の一層の反動化、ファシズム化を意味するものであると考へざるを得ないのであります。(「それは鮮みだ」と呼ぶ者あり)

以上のような意味におきまして、私は政府原案並びに民主黨、練風會提出の修正案に反対し、社会黨提出の修正案に賛成をいたすものであります。(拍手)

○議員(佐藤尚武君) 竹中七郎君。(竹中七郎君登壇、拍手)  
○竹中七郎君 私は國民民主黨を代表いたしまして、政府原案に賛成し、修正案におきましては練風會並びに民主黨の修正案に賛成するものであります。我々國民といふものが必ずしもたくさんある、こういうものが対しましては、これは疑義がありまして、我々全体が神様であるならば少いほうがい、こういうことはわかつておるのであります。併し初め、この終戦後におきます警察制度の改正がありました。が、その実態におきましては、欠陥があつて、それは我が民情に一致しておらない点がたくさんあつたのであります。先ほど吉川君も申されました通り、戦前におきましては警察官が十万人以下であつたものが十二万五千人になり、それに又五千人の定員外増加をしますというふうなことはいけません。置置状態におきまして我々は考えなければならぬ点がたくさんあるものであります。ということとは、昔五千乃至一万でありました町村におきまして、

要とするほど今日の治安の実情が危険なものであるかというならば、決してそうではありませぬ。成るほど、最近、特に終戦以来犯罪が増加しておるかも知れませぬ。又その犯罪が悪質化しておるかも知れませぬ。併し犯罪が増加したからといって警察力を強化しなければならぬということは、最も愚昧の專横者主か或いは官僚の行つておるものであります。決して今日の民主國家の行ふべきところではないのであります。(拍手)むしろ、かかる犯罪のよつて来たるところを究明いたしまして、これが対策を講ずることこそ、今日の急務であると言わなければならぬ。政府は口を開けば民生の安定だと言ふ。併しながら低賃金と、低米価と、重税とに喘いでいる人民の実態は何を物語るでありませぬ。(「そうだ」と呼ぶ者あり)この実態を究明せずして、警察力を強化し、人民を制圧するに汲々としておる。これが取りも直さず今日の吉田内閣の性格である。こう申上げなければならぬのであります。(「そうだ」と呼ぶ者あり)

その警察官は何人おつたかということ  
を我々考えますと、先ず三人か五人、  
駐在所があまりまして、そこにおつたの  
であります。然るに現在ではその五千  
或いは一千の所に十人或いは十五人、  
二十人というよりなかつたか、おられ  
る。そして署長さんがあり、次席が  
あり、何々係がある。本当の実際にお  
きまして働く人というものは非常に少  
いのであります。こういうことがあり  
ますから、今まで十万人でできたの  
が、できないような状態にある。そう  
して又都市に集中されておる。大阪或  
いは東京、名古屋というよりな大都市  
にはたくさんありますが、かく小さい  
ところにおきまして、いわゆる国家地  
方警察が管轄しておる所におきまして  
は、駐在に一人も警察官がおらん、こ  
ういう状態をいろいろ勘案いたします  
ときにおきまして、このたびの五千人  
増員ということは、吉川君が言われる  
ような状態ではないと、私は国民の一  
人として思うのであります。又知事の  
権限などにつきまして、知事に権限を  
興えるといかないと言いますけれど  
も、知事そのものは公選の知事であり  
まして、社会党のかたの推選あり  
る、社会党にあられる知事さんであら  
れる、或いは自由党或いは民主党の人  
がある、こういうふうになつており  
まして、その権限問題に對しまして  
も、必ずしも知事が独占してこれをや  
るのでなくて、そのあとの問題に對し  
ましては、これは議會に對します責任  
があるのではありません、そんなめち  
やくちやなことはやらない、こういう  
ことを考えます。

いろと御討論になりましたかたが、  
全議員い盡されておりました、賛成或  
いは反対、こういうことがありますけ  
れども、我々国民といたしまして、  
我々の国民民主党といたしまして、中  
道政治を行く者は、今の現在の政府の  
お出しになりましたものが現在の日本  
に適しておると、かようなことを特に  
感じました。併し社会党のかたの  
ことも考えまして、我々は修正をした  
のであります。これをよく社会党のか  
たがたもお考えになつて頂かなけれ  
ばならない。それが、その何と申しま  
すか、暗がりややつたとか、いろん  
なことを言われましても、そうではな  
いのであります。これは政治的な  
何と申しますか、手腕によりましてや  
つたのであります。(笑)この点は  
どうか御承願したい。それで、どう  
してもこの問題に對しましては、現在  
の状態におきまして、我々は必ずしも  
これが完全なものとは思いません。併  
し現在の日本の国情に照しますときに  
おきましては、この程度の改正をやら  
なければならぬと、こういうことを深く  
信じたが故に賛成をするものであり  
ます。(税金はどうか)と申すも  
のあり。税金は……(野次を相手にせ  
んでもよろしい)と呼ぶ者あり。まあ、  
このくらいにして置きます。

さうな点におきまして、私はこの  
民主党並びに練風会を修正をやりまし  
たところの原案に賛成するものでござ  
います。(社会党には)と呼ぶ者あり、  
拍手)  
○議長(佐藤武彦) 須藤五郎君。  
(須藤五郎君登壇、拍手)  
〔同じことを言うなよ〕と呼ぶ者  
あり〕

○須藤五郎君 よく聞いて下さい。(笑  
声) 私は日本共産党を代表して、只今  
議題となつておる警察法の一部を修正  
する法律案、及び民主党、練風会の修  
正案に反対するものであります。(社  
会党案は)と呼ぶ者あり) 社会党案は賛  
成です。

先ずその反対の第一点は國警五千人  
の増員の点であります。政府は増員の  
理由として、警察学校に常時五千名の  
入学者があるからと言つておられます  
が、これは明らかな欺瞞であります。  
若しもこれが真実の理由ならば、なぜ  
最初から五千名の増員を計画しなかつ  
たのか。(その通り)と呼ぶ者あり、  
拍手) 最初二万名の増員を計画したの  
は大橋法務総裁ではなかつたか。予  
算が許さないために四分の一の五千名  
に減らしたのには誰であるか。このよう  
なごまかしは今日日人民はもう誰一人信  
ずる者はいないのであります。(共産  
党は地下にもぐれ)と呼ぶ者あり) 又現  
在の定員でも、國家の状況に比し多過  
ぎるとは、あらゆる公選人の述べると  
ころであります。いわゆるマツカー  
サー雷簡の線に沿つて三万の枠を三万  
五千に殖やそうとおられるのは表面上  
のこと、増員は恐らく二万以上に達  
し、少くとも法律上は無限に増大する  
ことができるという、全く國民を馬鹿  
にした仕組になつておるのがこの法案  
の狙いでありました。大橋法務総裁もこ  
の点に關し、私の質問に對し、この法  
案を悪用するならば以上のことができ  
ると答えておられるのであります。(二重  
煙突だ)と呼ぶ者あり、(笑)即ち自治  
警九万五千の枠を外し、地方的要求に  
応じて、その市町村が條例で定員を決  
定することができるようにしたこと

あります。而もこの枠を外された自治  
警を自治体の意思によつて無制限に國  
警に吸収するのでありますから、國  
警の定員が無限に増加することは当然  
であると言えらるのであります。その結  
果、世界の民主勢力が日本の警察定員  
としてきめた十二万五千の枠は破ら  
れ、日本の武装警官の数は警察予備  
隊、海上保安庁、鉄道公安官等々を加  
えるならば、戦前の日本の正規軍十七  
ヶ師二十三万を遙かに超過すること  
明らかであります。これは全世界の平  
和勢力特に隣國中國に對し重大なる脅  
威を興え、全面講和の障害を日本の支  
配層みずから作り出しておることを  
証明してはるのであります。

又連合委員会の質疑におきまして、  
先に警察法の決定されました當時と今  
日と、都市と農村との人口増加の比重  
を尋ね、むしろ増員の必要ありとする  
ならば、人口増加の多い自治体増加  
のほうがあつてはならないかと、私の質  
問に對しまして、齋藤國警長官は、自  
治警は当初から國警に比し人口に對す  
る割合は十分過ぎるほどの数になつて  
いたと、つい口を滑らしてしまいました。  
道理で街頭には巡查がごろ／＼し  
ておると、私の道義に愧て失言の申  
訳をしておられますが、これこそ國警の  
名に恥しない本音を吐いた全く滑稽な  
ことだと思つておられます。(笑) 拍手)

今日、自治体において自治警が問題  
になつておるのは經費の点でありま  
す。自治警を無制限に吸収できる予算  
を持つならば、なぜ政府は自治体に對  
して自治警を維持するに足る平衡交付  
金を與えないのか。(そうだ)と呼ぶ  
者あり) 政府は今日地方自治体に對す

る平衡交付金を出ししより、即ち兵糧  
攻めにして、強引に自治警を國警に吸  
收せんとおられるのであります。これ  
は警察の民主化を阻害し、曾つての中  
央集権的な警察國家への第一歩であり  
ます。この点は、東京、大阪の田中、  
鈴木兩警視總監さえ、警察の民主化に  
逆行するものとして強く反対して  
おられます。

又反対の第二点は、都道府県知事に  
警察の指揮権を認められたことありま  
す。この法案によると、都道府県知事  
は治安維持上重大な事案につき止むを  
得ない事由ありと認められたときは、当該  
都道府県知事は区内の市町村警察の管  
轄区域内に國家地方警察の出動を命  
じ処理させることができるのであり  
ます。これは自治体の自主性を否認  
したものであります。なぜ自治体から  
の要請によつて出動しないのかとの私  
の質問に對し、法務総裁は、自治体当  
局が好ましからざる政党及びその同調  
者によつて占められた場合、國家が出  
動の必要ありと認めても自治警を出動  
させないようなことの起るのを予想し  
たからだと答えておられるのであります。  
これこそ全く國民の意思を無視し、自  
治体を侮辱した言葉ではございません  
か。吉田総理が、知事は野党を擁護と  
損だと言つた非民主的態度といひ、大  
橋總裁のこの答弁といひ、まさに自由  
党内閣のファシシヨ的性格をみすから  
暴露したものであります。(その通り)  
と呼ぶ者あり、拍手) 万一、知事諸君  
にかかると権限を興えるならば、知事  
は、その府県内のいわゆる治安維持に  
ついての責任を負う立場となり、事、  
治安維持に關する限りは、血道をあげ  
て専念し、一般犯罪は上の空という職

私は一々を今更ここで申上りする  
ことはいたしません。ほかの只今いろ

前以上の状態が起る虞れがあるのではあります。これは全く警察國家の法的明文化でありまして、警察行政を政府の一手に握り、日本を戰場化せしめるところの單獨議和と、再軍備に反対する愛國者たちを逮捕弾圧するに便ならしむるためのものであります。(「そりだ」と呼ぶ者あり)、その他発言する者あり)

なお、この警察官増員によつて必然的に伴う予算措置がとられていない点であります。従つて、人民はこの改正案によつて幾百億に上る増税を負担せしめられるかは、何ら知らされてないことでもあります。これは曾つて東條軍閥内閣が國家予算を無視し、人民の犠牲の下に歴大な軍隊を作り上げたのと機を一にするものであります。(拍手)

最後に、賢明なる同僚諸君の注意を喚起したいと思ひます。それは、この法案提出と時を同じくして、曾つて日本帝國主義者が侵略戦争に反対した愛國者を逮捕し、拷問し、虐殺したところの職犯、特高警察官を多数追放解除せんとしていることでもあります。これは本改正案の狙いがどこにあるかを語つて余すところがありません。(「全く明瞭だ」と呼ぶ者あり)尤もらしく警察民主化の笛を吹きながら、人民に單獨議和と再軍備の死の舞踏を強制し、愛國者の抵抗にはピストルと手錠を以て臨み、(笑聲)全人民を挙げて單獨議和と再軍備に右へならせさせ、外國帝國主義者への奴隷化せしめんとする吉田自由党内閣の意図に對し、我々は断乎として反対するものであります。

なお、本日上程されました社会党の修正案は、以上述べました我々の反対点が修正されております。私は社会党の労を多として、(笑聲)社会党の修正案に賛成するものであります。(拍手、「共産党やめて社会党に入れよ」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤尚武君) これにて討論の通告者の発言は全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより採決をいたします。先ず吉川末次郎君提出の修正案全部を問題に供します。吉川君提出の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者少数〕  
○議長(佐藤尚武君) 少数と認めます。よつて吉川君提出の修正案は否決せられました。(拍手、共産党が賛成するからだ)と叫ぶ者あり)

○議長(佐藤尚武君) 次に本案全部を問題に供します。委員長は修正議決報告でございます。本案の表決は記名投票を以て行います。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を御登壇の上御投票を願います。氏名点呼を行います。議場の閉鎖を命じます。

〔投票執行〕  
〔参事氏名を点呼〕  
○議長(佐藤尚武君) 投票漏れはございませんか。投票漏れないと認めます。これより開票いたします。投票を参事に計算いたさせます。議場の閉鎖を命じます。

〔参事投票を計算〕 投票の結果を報告いたします。

投票総数百八十四票、白色票百二十五票、青色票五十九票、よつて本案は委員会修正通り議決せられました。(拍手)

〔参照〕 賛成者(白色票)氏名 百二十五名

結城 安次君	山川 良一君
玉柳 實君	村上 義一君
薄口 三郎君	前田 櫻君
藤森 貞治君	藤野 繁雄君
早川 慎一君	野田 俊作君
徳川 宗敬君	常岡 一郎君
高橋 道男君	高木 正夫君
田村 文吉君	鈴木 直人君
新谷寅三郎君	島村 軍次君
西郷吉之助君	小宮山常吉君
楠見 義男君	木下 辰雄君
河井 彌八君	片柳 眞吉君
柏木 庫治君	加賀 操君
奥 むねお君	岡本 愛蔵君
岡部 常君	小野 哲君
楠瀬 常雄君	澤淵 春次君
長島 銀藏君	木村 守江君
宮本 邦彦君	秋山俊一郎君
高橋進太郎君	仁田 竹一君
宮田 重文君	上原 正吉君
草葉 隆圓君	石川 榮一君
大谷 肇潤君	九鬼紋十郎君
深水 六郎君	加納 金助君
平沼彌太郎君	大矢半次郎君
城 泰臣君	植竹 春彦君
岡崎 眞一君	小野 義夫君

鈴木 安孝君	黒田 英雄君
石坂 豊一君	岩沢 忠恭君
北村 一男君	中川 幸平君
一松 政二君	横尾 龍君
中山 藤彦君	小串 清一君
工藤 鐵男君	小杉 繁安君
中川 以良君	赤木 正雄君
廣瀬興兵衛君	野田 卯一君
重宗 雄三君	大野木秀次郎君
長谷山行敏君	松平 勇雄君
古池 信三君	平井 太郎君
白波瀨米吉君	安井 謙君
岡田 信次君	滝井治三郎君
石村 幸作君	池田宇右衛門君
入交 太蔵君	島津 忠彦君
石原幹市郎君	山崎 恒君
紅露 みつ君	深川タマエ君
木内キヤウ君	鈴木 恭一君
大島 定吉君	郡 祐一君
川村 松助君	竹中 七郎君
谷口強三郎君	有馬 英二君
油井賢太郎君	山田 佐一君
西山 龜七君	堀 末治君
岡 伊能君	鈴木 彌平君
西田 隆男君	大屋 晋三君
泉山 三六君	小林 英三君
左藤 義詮君	林屋龜次郎君
栗栖 勉夫君	深川榮左エ門君
櫻内 辰郎君	岩男 仁蔵君
大隈 信幸君	境野 清雄君
駒井 藤平君	稻垣平太郎君
木内 四郎君	東 隆君
岡村文四郎君	千田 正君
森 八三一君	石川 清一君
三浦 辰雄君	田方 進君
堀木 鐵三君	
平林 太一君	

反対者(青色票)氏名 五十九名

中田 吉雄君	村尾 重雄君
金子 洋文君	門田 定蔵君
カニエ邦彦君	藤原 道子君
島 清君	野澤 勝君
加藤シヅエ君	若木 勝蔵君
三浦八次郎君	原 虎一君
齋 武雄君	高田なほ子君
吉川末次郎君	小林 孝平君
山花 秀雄君	荒木正三郎君
山田 節男君	三輪 貞治君
成瀬 崎治君	田中 一君
松永 義雄君	小泉 秀吉君
小笠原二三男	羽生 三七君
江田 三郎君	大野 幸一君
中村 正雄君	細川 嘉六君
須藤 五郎君	兼岩 傳一君
千葉 信君	木村藤八郎君
堀 眞彦君	水橋 藤作君
鈴木 清一君	梅津 錦一君
重盛 壽治君	佐多 忠隆君
岩崎正三郎君	相馬 助治君
榊 繁夫君	岡田 宗司君
松原 一彦君	羽仁 五郎君
内村 清次君	小酒井義男君
栗山 良夫君	山下 義信君
矢嶋 三義君	佐々木良作君
木下 源吾君	櫻橋 小虎君
和田 博雄君	三木 治朗君
河崎 ナツ君	上條 愛一君
森崎 隆君	

○議長(佐藤尚武君) これにて午後二時まで休憩いたします。

午後一時三十二分休憩

# 官報

号外 昭和二十六年六月五日

## 第十回 参議院會議録第五十二号(その二)

午後二時四十三分開議

○議長(佐藤尚武君) 休憩前に引続き、これより會議を開きます。

日程第三、医師法及び歯科医師法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。厚生委員理事小杉繁安君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

医師法及び歯科医師法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。  
昭和二十六年六月二日

衆議院議長 林 譲治  
参議院議長 佐藤尚武殿

医師法及び歯科医師法の一部を改正する法律

第一條 医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第三十六條に次の一項を加える。

4 前項に規定する者の外、昭和二十八年八月十五日以前に、外国でその地の法令によつて医師免許若しくは医業免許を受け、又は中華民國(滿洲及び蒙疆を含む)は中華民國(滿洲及び蒙疆を含む)において領事官の醫事官の醫業免許を受けた日本国民に對する歯科医師免許及び試験に對する歯科医師免許及び試験については、昭和三十年十二月三十一日まで、前項の例によることができる。

〔醫師法第三十六條第三項〕を

「醫師法第三十六條第三項又は第四項に、「滿洲國の行つた醫師考試の第一部考試に及格し、又は中華民國(滿洲及び蒙疆を含む)に對して領事官の醫業免許を受けた者」を「又は滿洲國の行つた醫師考試の第一部考試に及格した者」に改める。

第二條 齒科醫師法(昭和二十三年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第三十三條に次の一項を加える。

4 前項に規定する者の外、昭和二十八年八月十五日以前に、外国でその地の法令によつて齒科醫師免許若しくは齒科醫業免許を受け、又は中華民國(滿洲及び蒙疆を含む)に對して領事官の齒科醫業免許を受けた日本國民に對する齒科醫師免許及び試験に對する齒科醫師免許及び試験については、昭和三十年十二月三十一日まで、前項の例によることができる。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、附則第二項及び第三項の規定は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

2 醫師國家試験予備試験の受験資格の特例に關する法律(昭和二十四年法律第二百七十二号)の一部を次のように改正する。

〔醫師法第三十六條第三項〕を「醫師法第三十六條第三項又は第四項に、「滿洲國の行つた醫師考試の第一部考試に及格し、又は中華民國(滿洲及び蒙疆を含む)に對して領事官の齒科醫業免許を受けた者」を「又は滿洲國の行つた齒科醫師考試の第一部考試に及格した者」に改める。

〔醫師法第三十六條第三項〕を

「醫師法第三十六條第三項又は第四項に、「滿洲國の行つた醫師考試の第一部考試に及格し、又は中華民國(滿洲及び蒙疆を含む)に對して領事官の醫業免許を受けた者」を「又は滿洲國の行つた醫師考試の第一部考試に及格した者」に改める。

3 齒科醫師國家試験予備試験の受験資格の特例に關する法律(昭和二十五年法律第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

〔齒科醫師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第三十三條第三項を齒科醫師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第三十三條第三項又は第四項に、「滿洲國の行つた齒科醫師考試の第一部考試に及格し、又は中華民國(滿洲及び蒙疆を含む)に對して領事官の齒科醫業免許を受けた者」を「又は滿洲國の行つた齒科醫師考試の第一部考試に及格した者」に改める。

〔小杉繁安君發言、拍手〕

○小杉繁安君 只今議題となりました醫師法及び歯科醫師法の一部を改正する法律案につきまして、厚生委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず本法案の概要を申し上げます。終戦前、朝鮮、台湾、樺太、南洋諸島の旧外地及び滿洲國におきまして、醫師免許又は齒科醫師免許を受けていた日本國民につきましては、醫師法及び齒科醫師法の附則に特別の規定がありまして、内地における醫師免許又は齒科醫師免許を受ける途が開かれていたのであります。ところが、これと全く同様の事情にある中華民國の旧治外法権地域において領事館の免許を受けていた日本國民、或いは諸外國殊に南方の英屬領植民地においてその地の政庁より免許を受けていた日本國民につきましては、かような取扱がなかつたのであります。これらの者は、永年外国において醫業又は齒科醫業に従事し、十分な臨床的経験を有する者であり、且つ終戦の結果として止むを得ず永年辛苦の末業いた地を放棄し、内地に引揚げを命ぜられた者でありまして、これらの者のみ特別を認めないといふことを、不合理な差別的取扱と言わざるを得ないのであります。よつて、この法案は、これらの者に對して昭和三十年末まで、旧外地又は滿洲國の引揚者と同様、選考又は特別試験を受ける資格を與へ、醫師又は齒科醫師になる途を開き、その窮状を打開せんとするものであります。なお、同時にこの法律の制定に伴ひまして關係法令の整理をいたしたのであります。以上が本案の概要であります。

本法案は衆議院議員提出法律案でありまして、六月二日衆議院より送付となり、直ちに委員会を開催し、慎重な審議を行なつたのであります。委員会における質疑応答の内容等については詳細は速記録によつて御覽をお願いすることといたします。かくて二日の委員会において質疑を打ち切り、討論を省略して採決に入りましたところ、原案通り全会一致を以て可決すべきものと決定した次第であります。

以上をもちまして御報告を終ります。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程の順序を変更して、日程第四を後に廻し、日程第五、電話設備費負担臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。電気通信委員長寺尾豊君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

電話設備費負担臨時措置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。  
よつて国会法第八十三條により送付する。  
昭和二十六年五月三十一日  
衆議院議長 林 譲治  
参議院議長 佐藤尚武殿

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

電話設備費負担臨時措置法案

電話設備費負担臨時措置法

(加入申込の場合の負担)

第一條 加入電話(三十日以内の加入期間を指定して加入申込をするものを除く)の加入申込をした者は、電気通信大臣がこの法律の施行の日から昭和三十一年三月三十一日までの間に加入申込の承諾の通知を発したときは、電気通信大臣が定める期日までに、加入電話及び電話取扱局の種類ごとに三万円以内において政令で定める額を支拂わなければならない。

2 前項の加入申込をした者が同項の規定による支拂をしないときは、加入申込の承諾は、その効力を失う。

第二條 電気通信大臣は、前條第一項の規定による支拂があつた加入電話に係る加入契約が加入電話の設置の日から五年以内のその効力を失つたときは、同項の規定による支拂つた額を同項の規定による支拂をした者又はその承継人に支拂わなければならない。

(戦災電話の復旧の場合の負担)

第三條 この法律の施行の際現に戦災により滅失している加入電話の加入者は、電気通信大臣がこの法律の施行の日から昭和三十一年三月三十一日までの間にその加入電話の復旧工事を完了したときは、電気通信大臣が定める期日までに、第一條第一項の政令で定める額を支拂わなければならない。

2 前項の加入者が同項の規定による支拂をしないときは、電気通信

大臣は、同項の加入電話に係る加入契約を解除することができる。

第四條 電気通信大臣は、前條第一項の加入電話があつて、同項の規定による支拂があつたものに係る加入契約がその効力を失つたときは、同項の規定により支拂つた額を加入契約が効力を失つた際ににおける加入者に支拂わなければならない。

(増設機械の設置の場合の負担)

第五條 加入電話の増設機械たる交換機又は電話機(三十日以内の使用期間を指定して請求するものを除く。以下単に増設機械という)の設置の請求をした加入者は、電気通信大臣がこの法律の施行の日から昭和三十一年三月三十一日までの間にその請求に応ずべき旨の通知を発したときは、電気通信大臣が定める期日までに、設備の種類ごとにその設置に通常要する費用の額以内において政令で定める額を支拂わなければならない。但し、加入者が所有する増設機械については、この限りでない。

2 前項の加入者が同項の規定による支拂をしないときは、電気通信大臣は、同項の請求に応じないものとする。

第六條 電気通信大臣は、前條第一項の規定による支拂があつた増設機械が設置の日から十年以内に左の各号の一に該当するに至つたときは、同項の規定により支拂つた額から、その設置の日からその増設機械が左の各号の一に該当するに至つた日までの期間(その期間に六箇月未満の端数があるときは、その

端数を切り捨て、六箇月以上一年未満の端数があるときは、その端数を一年として計算する。以下同じ)一年につき同項の規定により支拂つた額の十分の一に相当する額を控除した額を、その増設機械が左の各号の一に該当するに至つた際ににおける加入者又はその承継人に支拂わなければならない。

一 加入者がその使用を廃止したとき。

二 加入者がその設置の請求を取り消したとき。

三 電気通信大臣がその使用を禁止したとき。

2 前項の場合において、同項各号の一に該当するに至つた増設機械があつた増設機械の一部であるときは、前項の規定により支拂すべき額は、前條第一項の規定により支拂つた額のうちその増設機械の一部に係る額から、その設置された日からその増設機械が前項各号の一に該当するに至つた日までの期間一年につきその額の十分の一に相当する額を控除した額とする。

3 前二項の規定の適用については、同一の加入回線に設置された増設機械であつて、設置の日が同一であるものは、一の増設機械とみなす。

4 電気通信大臣は、第一項の場合において、その増設機械のうち電式複式又は自動式の交換機については、その交換機を引き続きその設置の場所で使用することができな

いときは、その撤去に要する費用の額を同項の規定により支拂わなければならない額から控除する。(適用除外)

第七條 この法律の規定は、国の機関の加入申込又は加入電話若しくは増設機械には、適用しない。

附則

この法律は、昭和二十六年七月一日から施行する。

(寺尾君登壇、拍手)

○寺尾君 只今議題となりました電話設備費負担臨時措置法案について、電気通信委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ずその提案理由といたしますところは、電話の設備に要する資金の不足を補うため、加入電話又は増設機械の設置に要する費用の一部を加入申込者又は加入者に臨時に負担せよとするものでありまして、その内容は、先ずこの負担をなすべき人は、加入電話の申込者、構内交換機及び電話機の設置を請求する加入者並びに戦災電話の復旧を請求する加入者でありまして、その金額は、六大都市及び福岡、金沢の八都市の局におきましては三万円、その他の局は二万円、共同電話は、その局の等級及び共同の数によつて右の金額は段階があり、又構内交換機はその設備費の実費程度、電話機は一個につき四千円と予定してあるのであります。又この負担金は、五年以内に入契約が消滅した際には、その全額を返還し、増設機械につきましても、十年以内にその利用を廃止したときには、一年につき負担額の十分の一を差引いた残額を返還するのであります。戦災電話はこの年限に關係す

く、加入契約が効力を失つたときはこの負担金を返すのであります。なお、国の機関の電話に對しては、この法律は適用除外となつてゐるのであります。又この法律は本年七月一日から施行され、昭和三十一年三月三十一日までの間に加入申込の承諾又は戦災電話の復旧を受けた者に對して適用されるものであります。

以上が本法案の提案理由並びに内容であります。が、電気通信委員会におきましては、本法案が付託されました。慎重な審議を重ねまして、委員各位から熱心綿密な質疑があり、政府当局から懇切詳細な答弁があり、また、明らかなりました点を申上げました。電気通信設備の拡張のための外部資金は、昭和二十五年年度において百二十億、同二十六年年度において百三十五億円でありますが、この予算では、昭和二十六年年度には電話加入者が七万五千しか増やされないこと。一方加入申込をしてまだ加入されない数は本年度末には七十万余に達する見込であり、又構内交換機及び電話機の装置の希望も膨大な数に上つております。来年度以降拡張資金の枠が著しく拡大され、この需要を充たすのに殆んど十年を要することになります。本法案による二十六年年度内の資金は約三十四億円を見込んでおりまして、これによつて三万三千個の加入電話が殖やされるわけであります。この資金は本年度予算で認められた百三十五億円の枠の外であり、来年度以降も本法による資金は予算の枠外として取扱われるべきこと。戦災電話の復旧工事を完了後にこの負担金を支拂わぬときは、電気通信

大臣はその加入契約を解除することができると規定はやや酷に失するきらいがあるが、政府としては、これは料金支拂のない場合と同様に考えられるので、必ずしも不当でないとの見解であるわけでありませう。

質疑を終えまして、討論に入りましただと、労働者農民党の水橋委員より、国民のひとしく熱望をされている電話の増設は、予算不足のために遅々と進まない際に、国の資金の不足を補つて電話の増設を図らうとする本案は極めて適切なものであるとの賛成の意見を述べられ、採決の結果、全会一致を以て本案は原案通り可決すべきものと決定をいたしました次第であります。

以上御報告を申し上げます。(拍手)  
○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(議員起立)  
○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 日課第四、北海道開発法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。内閣委員長河井彌八君。

(審査報告書は都合により附録に掲載)  
北海道開発法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。  
昭和二十六年五月二十八日  
衆議院議長 林 謙治  
参議院議長 佐藤尚武殿

北海道開発法の一部を改正する法律案

北海道開発法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。  
第十一條を第十七條とし、第十二條を第十八條とし、第十條の次に次の六條を加える。

第十一條 北海道開発庁に、地方支分部局として北海道開発局を置く。

(北海道開発局の所掌事務)  
第十二條 北海道開発局は、開発計画の調査に関する事務を分掌する外、北海道における左に掲げる事務をつかさどる。

一 公共事業費(航路標識その他政令で定めるもの)に関するものを除く。の支弁に係る国の直轄事業で農林省、運輸省及び建設省の所掌するものの実施に関すること。

二 国費の支弁に係る建物の営繕(郵政事業特別会計、電気通信事業特別会計及び簡易生命保険及び郵便年金特別会計に属する現業関係の建物の営繕、受刑者を使用して実施する刑務所の営繕、学校の復旧整備のための営繕並びに一件につき総額百万円

をこえない建物の修繕を除く。)並びに公共団体、日本国有鉄道又は日本専売公社の委託に基く建設工事、建設工事用資材の加工及び建設工事用機械の修理を行うこと。

2 前項各号に掲げる事務については、当該事務に関する主務大臣のみが北海道開発局長を指揮監督する。

(北海道開発局の位置及び内部組織)  
第十三條 北海道開発局は、札幌市に置く。

第十四條 北海道開発局に、局長官房の外、左の四部を置く。  
建設部  
農業水産部  
港湾部  
営繕部

2 北海道開発局に、次長一人を置く。

3 次長は、局長を助け、局務を整理する。

4 前三項に定めるものの外、北海道開発局の内部部局の組織の細目は、総理府令で定める。

(開発建設部及び治水事務所その他の工事事務所)  
第十五條 第十二條第一項各号に掲げる事務の一部を分掌させるため、所要の地に開発建設部及び治水事務所その他の工事事務所を置く。

2 開発建設部及び治水事務所その他の工事事務所の名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、総理府令で定める。

(北海道開発局の附属機関)  
第十六條 北海道開発局に、左の表の上欄に掲げる附属機関を置く。その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
土木試験所	土木に関する試験及び研究を行うこと。
建設機械工	建設用機械の製作及び修理を行うこと。

2 前項に掲げる附属機関の内部組織は、総理府令で定める。

附則  
1 この法律は、昭和二十六年七月一日から施行する。

2 建設省設置法(昭和二十三年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

第二條中「及び営繕支局」を削る。  
第十四條を次のように改める。  
第十四條 削除  
第十五條中「又は営繕支局」を削る。

3 行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項の表総理府の項中「北海道開発庁」を「四五人」に改める。

計 六二、三八一人  
「北海道開発庁」 三、二九一人  
計 六五、六七八一人

に、建設省の項中「一〇、八三九人」を「一〇、七五四人」に、合計の項中「八八七、三五七人」を「八九〇、五一八人」に改める。

(河井彌八君登壇、拍手)  
○河井彌八君 北海道開発法の一部を改正する法律案につきまして、委員会の経過並びに結果を御報告申し上げます。

内閣委員会は委員会を開くこと二回、地方行政、農林、水産、建設各委員会と連合委員会を開くこと一回、地方行政、農林、水産、建設、人事、大蔵、運輸、経済安定、予算各委員会と連合委員会を開くこと二回、この法律案につきまして慎重なる審議をいたしました。又その間に、田中北海道知事、権藤北海道開発審議会委員を連合委員会に参考人として出席を求めました。この法律案に対する意見を聴取いたしましたのであります。

先ずこの法律案の要旨と提案の理由について御説明申し上げます。  
この法律案は、昨年五月第七国会において成立いたしました六月一日から施行せられてきた北海道開発法の一部を改正して、北海道の開発を強力に推進しようとする趣旨のものであります。又その改正の要旨は次の二点に歸するものであります。第一点は、北海道開発に関する公共事業費のうち国が行うところの直轄事業は、北海道知事の監督から切離して、これを直接国が執行し得るよう、現地に国の執行機関として北海道開発局を設ける点であります。

第二点は、この北海道開発局は、局長官房のほか、建設部、農業水産部、港湾部、営繕部の四部にて組織せられまして、総理府直屬の北海道開発庁の支分部局として設置することといたし、且つ農林省、運輸省及び建設省の各大臣がそれらの所掌事務について開発局長を直接監督するものとした点であります。そして、この改正法律案

は本年七月一日より施行することとなつておるのであります。

次に政府がこの法律案を提出する理由として申述べますところは、北海道開発の公共事業費は開発庁の予算に一括してこれを計上して置いて、然る後に農林省、運輸省及び建設省の予算に移し換へて執行させているのであります。又この直轄事業を執行して

内閣委員会並びに連合委員会におきましては、それらの立場においてあらゆる角度から極めて熱心に質疑応答が重ねられたのであります。先ずその

全体に亘る主なものを次に御報告申し上げます。

第一に、国の行くところの直轄事業について、その計画から事業の執行に至るまで一貫して国が責任を負うことは当然であるとしても、何故に昨年五月第七国会において北海道開発法案が提出せられた当初においてその措置がとられなかつたかというのであります。なお、北海道開発庁が設置されてより僅か一年を経過したばかりの今日、にわかに国の出先機関を設けるという理由、並びにその間いわゆる政治的意図がありと云々まで飛んでおるのであるが、そういう経緯は如何であるかという質問であります。これに對しては、政府側の答弁は、北海道の拓殖事業は明治初年から永く国が行なつて来ており、国の直轄事業として、国の行政機関たる北海道庁長官が担当して来ておつたのである。而して昭和二十二年の四月に地方自治法が制定せられて以来、現在でもこの行政事務が全体の事務量の八割を占めておる。残りの二割が自治事務であるのであるが、かような状況において、北海道の行政は、内地の諸府県よりも遙かに官治的色彩が強いのである。それにかかわらず、自治法が施行せられるに伴つて公選知事に委任せられておつたのである。これら直轄事業が漫然と公選知事に委任せられていたのである。かようなことは全く誤まつておる事柄である。そして、この重要な国家事務をば国自身がこれを行うのでなければ、北海道の飛躍的發展は期することができない。特に終戦後北海道において、これが重要な問題となつておりました。識者の間においてもこのことが叫ばれておるのである。そこで、政府においても、第二次吉田内閣の頃に、北海道の行政機構について検討をいたした結果、昭和二十四年四月に北海道開発審議会を設けたのであるが、その答申によれば、国の総力を挙げて重点的に開発すべきであるということであつたのであります。この答申に基いて、昨年七月、北海道開発庁が設置されたのであるという沿革を政府は詳しく説明いたしました上で、この質疑に對しては、その当時の事情と照し合せて、計画官庁たる北海道開発庁を設けた。そして更にその出先機関としての実施官庁を設けるのは、その當時すでに必要とは考へておつたけれども、まだ設置には至らなかつたのである。その後、北海道開発審議会の答申に基いて、この開発局を設置することはどうしても必要で、購置すべきことではない、今が最も適当な時期である。故にこれを提案したのであるという説明でありまして、従つて知事の選挙にからまるといふことが風説などは、これは取るに足らないことである。或いは又党利党略に囚われておる提案であるといふこともものでは決してないといふ説明があつたのであります。

第二は、この改正案によつて、国の委任事務であるところの北海道開発事業を北海道知事の手から切り離すことには、地方自治権の侵害ではないかといふ質疑が繰返されて出たのであります。又これは憲法の規定であります。が、「一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票

るところの事業が妨げられ、停頓せしめられるのであつて、本年度初め以来経費を投入したその効果も減退するではないかという質問があつたのであります。これに對する政府の答弁は、

第四には、然らば新たにこの出先機関を設置すると、差當つて要する経費の増額が、概算して国庫関係において約二十億圓、消費関係において約十億圓、合計三十億圓となると言われているが、この数字は架空の数字であるかどうかという質問でありました。これも詳細に亘りました。行われた質問であつたのであります。これに對しては、政府の答弁は、政府は増加経費が十五億圓くらい出るであろうといふようなことは聞いておつたが、三十億圓も増加するであろうといふようなことは聞いておつたことではない。元來二十六年度の北海道開発局級の事業費予算額は、直轄事業において二十九億圓、補助事業において二十九億圓、合計八十八億圓であるが、三十億圓の増加といふならば、直轄事業費の半

額にも相当する数字であつて、北海道の事業費は直轄と補助と共に全額国庫負担となつておるのであるから、性質上さうな数字が出ることは考えられない。又、国の直轄事業は予算の範囲で行われるし、又、国と北海道の事業とは截然と区別されておるのであるから、地味費の増大ということも理論上はあり得ないことである。ただ実際問題としては、道庁が固有の機械や建物を借用しておる場合があるから、このことは厳格に言へば或いは非合法であるかも知れぬが、かかることがないといふ前提の下に増加経費があるかないかといふことを論ずべきである。併し国の出先機関が設けられると、道庁は現に使用している国の機械や建物を返却することを要することになるから、事業の遂行上別途の措置を講じなければならぬといふことになる。それ故に経費の増加が当然となるわけであるけれども、開発庁としては、将来所要の手続をとつて、従来通り無償で貸與する等の合法的措置を講ずるのであるから、経費の増加は実際においてはあり得ないであらうといふ答弁でありました。

第五に、直轄事業は北海道知事の手から切り離されて、道庁に委託代行する事務が残るとすると、この事務の委託料はどこから支出せられるのであるか。直轄事業費について新たに追加予算を要求するのであるか。それとも北海道の負担に帰せられるものであるか。そのいずれの場合にしても、政府の説明に反して増加経費が必要となるのではないかと質疑があつたのであります。これに対する政府の答弁は、北海道庁に委託代行させる事務は

問題の解決に寄與するため、北海道総合開発計画を樹立し、これに基き事業を昭和二十六年から実施する」と規定してあるが、この規定の趣前からすれば、総合開発の具体的な計画がなくして、北海道開発に関する大綱の計画はすでにできておる。更に本年度二十万円の調査費を以て十分な計画を樹立する見込であつて、これと並行して開発事業を実施し得るものであるから、何らこれは矛盾するものではないといふ説明でありました。

第六に、北海道開発局の行方事業実施の責任は、北海道開発局長官にあるのか、それとも農林大臣、建設大臣及び運輸大臣がそれぞれ所掌事務の執行について責任を負うのであるか、どちらであるかという質問が、これも繰返されて出たのであります。なお、これも同様な実例が他にないかという質問もありました。これに対する政府の答弁は、北海道開発局長官は北海道開発局の業務執行を指揮監督する権限はなく、単に北海道の開発計画を樹立し、且つ開拓業務の執行の推進及び各省間の調整を図るにとどまる企画官庁であるから、業務執行上の責任はとらなれない。農林、建設、運輸の三大臣は、それぞれ所掌事務について北海道開発局長官の指導監督の権限を有するのであるから、業務執行の責任はそれぞれに分野においてこれらの主務大臣がこれを負ふことになるのである。併し開発局長官は開発計画樹立についての責任を負うのである。こういう説明でありました。かような例があるかといふことには、それは二重の生ずることにはない。水産に関する調査は、この改正法律が成立した場合に新設せられる開発局の農水産部の手で、地元の意見を十分に尊重し、又北海道とも十分協力して行方方針であつて、二重行政に陥らないよう十分配慮する考であるといふ政府の答弁でありました。

第七に、水産に関する開発計画の範囲はどの水域までであるのか。漁港法によれば、漁港計画は農林省が立てることとなつておるが、北海道開発法によれば、開発庁の立てる開発計画の中に漁港計画も包含せられておることであるが、この両者の関係はどうなるのであるか。両者の間に矛盾を生ずる場合はないのであるか。又水産に関する調査は開発庁も北海道庁も行うといふことは、二重調査、二重行政となつて、この両者の調査の結論に相違の起つた場合には、水産に関する開発計画を立てる上に大なる支障を生ずるものと信するがどうであるかという質問も出たのであります。これに對しまして、開発庁で行うところの水産に関する開発計画は、単に北海道の行政管轄区域内にとどまらず、それ以外の区域にまでも及ぶ。即ちこの開発計画は國策の立場から計画を立てるのであるから、マツカーサー・ラインを越えない範囲内で、広い水域まで調査をして計画を立てる考である。次に、北海道の漁港計画は、北海道の開発計画の一環をなすものであつて、この計画を立てるについては農林省と十分連絡をとつて行方方針は勿論であつて、若し両者の間に矛盾の生ずる虞れがあるような場合には、閣議で以てこれを調整し得るものと考へる。故に両者の間に矛盾の生ずることにはない。水産に関する調査は、この改正法律が成立した場合に新設せられる開発局の農水産部の手で、地元の意見を十分に尊重し、又北海道とも十分協力して行方方針であつて、二重行政に陥らないよう十分配慮する考であるといふ政府の答弁でありました。

第九には、北海道の総合開発においては林野行政が重要な地位を占めておることは言を待たない。従つて林野行政の実施機関として北海道にある営林局も農水産部と共にこの開発局に部として收めるのが適當ではないか。然らざれば到底理想的な総合開発の実現は期せられないと思ふ。何故に営林事務だけを別の取扱にしておるのかといふ質問に對して、政府は、北海道の林野行政は、知事が公選となつた以後は、これを知事に行わしめず、林野庁の出先機関であるところの営林局で行わしめておるのであるが、これは総合開発の見地から重要な事務であるから、開発局をして行わしめることの可否については今後十分検討するつもりである。併し今直ちにこれをその通りに実現することはできないといふ答弁でありました。

第十に、北海道開発法第二條によれば、「國は、國民経済の復興及び人口の充実を期し、北海道の開發を促進する」とあるが、この規定の趣前からすれば、総合開発の具体的な計画がなくして、北海道開発に関する大綱の計画はすでにできておる。更に本年度二十万円の調査費を以て十分な計画を樹立する見込であつて、これと並行して開発事業を実施し得るものであるから、何らこれは矛盾するものではないといふ説明でありました。

更に第十一点といたしましては、或る委員から、この法案について地方行政調査委員会委員長の意見はどうであるかといふことの説明を求めたのであります。地方行政調査委員会委員長の戸部博士は、昨年十二月に行なつたところの市町村、都道府県及び国相互間の事務の再分配の調整等に関し、とるべき措置に関する勧告は、中央と地方との間に新たな共同関係を打ち立てることを目指して、市町村、都道府県及び国相互間における事務の配分の調整について、右勧告の事柄を実施するに伴つて、更に必要とされる幾つかの補足的措置については、引續いて調査研究を進めておられますといふことを附言しておられます。特殊な性質のある北海道については、この三ヶ月もたればそれはでき得る見込であるといふ答弁があつたのであります。

更に又第十二点といたしまして、この法案が成立した結果として地方自治体たる北海道の経費負担が増加すること

とを考慮するならば、当然地方財政法第二十一條によつてあらかじめ地方財政委員会意見を問うべきではないかとの質疑があつたのでありますが、これに對して、地方財政委員会では、本法案については未だ意見を徵せられておられない。従つてこれ又調査しては答えることができないといふことを申したのであります。

大體以上申述べましたごとく、連合委員会におきまして、各委員はそれそれの立場から極めて熱烈なる質疑をなして、政府の答弁を聞いたのであります。政府の答弁も又最も綿密に行われたのであります。そこでかくのごとくにいたしました。連合委員会は三日間かかりまして、その三日を以て終了いたしました。

最後に、内閣委員会は一昨日これを慎重に審議いたしましたのであります。結局、只今申しました重要な諸点について、即ち第一には、本法案は今直ちにこれを施行しなければならぬ緊急性があるかどうか。第二には、これま北海道知事の下に総合且つ一元的に行われて来た開港行政の制度を今急激に改変して、國の事務と自治体の事務とに截然分離する必要があるかどうか。第三には、本法案の施行の結果、北海道に地方費の負担を過重ならしめることではないか。第四には、北海道開港計画が未だ完成を見ざる今日、本法案を施行して、開港庁の出先機関である北海道開港局を設けて、公共事業費の支弁にかかる國の直轄事業を実施することは、北海道開港法の第二條の規定に抵触するのではないか。第五に、本法案は憲法第九十五條の規定によつて住民

投票に付すべきものではないかといふような諸点を中心にして、十分審議を盡したのであります。かように審議を盡しました上で、一昨日午後の委員会において本法案が討議に付せられました。吉田委員から次のような修正案が提出せられたのであります。これを朗讀いたします。

北海道開港法の一部を改正する法律案に對する修正案

北海道開港法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。附則第一項中「昭和二十六年七月一日」を「昭和二十七年四月一日」に改める。

附則第二項を附則第三項とし、附則第三項を附則第四項とし、附則第一項の次に附則第二項として次の一項を加える。

2 この法律は、日本国憲法第九十五條の規定により、北海道の住民の投票に付するものとする。

なお、次に梅津委員より次に述べるような修正案が提出されました。それは、

北海道開港法の一部を改正する法律案に對する修正案

北海道開港法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。附則第一項中「昭和二十六年七月一日」を「昭和二十七年四月一日」に改める。

吉田委員は、この法律案によつて本年七月一日から北海道開港局を各道設置することは、本法施行の円滑を期し、がたい旨を述べ、又この法律案は北海道のみに適用される特別法と認められるが故に、憲法第九十五條に規定する

住民投票に付すべきであるといふ説明をいたしましたのであります。又梅津委員は、吉田委員の発言になつておる前半と同一趣旨の発言をいたしましたのであります。討論に入りまして、梅津委員からは、この法律案の趣旨に照して、今日の開港局の開設のため更に昭和二十七年四月一日まで施行期日を延長する必要がない。又この法律案については憲法第九十五條の住民投票に付する必要はないといふ二点から、この二つの修正案に對して反対の意思を表し、且つ原案に對して賛成の意見を述べたのであります。

かようにいたしました採決の段階に入りましたが、先ず吉田委員の提出の修正案について採決をいたしましたところ、少数を以てこれを否決となつて、次に梅津委員提出の修正案について採決をいたしましたところ、これ又少数を以て否決せられたのであります。最後に本法案につきましても採決をいたしましたところ、多数を以て可決すべきものと議決せられたのであります。

最後に委員会の経過として一言附加えて申して置きたいのであります。委員会の審査は周到正確を期すべきことはこれは勿論のことであり、内閣委員会におきましては、審査の周到を期するために公聴会を開くという点につきましても十分な考慮を拂ひましたけれども、日時においてこれを許さない事情がありましたから、止むを得ず只今報告に述べましたように参考人の陳述を聞くことにはいたしましたのであります。而してその参考人の選定は、本案に對して最も強い代表的意見を保持しておるところの田中北海道知事及び

北海道開港審議会委員の椎熊三郎君の説明を承つたのであります。第二点といたしましては、この議案の内容及び特にこの法律案の持つところの重要性に鑑みまして、審査日数が十分ではないといふ感じがいたしましたのであります。特に連合委員会を開きましたところ、内閣委員会に對しまして連合を申込まれた常任委員の数が九つにもなつておるのであります。然るに、一方、連合委員会は初めは二日間と予定いたしましたので、それではどうしても足りませんので、三日間ということになりました。最後の一日は内閣委員自身の審査の日に充てたのであります。そこで、この連合委員会におきましては、連合各委員から、各方面の委員からあらゆる角度で以てこの法律案に對して極めて周到な多角形的な質疑応答が繰返されたのであります。これは内閣委員が委員会において審査をいたしました上において大なる参考となつて、誠に結構なことであつたのであります。ただ私はこの連合委員会を運営する上におきまして、少くともどの委員会も、必ず一人だけ、せめて少くとも一人だけは代表的の発言をして頂きたいといふことを考へまして、再三常任委員長と懇談をいたしましたのであります。常任委員長もよくこの趣意を御了解下しまして、その委員会に属する委員に對しまして御配慮を下されたのであります。けれども、最後の日に十二時まで委員会を開会いたしましたので、とうとう二、三の委員会の代表の御発言を聞くことができませんなかつたことを遺憾とするのであります。而して私は、今朝、事務局に對して實際発言をせられた時間はどのく

らいあつたかといふことを取調べましたのであります。その結果は、連合委員会において實際発言せられた時間は合計二十時間八分であつた。内閣委員会におきましては合計六時間四十分、合計で二十六時間五十二分といふことになりました。従いまして、各種の意見がかなりたくさんに開陳せられたといふ結論を得たのであります。第三に、吉田総理の御出席を必要とするのは、内閣委員会におきましては、又連合委員会におきましても、これは最も強い希望であつたのであります。ところが遺憾ながら所労のために御出席がなかつたといふことは、これは止むを得ないこととあります。委員諸君におかれましても、よくその事情を諒察せられたのであります。大體以上を以て私の報告を終ります。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 本案に對し、吉田法務省より成規の賛成者を得て修正案が提出されております。この際、修正案の趣旨説明を求めます。吉田法務省。

北海道開港法の一部を改正する法律案に對する修正案

右の修正案を成規により發議する。昭和二十六年六月二日

- |     |       |       |
|-----|-------|-------|
| 賛成者 | 青山 正一 | 赤松 常子 |
|     | 荒木正三郎 | 伊藤 修  |
|     | 岩崎正三郎 | 内村 清次 |
|     | 梅津 錦一 | 江田 三郎 |
|     | 大野 幸一 | 岡田 宗司 |
|     | 門田 定藏 | 加藤シヅエ |
|     | カニエ邦彦 | 金子 洋文 |
| 發議者 | 吉田 法晴 |       |

河崎 ナツ	上條 愛一
木下 源吾	清澤 俊英
菊川 孝夫	栗山 良夫
小泉 秀吉	小林 孝平
小林 亦治	小松 正雄
小酒井義雄	小笠原三三男
齋 武雄	佐多 忠隆
重盛 壽治	島 清
下條 恭兵	相馬 助治
曾根 益	田中 一
高田なほ子	棚橋 小虎
棟 繁夫	堂森 芳夫
中田 吉雄	中村 正雄
成瀬 幡治	野澤 勝
波多野 鼎	羽生 三七
原 虎一	松浦 清一
松永 義雄	三木 治朗
三橋八次郎	三輪 貞治
村尾 重雄	森崎 隆
藤原 道子	山下 義信
山田 節男	山花 秀雄
吉川末次郎	若木 勝藏
和田 博雄	片岡 文重
永井純一郎	

〔吉田法晴君登壇 拍手〕

○吉田法晴君 只今上程せられました北海道開発法の一部を改正する法律案に對する日本社会党提案にかかる修正案について趣旨弁明をいたします。先ず修正案を御説いたします。

北海道開発法の一部を改正する法律案に對する修正案  
北海道開発法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。  
附則第一項中「昭和二十六年七月一日」を「昭和二十七年四月一日」に改める。

附則第二項を附則第三項とし、附則第三項を附則第四項とし、附則第四項の次に附則第二項として次の一項を加える。  
この法律は、日本国憲法第九十五條の規定により、北海道の住民の投票に付するものとする。

先月二十六日、一たび延長せられた今第十国会が終了せんとする直前、政府によつて提出せられ、このために会期をわざ／＼延長して、数日間本院において、内閣委員会を初め、地方行政、農林、水産、建設、運輸、人事、大蔵、経済安定、予算の各委員会による未曾有の大連合委員会によつて審議せられて参りました北海道開発法の一部を改正する法律案は、連合審査の席上その他でも疑問が提出せられました。次に述べるように、憲法第九十五條に規定する「一の地方公共団体のみに適用される特別法」であると認められますので、憲法第九十五條及びこの條文に基く住民投票の手續たる地方自治法第二百六十一條、第二百六十二條により、北海道の住民投票によつてその過半数の同意を得なければこれを制定

することができませんので、この修正をなさんとするのであります。

附則第二項中の実施期日「昭和二十六年七月一日」を「昭和二十七年四月一日」に改めんといたしますのは、実施期日が七月一日では、それまでは北海道において住民投票をなすべき時間的余裕がありませんので、来年四月一日とするという技術的な理由であります。戦後、新日本建設の熱意に燃えて、二十世紀的な民主主義の原則の上で、新たに日本国民の総意によつて作られた日本国憲法の中に、特に「地方自治」の章を設け、その最後の條文である第九十五條において、地方特別法或いは地方自治特別法制定のために住民投票を要すると謳つた意義につきましては、今更私が説明するまでもないと思はれますけれども、提案者である政府においては、故意に忘れ去つたのか、目と耳を覆つていられるがごとくでありますから、改めて議員諸氏のみならず我々の代表する全国民の記憶を喚起したいのであります。

我が日本の近代国家は、明治維新後先ず藩閥政府を中心として出発し、官僚或いは軍閥による絶対専制政治の下に、資本主義の後進性を取戻すべくあらゆる犠牲を拂つて強行されて参りました。ために、強い中央集権的の制度をとつて参り、明治二十二年、市制、町村制が実施せられ、翌二十三年府県制が施行せられました後、地方自治は名目と形骸にとどまり、特に都道府県のごとき、いわば官僚的中央集権國家の優先機能的な性格を多分に持ち、その長の名前も地方長官と呼ばれたこととは、未だ国民の記憶に新たなところ

でございませぬ。殊に滿洲事變、日華事變勃発後は、軍閥と官僚によつてファシヨ的中央集権主義が漸次強化せられ、僅かな地方自治の実体も次第に奪われて参りました。即ち昭和十八年の地方自治制の改正により、地方自治は殆んど全く否定し去られ、地方行政は中央集権的官僚行政の一環となり終り、地方公共団体は軍閥官僚の方針を末端まで浸透させるための手段と化して去つたのであります。かように地方自治が殆んど完全に蹂躪し去られた理由の一半は、我が國の国民の間における民主主義の未熟不徹底にもありましたが、他の一半は地方自治が憲法上保障せられていなかつた点にあつたのであります。こゝろ過去に失敗の経験にも鑑みまして、新憲法は特に地方自治の一章を設けて地方自治を確保せんとしていたのであります。この新憲法の精神は、新憲法制定後の一切の法令の制定改廃、あらゆる制度と機構の新設変更によつて貫かれた参りました。

地方自治法の制定、警察法、教育委員会法、或いは地方財政法、地方財政平衡交付金の制定、地方税法の全面的改正等がこれであり、これらの法律に基く各種の委員会は、このための制定であります。最近のシャウヴ報告に基く行政事務の再配分のための地方行政調査委員会設置のごときもその一つであります。憲法第九十五條は、かかる地方自治確保のために、立法権の恣意による地方自治の侵害に對する保障を憲法上與へたものであります。この憲法第九十五條によつて地方特別法による自治権の不当なる侵害に對する保障を憲法上確立するの制度は、法制意見局長佐藤達夫氏、或いは衆議院法制局長入江俊郎氏等によれば、過去にお

ける英米殊にアメリカの苦しい経験を他山の石としてできたもののようにあります。その詳細は、佐藤、入江氏等の論述に待つとしまして、ここでは佐藤法制意見局長官の記述の中で参考になる一点、即ちニューヨーク市その他セントルイス、シカゴ等の諸市において、州の特別法による自治制への干渉が「党派の利益が動機となつて行はれるものが少なく、市においては少数勢力であるために思ふように行かないが、州議會では多数を占めていゝというやうな政党が、州の立法によつて市政を自党に有利に動かそうという党略の手段として用いられたなどというところも言われています。」と書かれていゝのであります。まさに他山の石であります。更に、以上の諸氏のほか、この地方特別法について触れたすべての人たちが紹介されておられます一九二一年のアメリカ都市連盟の總會で採択せられました州模範憲法第七十九條の「都市及び村落の政治、組織に影響する法律は、この法律を或る都市又は村落に施行するには、その地方の選挙人に付議し、その投票の多数決による賛成を得なければならぬ」という條件を以つてのみ制定せられる。「ついででありませぬが、佐藤氏の記述では、「都市及び村落の組織及び政治に影響する」となつておられますので、「政治組織」ではなくして「政治及び組織」であることは明白であります。この「都市及び村落の政治及び組織に影響する」という表現は、日本國憲法第九十五條の「一の地方公共団体のみに適用される特別法」の解釈といふか、真の意味を把握するについて、重大な難を提示するものとして、特に紹介して置きたいと考へる次第であります。

なお、この際、入江衆議院法制局長の明快な説明を三三附加して置きたいと思ふのであります。即ち入江氏によれば、「地方公共団体の基本法の制定については、でき得る限り当該地方住民の意思を尊重しようとする民主政治の具現は、最もよくアメリカに見られるところであり、そのホーム・ルール・チャーター・システムのときは、最も徹底したものである云々。『特別法』というのとは通常いふ一般法に対する特別法というより広義のものではなく、地方公共団体の組織及び運営に関する事項につき、一又は二以上の特定の地方公共団体につき、専らそれのみ適用ある法律として基本原則を創設し、又はすでに存する一般的基本原則を排除した特殊の基本原則を規定する」というような、特別な法律を意味するものと解したい。」又「憲法第九十五條の規定の置かれたゆえんは……地方公共団体の個性の尊重ということであつて……特定の地方公共団体につき一般に適用せられる法律の持つ基本原則と異なるものを規定して適用するということとは、その当該団体が特に他と異なつた取扱を受けることになるのであつて……地方自治の本旨（憲法第九十二條）から言へば、すべて地方公共団体はその団体としての個性が尊重せらるべきであるから、まさにその趣旨において憲法第九十五條が設けられたのであらう……」ここに入江氏が言われた一般法といふのは地方自治法のことであり、北海道開発法の一部改正法が、この地方自治法により一般地方公共団体即ち都府県に適用される基本原則と異なるものを適用することによつて、北海道という一の地方公共団体

が、その組織及び運営に関する事項につき他と異なつた取扱を受けるか否か、北海道という特定の地方公共団体の個性が尊重せられるか否かでありまふ。そして入江氏は「憲法第九十五條の特別法と考へべきものを挙げれば、若し将来東京都法又は北海道法というようなるものが制定されて、地方自治法の基本原則と別に法制が立てられるとすれば、それは明らかにここにいう地方自治特別法である」と言われたのであります。

然るに、ここに論議の対象となつております北海道開発法の一部を改正する法律案は、第一に、憲法の地方自治の精神を蹂躪し、新憲法制定後の一切の地方自治強化の方向を逆転後退せしめんとするものであります。北海道においては少数勢力であるために思ふよゝに行かないから、国会で多数を占めていた政界が、国会の立法によつて北海道政を自党に有利に動かそうとするありまふと共に、(一)「ノール」(「独断」と呼ぶ者あり)最も民主化された段階においても、なお、民主化されずに残つた特権の一部官僚が、反動化した資本家代表と結託して自治体を骨抜きにし、これを官僚的中央集権主義の出生機関とせんとする陰謀の第一の現われであります。このことは、現在行われておる行政事務再配分のための行政調査委員会調査が、シヤウア使節団の報告に基き、「地方自治を拡充強化して国政の民主化を推進する」といふ見地からなされ、報告の第三原則は、これをもつとはつきりと「地方自治のためにそれ／＼の事務は適当な最低段階の行政機関に與えらるるであらう……」

中央政府は地方の指揮下では有効に処理できない事務だけを引受けることにならざるであらう。」と諷し、このことを原龍之助氏は、地方公共団体の事務に属すべきものとして、住民の福祉を助長し、住民の生活に直接利害關係を持つ事務、例えば地方公共団体の組織及び財政、自治体警察、消防等を挙げ、「この種の事務のうち現在すでに地方公共団体の自治事務として自主的にこれを処理することのできるものとされているものもあるが、取分け河川、道路、土木、建築、保健、衛生、民生などの事務は、現行法上、団体委任又は機関委任の形式で処理されているものが多い。従つて現行法上委任事務にされているものは、すべて固有事務と同様、地方公共団体の自治事務に再配分されるべきである。又機関委任事務とされておるものについては、それが国と地方の双方に利害關係を持つ事務であることに鑑み、これを地方公共団体の事務として、地方住民の創意と責任において自主的に処理せしめると共に、国は或いは立法によつて一定の基準を設定し、或いは司法によつて事後の監督を行ふほか、国家的見地から総合的施策を必要とする限度において、企画、立案、報告、助言などをなすにとどむべきである。……言ひ換へれば、国が施設經營の責任を負ひ、地方団体は管理執行の責任を負ふといふような任方で、合理的に事務の配分を行ふこととするのが妥当であらう。」と言ふことと、行政調査委員会による行政事務再配分に関する報告論第一、「国と地方公共団体との關係」の二、「(一)機関委任の項では「国の責任とされた事務を地方公共団体の機関に委任して行

うことは極力避けるべきであるが、ただ三の二において述べるような場合には認められてよい」として、「地方公共団体の事務と密接な關係を有するものについては、地方行政の円滑なる運営、住民の利便等を考慮し、出先機關を設けないで地方公共団体に委任して行ふことが望ましい。」としておられます。北海道開発法の一部改正法は、これとは逆に、従来、北海道知事に委任せられて来た権限と事務を国に取上げんとするものであります。即ちこれは新憲法制定以来の地方自治の強化促進の方向とは逆であつて、新憲法の精神に違反するものであります。

第二に、憲法第九十五條は、地方自治に関する第九十二條乃至第九十四條の規定を受けて規定せられたものでありまして、第九十四條は、地方公共団体の権能として、その財産の管理、事務の処理、行政の執行及び條例の制定を例示的に列挙してありますが、前の三つは地方公共団体の行政権を地方団体の固有のものとして憲法上これを保障し、法律を以てしてこれを容易に奪うことが許されなかつたこととなつた次第であります。而もこの三つは、地方自治法の定める固有事務、委任事務、行政事務のすべてに亘り、公の権力の行使の性質を持つものを除いたものが含まれるといはれます。ならば、この憲法第九十四條を受けて規定せられた第九十五條の「一の地方公共団体のみに適用される特別法」は、その内容が、固有事務、委任事務、行政事務のいずれに関するかは問はず、その内容が、固有事務、委任事務、行政事務のいずれに属するかは問はず、それが国費で負担せられて来たからと言ふ、或いは何ら法的根拠のない直轄

事業の名の下に、国に取上げるといふことは、明らかに憲法第九十五條違反であります。(拍手)

第三に、「一の地方公共団体に適用される特別法」といふのは、先に述べましたように、沿革的、淵源的に見て、特定の地方公共団体の組織及び運営に影響ある法律の意味だといはすすならば、この北海道開発法の一部改正法によつて改廃を余儀なくされる法令及び地方公共団体の諸法規としては、地方自治法施行規程、地方財政法施行令、国庫負担地方職員に関する政令のほか、北海道道路令、北海道奨励規程、北海道支庁規則、北海道職員定数條例等二十一が挙げられておるのであります。このことを以てしても、如何に北海道開発法の一部を改正する法律案が北海道という特定の地方公共団体の組織及び運営に影響あるかは明らかであります。この点に關し北海道側ではこう言つておるのであります。

即ち「今回の改正法律案は、政府が大だにその出先機關を設けて國の事務を処理するといふ單なる形式的問題でなく、開道以來八十年間に亘り北海道の首長に與えられた開発事務處理の権能を奪ひ、その行政執行方式に一大變革をもたらすものであるばかりでなく、開発事業そのものを重要部門とする市町村の行政にも至大の影響を與える極めて重要事項でありまして、而も道路法、河川法、港灣法等の諸法規に基き、他府県の公共団体に與えられた権能についても、北海道のみに限り、直轄事業なる名の下に、國の出先機關に包括的に奪ふものでありまして、明らかに自治權侵害の結果を生じ、又地方自治法附則第八條の規定の内容を變更し

法附則第八條の規定の内容を變更し

法附則第八條の規定の内容を變更し

法附則第八條の規定の内容を變更し

法附則第八條の規定の内容を變更し

法附則第八條の規定の内容を變更し

法附則第八條の規定の内容を變更し

て、公共団体に勤務する職員の大半を  
国の出先機関に移す結果、自治団体た  
る北海道の諸法規の変更を余儀なく  
しむるものであります。

〔議長退席、副議長登壇〕

故に北海道を対象とする法律である  
ことは全く疑問の余地はなく、憲法第  
九十五條の「一の地方公共団体のみに  
適用される特別法」に該当し、当然住  
民投票に付すべき事項であります。若  
しもこれを以て公共団体たる北海道に  
関係なきものとして処理せられるなら  
ば、憲法第九十五條の規定は死文化  
すると断ぜざるを得ないのでありま  
す」と、こう言つておるのであります  
て、全くその通りだと信するのであり  
ます。

北海道開発法の一部改正法律案が憲  
法第九十五條に抵触する理由につきま  
しては以上述べた通りであります。が、  
住民投票の手續は、地方自治法第二  
百六十一條、第二百六十二條によつてな  
されまゝです。問題は、住民投票に付すべしとする  
一カ條を挿入する本修正案は、北海道  
開発法の一部改正案の他の全部の承認  
の上になされるものであるかの誤解に  
基く議論をなす者がありますが、御存  
じのように憲法第九十五條には、「一の  
地方公共団体のみに適用される特別法  
は、法律の定めるところにより、その  
地方公共団体の住民の投票においてそ  
の過半数の同意を得なければ、国会  
は、これを制定することができない。」  
と明記してあるのであります。北海  
道開発法の一部を改正する法律案に關  
する国会の議決全部が停止条件附のも  
のとなつて、北海道の住民投票におい  
て過半数の同意が得られなければ法律

として有効に成立しないのであります  
から、念のため申添えて置きます。  
なお、又、かかる特別法が国会で最  
後の可決がなされまゝと、かような  
「住民の投票に付すものとする」とい  
う條文があるなしにかかわらず、当然  
衆議院議長は、当該法律を添えてその  
旨を内閣総理大臣に通知しなければな  
らないものと信するのであります。

「北海道の住民の投票に付すもの」と  
する」という一項は、国会の解釈を確  
定するため念のため挿入せんとするも  
のであります。この問題の最終的な解  
釈は最高裁判所においてなされるであ  
りましようし、又その手續もなされる  
と存するのであります。願わくは最  
高裁判所の裁判を待つまでもなく、国  
会がみずから持つておられます憲法の解  
釈権に基いて公正なる判断をなす意味  
において、本修正案を提出する次第で  
あります。

週間朝日六月十日号には、この問題  
について、仮に自由党政府が多数党の  
力を發揮して、議会の本会議や委員会  
で所志を貫徹したところで、それが憲  
法の明文に抵触する疑いがあれば、当  
然、現地の人民投票問題が起る可能性  
があり、結局、事柄は最高裁判所にま  
で持ち込まれて黑白を明らかにする必  
要が生じないとも限らない。憲法の嚴  
然と定めるところを尊重する責任は、  
むしろ多数党であればあるだけ重いく  
らしいものである。と論じておられます  
が、(その通りだと呼ぶ者あり)私は  
新憲法が第一段の試練に遭遇した今  
日、民主憲法を守るべき国民の代表で  
ある国会、国権の最高機関である国  
会、而もその第二院として、衆議院に  
おける多数党の横暴と間違ひを是正す

べき使命を持つ抑制機関たる参議院  
が、政府及び一部官僚の一方的解釈に  
従うのではなく、よく新憲法の精神、  
真精神を了解し、憲法第九十五條の正  
しい解釈の上に立つて地方自治を擁護  
するため、住民投票に付すべきものと  
する本修正案に御賛同賜わらんことを  
(「反対」と呼ぶ者あり)切にお願いし  
て、趣旨弁明とする次第であります。  
(拍手)

○副議長(三木治朗君) 討論の通告が  
ござります。順次発言を許します。若  
木勝蔵君。

〔若木勝蔵君登壇、拍手〕  
○若木勝蔵君 私は日本社会党を代表  
いたしました。只今上程されました北  
海道開発法の一部を改正する法律案の  
修正案に賛成、原案に反対の意思を表  
明するものであります。  
本法案は、その提出理由にも明らか  
なように、北海道開発に關する直轄事  
業を国が道知事の手から回収して、八  
十年來、北海道庁長官、或いは北海道  
知事の下に一元化されておつた開発行  
政と自治行政との間に一大変革を興え  
ようとする、まさに行政事務再配分に  
關する重大なものであります。この重  
要法案が五月二十五日という第十国会  
の会期末に突如として衆議院に提案さ  
れまして、二十六日に審議に入り、二  
十八日に本会議を打ち上げ、会期五日  
間を延長して、全くフアッシュ街道を  
駆け足するがごとき様相で参議院に送  
付されて参つたのであります。この審  
議過程は、よくこの法案の立案事情、  
その性格等すべてを如実に現わしてい  
ると言つてもよいのであります。私は  
今これを分析して所論を明らかにし  
たいと思ひます。

第一は、法を制定する手續が民主的  
でないということでありま。即ち北  
海道行政から開発行政を分離しよう  
とすることは、北海道民の利害得失に  
影響するところが大きいことは明らか  
なことであるのであります。でありま  
すからして、法の立案に當つて、先  
ず住民の意向を十分に聞かなければな  
らないのに、政府は一向その方法をと  
らないのみか、知事選挙に敗れた後に  
突如として国会に提出したため、北海  
道民は全く驚愕のほかなかつたのであ  
ります。のみならず最も關係深い道知  
事に対しても何らの話し合いもなく、又  
北海道開発審議会の議決に諮るところ  
もなく、事後に了解を求めるといふよ  
うな態度は、甚だ遺憾なことであると  
思ひのであります。  
更に御承知の通り地方行政調査委員  
会議では、地方における国と地方の行  
政事務の再配分のために昨年十二月に  
政府及び国会に報告をしており、特に  
北海道と東京都に対しては、特殊の事  
情があるからこれを延ばし、この六月  
には北海道の実情を十分調査した上で  
結論を出すということになつてゐるに  
もかわらず、政府機関であるところ  
のこの地方行政調査委員會議の答申も  
待たずして政府が一方的な措置に出た  
り、又この開発事業の分割によつて北  
海道財政に經濟増進等何らの影響な  
しと強弁して、地方財政委員會議の意見  
を求めようとしなかつたのは、全く行  
政民主化のために設置された政府自体  
の機關を無視したものであり、政府  
の非民主的な反動性を暴露したものと  
断ぜざるを得ないのであります。(拍手)  
第二は、この法律が施行された場合  
には、北海道総合開発の意義を失うと

同時に、地方自治の發達を妨げるもの  
であるということでありま。元來、  
北海道総合開発といふことは、どんな  
ことを意圖しているものであるか。こ  
れは誠に重要なことでありまして、こ  
の総合開発の意義が開発のすべてを決  
定するものであるといつても過言でな  
いと思ひのであります。これは先日こ  
の法案の連合審査におきまして、田中  
北海道知事とその参考意見として次の  
ように述べられてゐるところを見ま  
す。『職後の北海道の総合開発は、  
国家的重要な使命を達成すると共に、  
北方地域社会の經濟文化の發達性を克  
服して、住民福祉の増進と安寧水準の  
向上をその基本目標とすべきものであ  
るのであります。従ひまして、総合開  
発の基本目標を遂行するためには、北  
海道に賦存する農林、水、鉱等、豐富  
な未開発資源を有機的に開発すると共  
に、これを原始産業の振興と基盤とす  
る高度の第二次産業を確立しつ、以  
て日本經濟復興に寄與し、なお、併せ  
て人口問題を解決する有力な環境たら  
しめんとするにあるのであります。』  
同時に、道民生活文化の向上を図り、  
更に又道及び市町村の自治体の根柢を  
培つて、国力の伸張、國運の進展に寄  
與するよう、総合的な開発の実を挙げ  
なければならぬことが強く要請され  
るのであります。従つて当面の北海道  
総合開発のあり方は、総合といはして  
も、單にいわば自然科学的な資源の有  
機的総合にとどめることなく、これよ  
り深く、文化科学的な、いわば住民文  
化の立体的自治行政の面との総合にま  
で結合し、TVAにおけるリエンソー  
ルの言われておるよう、資源の開発は

官報外 昭和三十六年六月五日  
参議院會議録第五十二号(その二) 北海道開発法の一部を改正する法律案

自然自体の一体性によつて支配されなければならぬといふこと、民衆が開発に積極的に参加しなければならぬといふことの二つは、北海道開発の場合においても基本理念として堅持すべきものであり、又これなくしては真の北海道総合開発の実現は到底不可能と信ずるのであります。「こうなつておるのであります、誠に私は明快な所論であると思ふのであります。」

而して北海道の開発は、明治二年の開拓使設置以来八十年来を經過し、その間、國策の意図するところと北海道民の意思とが堅く結びついて、又行政面について見ましても、北海道庁長官の下に、國の行政と自治行政とが緊密な連繫を保つて、一元的総合的に運営され、民選知事になりました。そのまゝ継承され、今日に至つておるのであります。換言いたしますれば、國の仕事と自治体の仕事、或いは民間の仕事が、北海道の全地域に亘つて、開発という点においては誠に調和されているのであります。即ち、或いは民間において、鑛山の発掘を開始し、自治体においてこれに必要な病院、学校を設置し、國及び北海道において道路の新設を圖つてやることは、その一例であります。が、かような工合に、民間、自治体、國が相互に相協力し、その密接不離の關係を切ることなく進んで來ておるのである、この中心となり中核としての使命を果して來たのは北海道庁であり、首長が官選か公選に変わつても引續きこの大原則に變化がなく、八十年前全く未開の地であつた北海道が、今や人口四百三十万を算し、農、畜、水、林等の生産額も全國第一位に

位する今日の發展を築き、優秀な開発の成果を収めておることは、全國民のひとしく認めておるところでありまして、現に支障なく事業の遂行が行われておるのであります。

然るにです。本法律が施行されることになりますれば、開発事業關係の事務が、國と北海道とに兩断、分離されて、道の各地域において國の行政と自治行政が二重行政の姿を現わし、前に述べました北海道八十年来の歴史ある開発行政と自治行政の調和点が破壊されてしまふのであります。と同時に、開発そのものについても、いわゆる総合開発の眞の姿を失ひ、北海道における國の公共事業としての意味しか持たない。而もその事務が農林、運輸、建設各省所管として、ばらばらな形で、極めて殺風景なものとして行われ、國、道、民間一体の北海道総合開発の確たる姿はいずれにも見ることができないのであります。政府は何の必要があつて、再三会期の延長までやつて焦燥のうちにかかる改悪をやるうとするのか、私はその理由の発見に苦しむを得ないのであります。

「拍手」又責任云々、そういう責任のないうちに、はつきりしない者にそういう事務を預けてたまるか、こういうふうなことをよく言われるのであります。が、

「その通り」と呼ぶ者あり。この地方自治上、主務大臣の知事に対する國の委任事務の監督権によつて極めて明瞭で、國會に対しては当然主務大臣が責任を負うべきものであり、何ら疑問の余地がないのであります。「その通り」

「その意味とは違ふ」と呼ぶ者あり。元來、開発行政は地方自治事務とは密接不離の關係にあり、その本質において、たとへば國家的見地から必要とする事業であつても、開発はそれ自身地方の開発發展をもち、住民の利害に深い關係を伴うものであります。から、自治事務の性格を持つてゐるものであつて、本質的に何らの差異がないものであることは、神戸地方行政調査委員会議長の説明によつて窺ひ得るものであります。

「時間々々」と呼ぶ者あり。道路、橋梁を造り、入植者を受け入れ、学校、診療所を造り、營農を指導し、生活を援助する仕事は一貫しておるものであります。が、これらの事業には多くの経費が必要であつて、未開発地の自治体ではなかなか行い得ないのであります。そこで國が國費を投じて基本的な施設をする事業を行うことになるわけでありまして、これは要するに財政援助の一形態である。「ノー」と呼ぶ者あり。それを國のみからの手で行わなければならないという理由にはならないのであります。「なる」と呼ぶ者あり。それよりも、むしろ、かような一貫した作業は北海道のような自治体に一貫して行わせるのが合理的であり、能率から言つても経費の面から言つても、一部の仕事を國が切り離して行ふよりは遙かに優つておるのであります。而も北海道で殆んど閉鎖以來やつておるやり方を急に改め、一刀兩断、北海道行政を分離することは、北海道の開発の歴史に一大變革をもたらすものであり、地方自治の確立を破滅に導くものと言わなければなりません。「反対」と呼ぶ者あり。

第三は、「又か」と呼ぶ者あり。開発行政の分離は道の經費負担の増加をなす、即ち道財政を危殆に瀕せしめるというのであります。

「副議長退席、議長着席」政府は本法案が成立しても、建物を貸し、或いは機械も貸すのであるから、北海道財政には何ら影響なく、一文も經費は増えないとしばしば言明しておるのであります。「その通り」と呼ぶ者あり。併しこれは先日田中北海道知事の参考意見にもあつたことと、(問違つておる)と呼ぶ者あり。實際に基いて検討して見れば、政府の考へておるような簡單なものではないことが明らかである。北海道の開発は自治体行政運営の實體と密接な連繫を有しており、過去幾十年一本建て運営の妙味を發揮して、最小限度の機構と最低の經費を以て最も効率的に事業を遂行して來たのであります。これが分離された場合は、田中北海道知事の言われるように、出先機關とは別個に、道においても開拓部長、土木部長も新たに置かなければならず、人手も殖え、建物も必要となり、又事業最盛期の短かい北海道では、それだけの事業の都合から機械の貸借等は到底満足に行くものではなく、ために事業に非常なロスの生ずること等から考へまして、道の經費の増加は定員増や或いは施設の上方ら必至のものであることは、常識を以てしても容易に判断し得るところであります。不幸にしてこの法案が成立した場合には、道の財政にかかる重圧や道民の負担過重等による道政の困難が予想されるのであります。かかる場合が生じたときにあつては、その責任は挙げて政府にあることを強く表明するものであります。「知事の無能」と呼ぶ者あり。政府は何故にかくのごとくわかり切つたことに対して強硬に經費の増加を否認しておるのであるか。こういうことを考へますと、これは幾多の質疑応答によつて看取されるところであるのであります。が、増加を認めれば財政法の二十一條に抵触することになるので、審議における委員の質問にも逃げるの一手を以て來ておるのであります。政府の法を輕視するところの態度は今後といへども断乎追及の手を緩めないものであることを表明するものであります。

第四には、開発行政の分離は、自治体の機能を著しく制限し、北海道自治行政を破滅に陥れるものであるといふことでもあります。「大げさ過ぎる」と呼ぶ者あり。これを道路事業を例にとつて見ますならば、都道府県知事が道路法に基き國の事務委任を受け道路管理者であるという制度上、道知事と都道府県知事との間には何らの相違もないのであります。が、經費については北海道は北海道道路令の特例がありまして、國が多額の負担をいたしておるのであります。河川法、港灣法における特例も同様でありまして、故に、今

に、今出先機関を置き、北海道開発費を単に予算上の直轄事業と補助事業とに分割するとしてすべしと、一般に府県知事の委任事務とされておるものも北海道に限っては出先機関に移ること

になつて、地方自治体の権能に基だしい制約を加えるということになり、政府は本法案を以て北海道を府県並みにするのだというのを頻りに言つておるのでありますが、実際はこのように矛盾するものでありまして、地方自治確立への理想に到達せんがために努力しつゝあるものに對し、却つてこれに重圧を加ふるに等しいもので、断じて容認できないものであります。これはひとり北海道のみにとどまらず、各地とも「上手に詰め」と呼ぶ者あり、政府に強い反省を要望していることは、去る五月二十五日の全国知事会議における「越官が違つておると言われ

ますから……」地方自治の本旨は「わかたつた」と呼ぶ者あり、憲法の條章により厳として保証せられ、地方自治に關する三法律とともに我國地方自治の根幹をなすものである。謂うまでもなく自治の精神は民主思想の根源をなすもので、生々脈々たる政治形態は自

治の政治を除いてはあり得ないと深く確信するものである。然るに最近における政府の施策は、地方財政委員会及び地方行政調査委員会議等の勧告にもかかわらず、社会福祉事業法その他地方に關する立法において、稍々もすれば中央集権的な色彩が見受けられる。のみならず開発事業その他に關し政府の地方出先機関を強化せんとするが如き傾向のあることは誠に吾等の諒解に苦しむところである。「頭が悪い」と呼ぶ者あり

講和体制確立の一環として、国内諸制度の再検討を要求するが爲つて居る際、政府は深くこの点に留意し、苟くもその能率化、合理化の必要なるに藉口して、漸く確立の緒に及ばぬ地方自治の実現を遅延せしむるが如きことのない様、慎重な考慮を加えられたい。全くこれは越官が變つておらないのであります。「切ないな」と呼ぶ者あり、今や北海道におきましては、この五月の十七日における北海道総合開発委員会の決議を見ましても、又五月二十四日における出先機関設置反対道民大会の決議を見ましても、更に有力な新聞の論調に照らしても、又幾百に上るほどの陳情、電報、葉書を見ましても、「意見を述べろ」と呼ぶ者あり、輿論は、この民主主義確立の基礎をなす地方自治団体の自律性に基だしい圧迫

を加え、過去幾千年北海道庁を中心として、自治体、民間の渾然融合して運営よろしきを得て来た「然り」と呼ぶ者あり、北海道の開発行政を、自治体の手から、否、道民の手からも奪つて中央に集約し、資本主義の強化を図らんとする反動政策の代表とも言うべきところの本法案に、絶對反對するところの空気が澎湃として起つておるのであります。私は以上所論を述べまして、本法案の修正案に賛成し、原案に反對するものであります。以上。(拍手)

○議長(佐藤武君) 堀末治君。

○堀末治君(登壇、拍手) 堀末治君。私は自由党を代表いたしました。只今提案となりました北海道開発法の一部を改正する法律案の政府原案に賛成し、社会党の修正案に反對するものでございます。(拍手)

本法案は、一言にして申せば、頗る簡單明瞭な法律案であると思つてあります。即ち政府の提案理由にもあります通り、北海道の総合開発を強力に推進するため、その開発に關する公共事業費のうち、国の行方と直轄の直轄事業を直接国が執行するようにするために、現地に執行機関として北海道開発局を設けようとするものであります。而してその執行機関は、北海道開発局の支分部局として設置することとし、且つ農林省、運輸省及び建設省の各大臣は、それらその所掌事務についてその機關の長を直接指揮監督する

ものといたしておるのであります。戦後、北海道は、我が國國民經濟の復興、人口問題の解決等、我が國全体の立場において占むる地位並びにその特殊性に鑑み、國策として北海道に存在する豊富なる未開発資源を急速且つ積極的に開発すべく、昨年五月第七國會において北海道開発法の制定を見たところでありまして、(その通り)咽喉を冷やせ「頭を冷やせ」涼しい声でやつて下さい「論旨は立派だ」と呼ぶ者あり

この開発法に基いて総合開発計画の樹立機關として北海道開発局が総理府の外局として設置せられたことも御承知の通りであります。而してこれが現地の執行機関としては、國家公務員たる地方事務官、地方技官約三千二百名を配置して、北海道知事をしてその指揮監督に任せしめておるのであります。即ち申すまでもなく北海道における公共事業費の割合は國の直轄部分が八〇%の多額を占めておるのであります。而してこれが使用実施は直接國會に對して責任を有せざる民間知事によつて行われるという頗る変則的な形式をとつておるのであります。(その通りだ)と呼ぶ者あり、拍手)要するに本法案の趣旨は、この点を改正して本然の姿に是正せんとするものであります。(正直に言え)と呼ぶ者あり、拍手)これは正直だ。(知事を取られたじやないか)と呼ぶ者あり)それは君たちの言うことで、私はそういうことを言わん。

「ひがむな」と呼ぶ者あり)我々北海道選出議員としては、「ひがむな」と呼ぶ者あり)北海道の事情に精通せる立場上、本開發法の制定に當つて、(発言する者多し、「黙れ」と呼ぶ者あり)総合開發事業は飽くまでも開發局を現地に設置して、自治行政と官治行政とを明確に区分し、その責任の所在を明確ならしむると共に、一元的に且つ強力に推進するにあらざれば、到底所期の目的を達し得ないことを大いに強調したのであります。(その通り)と呼ぶ者あり)當時の客觀情勢は遂にこの希望を実現せしむるに至らず、頗る微溥的な企画官庁たる開發局の設置にとどまつたことは、まさに仏作つて魂を入れざるを免かれないのであります。我が國會議員として、はた又北海道民として、非常に遺憾に思つたところでありまして、(そらだ)と呼ぶ者あり)今や講和を間近に控え、我が國自立經濟の要諦極めて厳しきものであるときに當つて、北海道開発の重要性はますますその度を加えて行く段階にあると申さねばなりません。従つて國費に屬する直轄事業は多々ますます増加拡充せられることは必ずであり、ましよう。即ち北海道の開発こそは、國家の總力を挙げて解決すべき問題であり、國民的事業として、國がその計画から事業執行に至るまで一貫して名実共にその責任を負うことが、余日本

の再建はもとより、北海道民生活の飛

躍

を

も

臨的向上のため絶対に必要であると信するものであります。(トビヤ)「地方自治の侵害だ」と呼ぶ者あり(然るに政府においては、過ぐる一年の経験に徴して、従来のごとき変則的行政組織を以てしては、到底所期の目的を達成することの至難であることを認め、今回この法案を提出に相成りましたことは、我ら年来の主張が達せられたものであり、いわゆる北海道開発法に対する画龍点睛とも称すべきものでありますよ。(反動)「水を飲みなさい」

「御同慶に堪えない」と呼ぶ者あり(我我北海道の重要性を知る者ことごとく双手を挙げて賛成するところでありませす。(拍手)

以上申述べました通り、本法案の持つ性質は頗る単純明瞭であります。然るにもかかわらず、今国会において、これを重大視し、審議に当つては国会初めの十に亘る常任委員会の連合審査を行い、而も委員諸君は、連日深夜に及ぶという、曾つて見ざる熱烈なる審議振りを展開せられましたことは、如何に各員が北海道総合開発に對し深甚なる関心を持たれているかという証左でありまして、北海道民といたしましては深く感謝の意を表するものであります。(拍手)審議の過程において、感情的に且つ頑強に反対の氣勢を示された社会党の諸君も、審議の進むにつれて、政府の意図する本案の趣旨をよく了解せられ、原則的に賛成せら

れ、僅かに施行期日の修正のみを要求せらるる溫和なる態度に出でられたのであります。併しながら北海道の開発が必要であればあるほど、速かに本案を実施し、機構の整備と編成期を間近にして予算の充実に期する要があるものであります。私は社会党の諸君が原案のより妥當なることを認識されまして、欣然原案に賛成せられんことを希望してやまないものであります。(酔つぱらつてゐる)「その通りだ」と呼ぶ者あり、(拍手)

私はここに政府に對し若干の希望を申述べて、私の演説を終りたいと思ひます。

先ず第一に、この法案は地方自治権の侵害であると主張せらるる現知事田中君の立場であります。私は決してさうなことがないばかりでなく、むしろシャープ勧告の原則を具現して、国と地方との行政区分の責任所在を明確にし、地方自治の確立を目的としたものであることを固く信するものであります。政府は今後の施策において、知事はもとより、道民に對し、いよく地方自治の真義を具現し、田中知事の危惧が全く誤解に基くものであることを明らかにするよう十分の配慮を拂うべきであります。

第二には、本法施行の曉には、道費の増徴を來たし、道民の負担を加重するといふ議論が、全く反対せんがための独断であるといふことを実行の上に明

らかにせられたいことでありませす。(拍手)北海道は開道八十年の歴史を持つことは、先ほども若木議員から御指摘されたのでございませす、多くの市町村は僅かに三四十年の開拓に過ぎません。而も地理的、氣候的に天恵に浴すること薄く、地方自治の基盤は脆弱極まるものであります。殊にソ連によつて不法にも占拠せられたる根室國齒舞諸島との間は僅かに三千四百メートルを隔てるばかりで、一千七百メートルを以て我が國境としてゐる状態でありませす。この狹隘なる領海にて生計を立ててゐる沿岸漁民の生活の不安困窮は實に言語に絶するものがあります。又最近に至つては、ソ連製機雷が津軽海峡を脅かして、夜間の舟行を中止するといふ由々しき事態に逢着してゐるのであります。従つて道途の嚙に、ソ連と結んで北海道を孤立せしむべしなどという過激の言を耳にするのであります。私は概あつて父祖の代より北海道に住み、北海道に生れ、北海道に育ち、北海道に事業をして、やがて北海道の土になることを念願してゐるのであります。従つて、國家が北海道の開発に絶大なる努力を拂われ、北海道民をして物心共に安定せしめ、かりそめにも獨立論のごときが流布さるる余地をなからしめたいのであります。これはただに私一人の願望であるばかりでなく、道民四百三十万のひとしく念願するところと推察するのであります。何

とぞこれらの事情を篤と考慮せられ、今日以上地方税の増徴を見るがごときことなからしめるは勿論、平衡交付金の配分に特別のファクターを加えられたく、又地方起債の枠の増加及び國庫補助金の増額等、道財政の拡充強化を図ると共に、國の開發行政と道の自治行政との調整連絡に万全の措置を講ぜられたいと思ひのであります。(法律案の趣旨は違ふぞ)「地方税増徴だぞ、北海道は」と呼ぶ者あり(それは全國的だ。北海道ばかりでない。最後に、今や北海道は各種事業の施行の最盛期であるが故に、その引替き、切替えに對し、いささかの事務、事業に凝滞、遅延を來たさないよう、現地の公務員諸君を奮勵監督して、万遺漏なきを期せられたいことでもあります。なお、本法案成立の曉におきましては、田中知事を初め、その配下に屬する道公務員諸君においても、感情にとらわれないで、よく國家の方針を体して、いわゆるファインプレーの精神を發揮して、本法の遂行に協力して、北海道の開発に寄與せられんことを切望いたしてやまない次第であります。以上を以て本員の賛成討論を終ります。何とぞ諸堂の御賛成あらんことを切望してやまない次第であります。(拍手)「増田君よう聞いておつたな」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤尚武君) 千葉信君。千葉信君登壇、(拍手)

○千葉信君 私は労働党を代表して、北海道開発法の一部を改正する法律案に反対をいたします。本法案は、仔細に検討いたしますると、形式上は一法律の改正案に過ぎないのでありますけれども、實質的には單に北海道総合開發事業の執行方式の変化にとどまらずして、實に北海道における行政機構を根柢より覆すものと断ぜざるを得ないのであります。(その通り)と呼ぶ者あり(そも北海道におきましては、開發計画の進展と共に自治体が發達して來たものであり、今日においても依然として自治体たる北海道及び道内市町村行政の重要部分に開發計画の推進にあるのであります。これを除外したところの北海道における自治行政は全く考えられないのであります。而も開發計画の実施に基く移民の入植に當つては、道路、橋梁、土地改良等の基礎的建設工事のほか、これと並んで学校、診療所の設置、生活保護関係費用の支出、産業技術の指導、産業奨励費の交付等、万般の措置が必要であり、このことなくしては北海道開發そのものもその成果を期待し得ないのであります。特に北海道における移住当初の住民は極めて担税力が弱く、これら移住民に對する大半の保護施策は、北海道及び市町村の費用を以て賄われていたものであります。開道八十年の間、北海道において

は、國策たる開發事業とその地域内に

おける自治体との密接不可分の関係を断ち切る事なく、今日まで両者相共に生成発展し来たつたのであります。昭和二十二年地方自治法施行に伴い、従来の官選知事は公選に変わり、またその事務の範圍には殆んど變化なく、北海道開発事業は従来通り北海道に一任し、他の一般行政と有機的総合的に運営せられて参つたのであります。然るに、今回政府の提案せられた北海道開発法一部改正案は、事実上、この歴史と伝統ある一元の開発方式を一方的に變革せしめようとするものであり、北海道住民は勿論、関係自治体にとつては、これほど重大な問題はなく、又その影響するところ、自治体にとつても、住民にとつても、極めて深刻なるものがあるものであります。ローマは一日にして成らなかつたごとくに、今日の北海道發展の蔭には、粒粒辛苦の先人の努力と、一元的な開発行政執行の結合に基く八十年の歴史と伝統が秘められていたのであります。

連合委員会において、委員諸君より、北海道にとつてかかる重要な問題を、何故地元側の意向も聞かず、又十分に審議する期間も與えないで、一方的な政府の意思のみによつて強行せんとするかという質問が再三あつたが、特に予算上、財政上、頗る広汎なる疑義が伏在するにもかかわらず、我が党の木村議員の質問のごときは、殆んどその時間には與えられずして審議が終了したと

いう状態であり、(「そうだ」と呼ぶ者あり)而も、政府はかかる急激なる開発行政分離を強行することによつて遂げ得るプラス面を未だ具体的に示さないものであります。今回の機械的分離は、却つてそのマイナス面の極めて大なるものがあると言わざるを得ないのであります。

即ちその第一点は、今回の出先機関設置に伴う行政費の増高についてであります。政府は、機構の分割に伴つて経済の増高を来たすことはない。従つて、地方負担の増加は到底考へられないなどと言つておられますが、如何なる根拠に基いてそのようなことを言われるのか、甚だ了解に苦しむのであります。常識的に言ひましても、役場を二つにした場合、町村長も、助役も、収入役も二重に必要になります。政府の案によりますれば、この出先機関は、局長官房、建設部等の五部を置くことになつておるのであります。かかる二次的機構の膨脹は、当然現場作業員に影響を来たすことは明らかであります。それとも政府は現在の国費は現場作業の実情に照らしてまだ余裕があるとも考へておられるのか。機械器具等にしても、指揮系統を分割し、作業の実施を二元化した場合には、それらの作業所にそれ相当の設備を必要とするとはわかりきつた話であります。政府は、現在のままでやられると言われたり、又相互に融通し合はばよいと言われるが、一つの世帯

を二つにして、果して毎日々々鍋釜を融通し合はるべきでありましようか。北海道庁では、この分割に伴つて、人件費の増加、現場事務所設置、機械器具の設備等で、經常費、臨時費を含めて十四億余円を必要と言つておるのであります。この事實を政府はどう見るか。いづれにせよ、この点は財政問題として極めて重大なる影響のある点でありますから、十分調査してこれを明らかにし、これについての財源措置を明確にした上で改めて審議する必要がありますと思つておられます。

第二点は、開発行政を分離することによつて、行政執行が著しく非能率となり、複雑化することであり、北海道の開発は、政府の提案理由にもあります通り、日本經濟の再建、人口問題の解決を目的とするものであります。その根柢は地域住民の生活文化の向上に置かなければならないと確信するものであります。道路、河川、港湾等は開発の重要な基礎施設であります。開発の一部分に過ぎないのであります。いわゆる真の総合開発は、自治行政に属する産業、文化、厚生等の、あらゆる分野の發展向上を含む総合行政であつて、この理念に立脚してこそ、初めて日本經濟再建への貢献も可能となり、又人口問題解決へも寄與し得ると考へるのであります。北海道は、過去八十年に亘り、かかる開発行政と自治行政とを、一元的、總

合的に運営し来たつたものであつて、総合的な地方行政として十分な組織と機能を備へ、道民の信頼と協力の上に立つて、今日の成果を収め得たと考へられるのであります。然るに直轄事業を開発局において政府が直接施行することによつて、今まで密接な連繫の下に実施して参つた一貫性のある事業を分割施行することとなり、効率的な事業の実施を期待し得ないこととなるのであります。例えば開拓事業について申上げますならば、開拓用地の取得は道開拓部において、取得された用地に対する開拓計画は開発局が施行し、開拓計画によつて決定した入植地の建設工事は、一部は道、一部を開発局、入植施設は再び道が施行するといふ、頗る錯綜繁雜なる形態となり、今までのごとき有機的な事業の執行を阻害すること甚だしいものがあるのであります。

第三点は、本法施行の時期についてであります。先に各議員も触れましたけれども、北海道におきましては、大體におきまして四月末から十月末までが工事の最盛期でございます。その期間中にあつて、このような機構の大変革を強行するという事は、広汎なる人事異動、これに伴う事務の再配分、庁舎、官公舎の移動、機械器具、物品の配置転換などを要するのであります。これが未端までの処理を完了するには恐らく数ヶ月を要し、その間、事

業の円滑なる執行を停滯せしめ、経費投入の効率を著しく減殺せしむることは、常識的にも容易に判断し得ることでありまして、政府が何故に施行期日を七月一日とせねばならなかつたか、甚だ不審に堪へないのであります。

第四点は、事業内容より見たる出先機関設置の必要性の如何についてであります。現在実施している北海道開発費支弁の事業内容を見ますと、例えば道路については、国道の改修維持、開拓道路の新設改良、腐朽木造橋の架換等は、その主なるものであり、又河川においては、部分的な切換、掘鑿、堤防盛土、応急的な護岸工事等がその主なるもので、現在の道庁機構を以てしても何らの支障なく実施し得る程度のものであります。又北海道は、開道以来、歴史的にも制度上からも、道一行政組織となつており、内地における地方建設局或いは農地事務局の実施しているような道府県に關連を持つ工事は全くないのであります。大規模にして高度の技術を必要とする工事等も殆んど見られぬのであります。今急速に今回の開発局のごとき特殊な実施機關を設置する政府の意圖は、全く納得し得ないものがあるのであります。

の惨敗に対する感情的なものは持つておられない。こういふことは、これは増田建設大臣からもはつきりと申されたようでありませう。一部そういう感じを以つて眺めておりましたかたゞは、この答弁によつて恐らく誤解は解かれたと思ひます。併しながら今度の法案審議に当りまして、唐突に、非民主的に、一方的にこの法律を強行しようとして提案し、而も少い、ほんの少い時間、

これを一挙に通過させ、更に参議院におきましては会期延長……(今の発言を取消せ)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し) 会期延長を再三試み、而もかかる状態においてこの法律案を強行しようとするのでございませうが、(怒るな)と呼ぶ者あり)北海道におきまして、これらの状態に対しては頗る納得できない気持を持つておるのでありまして、一体、何が故にかかると横暴な、多数にものを言わせて通さなければならぬかといふことについて、いろいろな非難なり、疑惑を持たれておるのであります。

而も昨年以來北海道におきましては、道庁が中心となつて釧路といふところに関する大きな工事を計画いたしました。そのときに、北海道からの問題を中央に折衝に参つた北海道の代表に対してどういふ返事がなされたかといひますと、北海道に対して、その工事を我々は承認しよう。併しながらそ

の承認には前提条件がある。建設大臣の指定するところの内地の事業者にその工事をやらせるならば賛成しよう。こういふ返事があつたといふことが、はつきりとして新聞にも出ておるのであります。(不都合だ)と呼ぶ者あり)この考え方、この態度といふものが、今度の開発法の一部修正に関係がないとは国民は考へておらないのであります。(拍手)而もその話をされたところの建設大臣は、近く大自由党を背負つて幹事長になられようとしておるそりでございませう。大政の運営に如何に多くの政治資金が必要であるかといふことは、それは我々の常識的に考へられるところでありませう。(何を言うか、早く本論に入れ)と呼ぶ者あり)これが本論であります。こういふ点について北海道の道民諸君は、頗るこの法律の制定に対して疑惑の眼を持つておるといふことを申し上げて、少くとも我々は、国会議員として、かかる風評なり、かかる疑惑に対して、無関心でいてはならないのであります。

以上繰返し申上げたごとく、本法律案は、北海道総合開発事業の美態とその重要性より、更に慎重審議を加うべき幾多の余地を存しておるのでありますから、私はこれらの諸点について盡し得る限りの手段と方法を盡して疑点を解明するため、本来ならば継続審議に附すべきで、その提案の時期からいつても当然その措置が必要だつたとい

うことを痛感するものであります。以上を以て私の反対討論といたします。(拍手)

○議長(佐藤四郎君) 有馬英二君。

〔有馬英二君登壇、拍手〕

○有馬英二君 私は只今議題となつております北海道開発法案の改正につきまして、原案に賛成をいたし、且つ社会党の修正案に反対するものであります。(挨拶はそれでいいよ)と呼ぶ者あり)

先ほど来、堀君からも幾々申述べられた通りであり、この改正法律案は誠に時宜を得た法律案である。第一にその内容におきまして、又時期において、私はやはり適當だと思つてあります。先ほどから北海道選出の議員諸君によつて、北海道開発の重要性について幾々お述べになりましたが、これは誠にその通りであります。八十年來我が北海道は、重要な我が国の北地の領土として開発に専念せられて来たのでありますけれども、只今までやはり我々が期待したほどの開発が行われて来なかつたといふことは、これは我々北海道に長い間住んでおるところの者のひとしく遺憾に存じておつたところでありませう。口を開けば北海道の総合開発或いは北海道の開発の重要性といふようなことが、至る所で叫ばれるのであります。又只今勿論国会において北海道総合開発審議会を作り、又北海道開発庁が設置せられた。そ

うところから見ましても、これはその通りでありますけれども、併しながら、私ども北海道に数十年間住んでおる者がその経過を顧みまするといふと、誠に開発が遅々としておるといふことを認めざるを得ないのであります。これは一に我が国の国民全体が北海道の開発の重要性といふことを本當に理解しておられなかつたといふことが、その理由の一つと私は考へるのであります。勿論、明治初年以來、北海道に開拓庁ができ、開拓長官が置かれまして、鋭意そのとき々の政府が開拓を計画されたこと、又実施せられたことは明らかでありますけれども、如何せんいろいろの事情が突発いたしました。北海道の開拓が遅れておるといふことは明らかであります。日清、日露戦争或いは第一次世界大戦或いは第二次世界大戦、世界戦争、そういう戦争の間、北海道の開発はいつでも置き去りにされておつたのであります。こういふところから見まして、我々北海道に長らく住んでおる者は、どうして北海道の特殊の開発に関する機関を要望しておつた。それがこの北海道開発庁の設置になつて現われたのでありますから、これこそ我々が多年北海道におりまして要望しておつた者の発言でありまして、これより我が北海道が長足の開発進歩を行つて速いといふことを我々は大きな期待を以て見守つておるのであります。(あけて

口惜しい玉手箱)と呼ぶ者あり)併しながら御承知のように、北海道は非常に大きな土地であり、ここにおられる皆様方の何れが一体北海道を本當に御存じでありませうか。(何を言つておるのだ、そんなこと関係ないんじやないか)と呼ぶ者あり)北海道の港灣にいたしまして、或いは漁港にいたしまして、或いは山林或いは炭鑛の開発にいたしまして、また本當に緒に付いたと言わなければならぬくらいな程度であると私は思ふのであります。でありますから、この際、政府は本當に強力なる機関の設置を行なつて、一挙にしてこの開拓を促進してもらいたいといふことが我々多年の希望であります。然るに(予算ももらわにやあかん、しつかりなさいよ)「謙遜々々」「法案だけ作つても駄目だよ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し) 公選選挙になりましてから、どうでありますか。我が北海道の行政が誠に弛緩しておると私は思つておるのであります。(汚いぞ、選挙に負けておいて)「その通り」と呼ぶ者あり)丁度私は、これは甚だ卑近な例かも知れませんが、大きな世帯を任された学校を出たばかりの息子が、世帯を持ち切れなくて、「その通り」と呼ぶ者あり)おやじが今度手助けをしてやるといふのと同じであります。(余計な失敬なことを言うな)と呼ぶ者あり)何にもそこに差がない。(その通り)

口惜しい玉手箱)と呼ぶ者あり)併しながら御承知のように、北海道は非常に大きな土地であり、ここにおられる皆様方の何れが一体北海道を本當に御存じでありませうか。(何を言つておるのだ、そんなこと関係ないんじやないか)と呼ぶ者あり)北海道の港灣にいたしまして、或いは漁港にいたしまして、或いは山林或いは炭鑛の開発にいたしまして、また本當に緒に付いたと言わなければならぬくらいな程度であると私は思ふのであります。でありますから、この際、政府は本當に強力なる機関の設置を行なつて、一挙にしてこの開拓を促進してもらいたいといふことが我々多年の希望であります。然るに(予算ももらわにやあかん、しつかりなさいよ)「謙遜々々」「法案だけ作つても駄目だよ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し) 公選選挙になりましてから、どうでありますか。我が北海道の行政が誠に弛緩しておると私は思つておるのであります。(汚いぞ、選挙に負けておいて)「その通り」と呼ぶ者あり)丁度私は、これは甚だ卑近な例かも知れませんが、大きな世帯を任された学校を出たばかりの息子が、世帯を持ち切れなくて、「その通り」と呼ぶ者あり)おやじが今度手助けをしてやるといふのと同じであります。(余計な失敬なことを言うな)と呼ぶ者あり)何にもそこに差がない。(その通り)

口惜しい玉手箱)と呼ぶ者あり)併しながら御承知のように、北海道は非常に大きな土地であり、ここにおられる皆様方の何れが一体北海道を本當に御存じでありませうか。(何を言つておるのだ、そんなこと関係ないんじやないか)と呼ぶ者あり)北海道の港灣にいたしまして、或いは漁港にいたしまして、或いは山林或いは炭鑛の開発にいたしまして、また本當に緒に付いたと言わなければならぬくらいな程度であると私は思ふのであります。でありますから、この際、政府は本當に強力なる機関の設置を行なつて、一挙にしてこの開拓を促進してもらいたいといふことが我々多年の希望であります。然るに(予算ももらわにやあかん、しつかりなさいよ)「謙遜々々」「法案だけ作つても駄目だよ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し) 公選選挙になりましてから、どうでありますか。我が北海道の行政が誠に弛緩しておると私は思つておるのであります。(汚いぞ、選挙に負けておいて)「その通り」と呼ぶ者あり)丁度私は、これは甚だ卑近な例かも知れませんが、大きな世帯を任された学校を出たばかりの息子が、世帯を持ち切れなくて、「その通り」と呼ぶ者あり)おやじが今度手助けをしてやるといふのと同じであります。(余計な失敬なことを言うな)と呼ぶ者あり)何にもそこに差がない。(その通り)

「選挙に負けたから口惜しいだろう」と呼ぶ者あり。私もここに開発行が特別に末梢機関を設置しまして、(民主)党万歳だと呼ぶ者あり。強力でこれを促進し、ここにおいて初めて私どもが多年希望しておりますところの北海道の興の開發が非常に促進せられることを、私どもは大きな期待を持って見守らなければならぬと思っております。(その通り)「法案だけだ」と呼ぶ者あり。先ほどから選挙に閉してというよりなことが言われておる。(その通り)「その通りなんだ」と呼ぶ者あり。そういうことは誠に遺憾至極であります。併しながらこれは選挙前にすでに考えられた事実であります。(その通り)と呼ぶ者あり。昨年の暮すでにこのことが考えられておるのであります。この選挙に關係なくこれは実行されるものである。但し選挙の前は非常に忙しいから、これは選挙後に延ばそうというのに過ぎなかつたのであります。(その通り)「そんなことあるか」と呼ぶ者あり。そこに如何わしい点はないと私は考へるのであります。(その通り)と呼ぶ者あり。その点は北海道におります私どもがよく承知しておるものであります。あなたがた北海道に關係のないおかたが、ほかから御覽になつて、大変焼きもちをお焼きになるようなことと、私どもは考へるのであります。(拍手)決してそういうことではないのであります。その点

誤解のないように私はお願いしたいと思つてあります。又北海道の行政が一元化しておつた。今まで一元化しておつたものを二元化する或いは分離するようにならぬということ、私はこの点において、何にも、少しも、この二つの行政機関がおの／＼その責任を持つてやつて行く上において、少しもそこに矛盾がないと思つてあります。(自由)あなたは何でもそう言うよ」と呼ぶ者あり。あなたがたは終戦後いろいろの出張機関が持たれたことを御存じであります。今でも厚生省が厚生省の出張所を北海道に持つておられます。その出張所が北海道と關係なく、即ち北海道の直屬ではない国の直屬であります。(その通り)「そんなことはわかつてはいるよ」と呼ぶ者あり。その厚生省の出張所があるために北海道の衛生行政が誠に工合よく行つておる。このことを私は明言いたします。(笑)「拍手」少しも差支ないであります。この点において私は、(元)談おつしやつちやいけません」と呼ぶ者あり。私たちが衛生行政においてはあなたがたよりは北海道のことにおいては精しいのであります。(拍手、笑)「それだけか」と呼ぶ者あり。私はこの点におきましては、先程から二元化というようなことで、この法案の実施を望まれないというようなかたを私はおかしく思つてあります。

どうぞそういうよりなひがんだ心をお持ちにならないで(笑)「拍手」北海道を愛して頂きたい。北海道を愛して、北海道の生長をもつと促進するようになり、皆さんが熱心な御支援あらんことを私はお願いするのであります。私非常に簡単にございませうけれども、これを以て終ります。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 岩間正男君。

○岩間正男君 私は日本共産党を代表いたしました。只今議院となつた法案に反対するものであります。

本法案につきましては、我々が反対するだけでなくて、関係当事者の多くが反対して居るのであります。例へば五月下旬に開かれました全国知事會議におきましては、自由党系の知事諸君までが出先機関の強化には反対であるといふことを聲明し、又現地で開かれました開発行出先機関設置反対道民大會におきましては、民主党の道議會議長齋藤藤吉氏も絶対反対を表明しておるような次第であります。増田建設大臣は今日では口を極めて本法案改正の必要を力説しておられるのであります。同大臣が北海道長官であつた昭和二十二年には、北海道会は地方分権の精神に逆行するといふ理由を以ちまして、反対の決議をして居ることは周知の事実であります。増田建設相は曾つて北海道の知事たらんとしたこともあり、又一説には、曾つて社会党に入

党を申込んだこともあるやうであるのであります。(笑)「拍手」今日知事になつておれば、恐らく現田中知事同様に対立運動の先頭に立つておるであらうことを私は推測するにたたくないものであります。(その通り)と呼ぶ者あり。何となれば、北海道民はここ数十年來中央集權に反対し、地方自治の確立を主張して來たからであります。これは先ほどから同僚諸君によつても極めて詳細に論及されたところであり、日本の植民地若しくは半植民地的性格を濃厚に持つておつたと言わなければならぬのであります。永い間これらの地は中央の收購の犠牲にさらされまして、苛酷な國家資本の搾取に苦しめられ、その開發や人民生活の向上については政府は何ら親身になつてこれを取上げなかつたのが実情であります。然るに昨年度から政府がその開發に乗り出し、今日法律の改正をさへ強行して事態に対処せんと厲心しているのは、そこにそれ相應の隠された理由がなければならぬのである。その理由とは何であるか。それは言うまでもなく現東亞の情勢において占めて居る北海道の軍事的な重要性であると言わねばならないのであります。(その通り)と呼ぶ者あり。すでに州兵一個師団の大部分がここに配置され、開拓政策、道路政策の面においても着々その態勢が整えられようとして居るのであります。

す。即ち本法案の狙いはこうした外國の要請による軍事基地化の強化でない誰が一体保証できるか。(その通り)と呼ぶ者あり。今日、本法案の有する意味を、自由党对社会党の対立問題、或いは中央集權政策对地方自治の問題として局限し、又は私的な狭い視野からこの問題を考へるということは、決して妥當なものではないといふことを私はここでつきり申上げなければならぬ。再軍備、軍事基地化の重要問題としてこれを論ずるのでなければ、決してその本質を明らかにすることはできないのであります。(論旨不徹底)と呼ぶ者あり。若しこの法案が眞に北海道の平和とその裏付けとしての人民生活の向上を目指して居るものであるならば、なぜこのやうな地方自治体の機能を無視したやうな立法措置が必要であるのか。又会期を再三延長してまでも強引にこれを通す必要があるのか。又更に予算的裏付けにおきましても甚だ不十分であるといふことを我々は指摘しなければならぬのであります。こゝういふやうないろいろの欠陥を持つたままこの法案を通過させる、それが非常に急がれておるといふところにこそ、問題の本質が隠されておるといふことを言わざるを得ない。増田建設大臣は北海道の公共事業費の増額を大いに自慢して居りますが、例へば十三億円の開拓事業費を以て、新規に入植させる開拓農民の生活

を申込んだこともあるやうであるのであります。(笑)「拍手」今日知事になつておれば、恐らく現田中知事同様に対立運動の先頭に立つておるであらうことを私は推測するにたたくないものであります。(その通り)と呼ぶ者あり。何となれば、北海道民はここ数十年來中央集權に反対し、地方自治の確立を主張して來たからであります。これは先ほどから同僚諸君によつても極めて詳細に論及されたところであり、日本の植民地若しくは半植民地的性格を濃厚に持つておつたと言わなければならぬのであります。永い間これらの地は中央の收購の犠牲にさらされまして、苛酷な國家資本の搾取に苦しめられ、その開發や人民生活の向上については政府は何ら親身になつてこれを取上げなかつたのが実情であります。然るに昨年度から政府がその開發に乗り出し、今日法律の改正をさへ強行して事態に対処せんと厲心しているのは、そこにそれ相應の隠された理由がなければならぬのである。その理由とは何であるか。それは言うまでもなく現東亞の情勢において占めて居る北海道の軍事的な重要性であると言わねばならないのであります。(その通り)と呼ぶ者あり。すでに州兵一個師団の大部分がここに配置され、開拓政策、道路政策の面においても着々その態勢が整えられようとして居るのであります。

す。即ち本法案の狙いはこうした外國の要請による軍事基地化の強化でない誰が一体保証できるか。(その通り)と呼ぶ者あり。今日、本法案の有する意味を、自由党对社会党の対立問題、或いは中央集權政策对地方自治の問題として局限し、又は私的な狭い視野からこの問題を考へるということは、決して妥當なものではないといふことを私はここでつきり申上げなければならぬ。再軍備、軍事基地化の重要問題としてこれを論ずるのでなければ、決してその本質を明らかにすることはできないのであります。(論旨不徹底)と呼ぶ者あり。若しこの法案が眞に北海道の平和とその裏付けとしての人民生活の向上を目指して居るものであるならば、なぜこのやうな地方自治体の機能を無視したやうな立法措置が必要であるのか。又会期を再三延長してまでも強引にこれを通す必要があるのか。又更に予算的裏付けにおきましても甚だ不十分であるといふことを我々は指摘しなければならぬのであります。こゝういふやうないろいろの欠陥を持つたままこの法案を通過させる、それが非常に急がれておるといふところにこそ、問題の本質が隠されておるといふことを言わざるを得ない。増田建設大臣は北海道の公共事業費の増額を大いに自慢して居りますが、例へば十三億円の開拓事業費を以て、新規に入植させる開拓農民の生活

を、政府は一体どれほど保証できるといふのでありましようか。

元来政府の農業政策は、低米価、重税政策であり、高い肥料、高い電力料金その他高い工業生産品を農民に押し付ける政策であつて、「本論々々」と呼ぶ者ありしその結果は農業の再生産を不可能にし、農民の生活を窮る所で破滅に導いてゐることは、今更私が言を費す必要はないと思つのであります。而もこれに加えて北海道の開拓民は、その特殊の氣候、地質から、絶えず大きな脅威にさらされ、入植民の多くは今日実に悲惨な生活にさらされてゐるのであります。現に私は一昨年の夏、根室と釧路との間にありますところの根釧原野の開拓の実情を視察したのであります。ここでは一年の日照時が北海道特有のガスによりまして極めて少く、生産品のごときも麦の生産高は一反当り僅か一俵足らずというような收穫であります。そこで廣大な耕地がこのために必要となり、そのために労働が強化されまして、農民は鶏と共に起き、又これと共に寝る。いわゆる鶏生活をやつてゐるのがまぎれもない実情であります。石油の配給も非常に不足である。その他、生活必需品の供給が又極めて乏しい。更に教育その他の文化的施設は殆んど絶無であります。人間生活とは全く名ばかりの悲惨な原始的な生活に追い込まれてゐるといふのがこの開拓民たちの姿であります。

「けしからんことを言うな」と呼ぶ者ありし。この結果、入植者は開拓地に定着せず、多くの逃亡者を出してゐるといふのが実情であります。「そうだ」「簡単」と呼ぶ者ありし。このような悲惨な開拓事業の現実を、たつた十三億の公共事業費でどれほど救済できるか。これはむしろ明らかに満蒙開拓義勇軍の復活費であるといふ人も多いのであります。「何を言つておるか」と呼ぶ者ありし。全国農村の失業者、殊に土地がない、次三男貧農青年を、北海道へ行けば何とか食えるのだまして、全国農民の燃え上る憤憤を消し止め、望みを持たしてその反響を防ごうとするのであります。而も一朝事ある際には竹槍を持たせて外国の傭兵にしようとする、いわゆる北海道屯田兵のあの曾つての姿を再現するものでないか。誰が保証できるか。「そつだ」「けしからん」と呼ぶ者ありし。北海道開発法とは、実は今回の政令のあるなしにかかわらず実にこのような意図を包含しておるのであります。

次に、政府は資源の開発について強調してゐるのであります。吉田内閣の下では資源の開発は一体誰のためにこれを行うのであるか。「共産党のためじやないぞ」と呼ぶ者ありし。平和産業をぶつ潰し、国民をこき使う政府の下では、開発された資源は軍事的生産と結びつかない限り、そのはけ口がない

といふのが実情であります。曾つて売れないで山と積まれた北海道の石炭が自然発火して大損害を起したこともあつたのであります。この事実こそ資本主義社会での資源開発が国民の生活に何ら利益するものでないこと何よりの証拠であります。アメリカにおきましても、政府部内でも赤と見え攻撃されましたリエンタール氏のTVA計画も、その電力が第二次世界大戦のアメリカ軍需工業の強力な支柱となり、又原子爆弾の生産にとつてなくてはならぬ軍事資源となつたのであります。これらの例は明らかに資本主義と戦争の緊密な因果関係を物語つてゐるものと言わねばなりません。今回の改正案は、これらの性格を更に強力に推し進めるために作られたことは明らかであります。即ち、これを知事に任して置いたのでは、北海道の軍事基地化を思ふ存分政府は遂行することができぬ。「狙いはそこにある」と呼ぶ者ありし。総額百億のドル箱をやす／＼と社会党に譲るのが勿体ないといふこともあるでありますが、それは個人の現象であつて本質ではない。「そつだ」と呼ぶ者ありし。これは道路事業にも現れてゐるのであります。今回の改正案が通れば道知事は道路総延長の三八〇を施行することとなります。これに對しまして、国は、国道、地方道、準地方道等を通じまして総延長の六〇〇を施行することになるのであ

ります。「いいじやないか」と呼ぶ者ありし。而も北海道知事の施行する道路工事費に對しまして国庫補助額は僅かに一億九百万円に過ぎないのに對しまして、国の施行する道路事業費は実に十三億七千万円に達してゐるのであります。このことは、北海道住民大衆が切実に希望してゐる道路工事はこれを道の費用で賄わせ、従来までやつておつた道路工事費はこれ中途で横取りして、軍事的道路の大建設に振り向けようとする意図であることを、極めて明白に物語つておるのであります。「何を言ふか」「そつだ」と呼ぶ者ありし。更に開発局は国の支弁による建物の營繕を行うことになつてゐるのであります。これも又駐屯軍兵舎や警察予備隊兵舎など、直接住民の生活に關係のない建築物に振り向けられることになるのであります。一方、北海道住民が最も切実に要望してゐる民生施設はどうでありますか。先ほど民主党的有馬議員のお話によりまして、中央の機構によつてやるという厚生施設は行つておるといふことを言つておる。「その通り」と呼ぶ者ありし。私は次の事実を指摘したい。現在北海道には三十八カ所の保健所しかないのであります。あの広大な地域に散在する住民十一万人に對しまして一カ所の割合であります。医者に至りましては実に三万三千六百平方杆内地

は想像もつかない廣大な地域に對しましてたつた一人という実情であります。結核患者に對しましては、十万人に對して僅かに三千六百の病床しか確保されてないといふのが現状であります。これで厚生政策が最もよりよく施行されておるといふことになりまさらば、これは誠に呆れたものと言わざるを得ないのであります。又教育面について見ますならば、校舎の不足は四十万坪の現状に對しまして、計画面におきましては、昭和三十一年度までに二十七万坪の仮校舎を建設したいといふことを予定しておるのであります。これも崩壊の一路を辿りつつありますところの地方財政の現状におきましては、殆んど不可能と言わなければならぬわけでありま。更に住宅の面から考えますならば、最低需要数が三十七万戸に對しまして、本年度庶民住宅予算は国庫補助が二億円であります。これは低家賃住宅建設予定を以てしましても僅かに千八百八十戸分、即ち必要額の僅か〇・三〇の需要を満たすに過ぎないといふのが現状である。これは政府は北海道民のために力を入れておるといふことは到底言ひ切れないのであります。現状では、炭鉱労働者の生活を初め、一般労働大衆の生活窮乏はその極に達してあります。炭鉱ではすでに「タコ部屋」が又復活されつつある。而してこれらの生活窮乏は本改正案によつては何ら救われぬのみ

か、政府は声を大にして国費で開発すると宣伝これ大いに努めておるのでありますが、もと／＼半植民地的北海道から搾りに搾り取った税金の一部を国費の美名によりまして返しているのがこの法案の実体なのである。(「嘘つけ」と呼ぶ者あり)而も教育、文化、保健、住宅等は、国費からは僅の涙で、あとは道でやれ、知事がやれ。大きな道路、港湾、これは軍事的に重要だから国がやる。これが本法案の誠、これは騙されたところの狙いであり、(「そりだ」と呼ぶ者あり)吉田首相は日本をアジアにおける反共主義の一勢力として期待をかけられたことに非常に満足意を表しているようであり、日米経済協力によつて日本の資源をアメリカ軍拡張経済のために総動員し、日本を反共の前進基地とするために、又不沈の航空母艦とするために、北海道が今や帝国主義者の重要な戦略地点として再編成されつつあることは周知の事実である。(「そんなことを言うな」と呼ぶ者あり)この法案は、まさにかかる計画を更に強力に推進せんとするものであります。故に、我々日本共産党は、(「誰も聞かない」と呼ぶ者あり)北海道の平和を愛する人民大衆と共に、原案並びに修正案に断乎反対するものであります。(「面白くないよ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し、拍手)

○議長(佐藤尚武君) 先ほどの千葉君の発言中に不穏当な点がありました。が、千葉君において取消されたいと存じます。

○千葉信君 議長において不穏当とお認めでございましたならば、議場の品位保持のために取消することに異議ございません。

○議長(佐藤尚武君) 然らば議長において適當に措置を講ずることになりました。(拍手)

これにて討論の通告者の発言は全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。

これより採決をいたします。

先ず吉田法務大臣提出の修正案全部を問題に供します。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者少数〕

○議長(佐藤尚武君) 少数と認めます。(拍手)よつて本修正案は否決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 次に本案全部を問題に供します。本案の表決は記名投票を以て行います。本案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上御投票をお願いします。氏名点呼を行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(佐藤尚武君) 投票漏れはございませんか……投票漏れないと認めます。これより開票いたします。投票を参事に計算いたさせます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(佐藤尚武君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数百八十一票、  
白色票即ち本案を可とするもの百十九票、(拍手)  
青色票即ち本案を否とするもの六十二票、

よつて本案は可決せられました。(拍手)

〔参照〕

賛成者(白色票)氏名 百十九名  
結城 安次君 玉柳 實君  
村上 義一君 前田 穰君  
藤森 眞治君 藤野 繁雄君  
野田 俊作君 徳川 宗敬君  
竹下 豊次君 高橋 道男君  
高橋 龍太郎君 高瀬 壯太郎君  
高木 正夫君 田村 文吉君  
鈴木 直人君 新谷 眞三郎君  
島村 軍次君 小宮山 常吉君  
河井 彌八君 柏木 康治君  
加賀 操君 奥 むめお君  
岡部 常君 小野 哲君  
植瀬 常雄君 溝淵 春次君  
長島 銀藏君 木村 守江君

宮本 邦平君 秋山 俊一郎君  
高橋 進太郎君 仁田 竹一君  
宮田 重文君 上原 正吉君  
草葉 隆圓君 石川 榮一君  
大谷 繁清君 九鬼 紋十郎君  
深水 六郎君 加納 金助君  
平沼 彌太郎君 大矢 半次郎君  
城 義臣君 植竹 春彦君  
岡崎 眞一君 小野 義夫君  
鈴木 安孝君 寺尾 豊君  
黒田 英雄君 石坂 豊一君  
岩沢 忠恭君 北村 一男君  
中川 幸平君 横尾 龍君  
徳川 頼貞君 中山 善彦君  
小串 清一君 工藤 鐵男君  
小杉 繁安君 中川 以良君  
赤木 正男君 廣瀬 興兵衛君  
野田 卯一君 重宗 雄三君  
大野 木秀次郎君 加藤 武徳君  
長谷 山行敏君 松平 勇雄君  
古池 信三君 白波 順米吉君  
安井 謙君 岡田 信次君  
愛知 揆一君 滝井 治三郎君  
石村 幸作君 池田 宇右衛門君  
入交 大藏君 島津 忠彦君  
石原 幹市郎君 山崎 恒君  
紅露 みつ君 深川 タマエ君  
木内 キヤウ君 鈴木 恭一君  
大島 定吉君 郡 祐一君  
川村 松助君 竹中 七郎君  
谷口 登三郎君 有馬 英二君  
油井 賢太郎君 山田 佐一君  
西山 龜七君 堀 末治君

園 伊能君 西田 隆男君  
大屋 晋三君 泉山 三六君  
平岡 市三君 左藤 義詮君  
小林 英三君 栗栖 勉夫君  
林屋 龜太郎君 櫻内 辰郎君  
一松 定吉君 深川 榮左エ門君  
岩男 仁藏君 滝野 清雄君  
木内 四郎君 稻垣 平太郎君  
岡村 文四郎君 東 隆君  
森 八三一君 石川 清一君  
松浦 定義君 堀木 謙三君  
池田 七郎兵衛君 田方 進君  
平林 太一君

反対者(青色票)氏名 六十二名  
木下 辰雄君 中田 吉雄君  
村尾 重雄君 金子 洋文君  
門田 定藏君 カニ 邦彦君  
藤原 道子君 島 清君  
加藤 シズエ君 若木 勝蔵君  
永井 純一郎君 三橋 八次郎君  
原 虎一君 齋 武雄君  
高田 なほ子君 片岡 文重君  
吉川 末次郎君 小林 孝平君  
荒木 正三郎君 菊川 孝夫君  
山田 節男君 三輪 貞治君  
成瀬 暢治君 田中 一君  
松永 義雄君 小笠原 三三男君  
吉田 法晴君 羽生 三七君  
江田 三郎君 大野 幸一君  
曾根 益君 中村 正一君  
細川 嘉六君 須藤 五郎君  
岩間 正男君 千葉 信君  
木村 啓八郎君 堀 辰雄君

水橋 藤作君 鈴木 清一君

梅津 錦一君 重盛 壽治君

佐多 忠隆君 相馬 助治君

三浦 辰雄君 榊 繁夫君

岡田 宗司君 松原 一彦君

羽仁 五郎君 内村 清次君

小酒井義男君 栗山 良夫君

山下 善信君 矢嶋 三善君

佐々木良作君 木下 源吉君

棚橋 小虎君 和田 博雄君

三木 治朗君 河崎 ナツ君

上條 愛一君 森崎 隆君

○議長(佐藤尚武君) この際、お語り

いたします。本日、木下源吉君から人事委員長を、山下善信君から厚生委員長を、それ、辞任したいとの申出がございました。いずれもこれを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつていずれも許可することに決定いたしました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程に追加して、常任委員長の補欠選挙を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。

○小笠原二三男君 只今の常任委員長

の補欠選挙は、成規の手続を省略いた

しまして、議長において指名せられんことこの動議を提出いたします。

○木村守江君 私は只今の小笠原君の動議に賛成いたします。

○議長(佐藤尚武君) 小笠原君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつて議長は人事委員長に吉田法晴君を、厚生委員長に梅津錦一君をそれ、指名いたします。(拍手)

本日の議事日程は終了いたしました。次回は明日午前十時より開会いたします。議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時四十五分散会

○本日の会議に付した事件

一、日程第一 司法書士法の一部を改正する法律案

一、日程第二 警察法の一部を改正する法律案

一、日程第三 医師法及び歯科医師法の一部を改正する法律案

一、日程第四 電話設備費負担臨時措置法案

一、日程第五 北海道開発法の一部を改正する法律案

一、常任委員長辞任の件

一、常任委員長の補欠選挙

出席者左の通り。

議長 佐藤 尚武君

副議長 三木 治朗君

議員

結城 安次君 山川 良一君

玉柳 實君 村上 義一君

宮城タマヨ君 溝口 三郎君

前田 穰君 藤森 辰治君

藤野 繁雄君 早川 慎一君

野田 俊作君 徳川 宗敬君

常岡 一郎君 竹下 豊次君

高橋 道男君 高橋龍太郎君

高田 寛君 高瀬庄太郎君

高木 正夫君 田村 文吉君

鈴木 直人君 杉山 昌作君

新谷寅三郎君 島村 軍次君

西郷吉之助君 小宮山常吉君

楠見 義男君 木下 辰雄君

河井 彌八君 片柳 眞吉君

柏木 庫治君 加賀 操君

奥むめお君 岡本 愛祐君

岡部 常君 澁淵 春次君

尾崎 行雄君 小野 哲君

楠瀬 常務君 長島 銀藏君

木村 守江君 宮本 邦彦君

秋山俊一郎君 高橋進太郎君

仁田 竹一君 宮田 重文君

上原 正吉君 草葉 隆圓君

石川 榮一君 大谷 肇潤君

九鬼紋十郎君 深水 六郎君

加納 金助君 平沼彌太郎君

大矢半次郎君 城 義臣君

植竹 春彦君 岡崎 眞一君

小野 義夫君 鈴木 安孝君

寺尾 豊君 黒田 英雄君

石坂 豊一君 岩沢 忠恭君

北村 一男君 中川 幸平君

一松 政二君 横尾 龍君

徳川 頼貞君 中山 壽彦君

小串 清一君 工藤 鐵男君

小杉 繁安君 中川 以良君

飯島連次郎君 赤木 正雄君

廣瀬與兵衛君 野田 卯一君

重宗 雄三君 大野木秀次郎君

加藤 武徳君 長谷山行教君

松平 勇雄君 古池 信三君

平井 太郎君 白波瀬米吉君

安井 謙君 岡田 信次君

愛知 揆一君 滝井治三郎君

石村 幸作君 池田宇右衛門君

入交 太藏君 島津 忠彦君

石原幹市郎君 山崎 恒君

紅霞 みつ君 深川タマエ君

木内キヤウ君 鈴木 恭一君

大島 定吉君 那 祐一君

川村 松助君 竹中 七郎君

谷口弥三郎君 有馬 英二君

油井賢太郎君 山田 佐一君

西山 龜七君 堀 末治君

團 伊能君 鈴木 強平君

櫻内 義雄君 西田 隆男君

大屋 晋三君 泉山 三六君

平岡 市三君 左藤 義詮君

小林 英三君 栗栖 越夫君

林屋龜次郎君 櫻内 辰郎君

一松 五郎君 鬼丸 義齊君

中田 吉雄君 村尾 重雄君

金子 洋文君 門田 定藏君

カニエ邦彦君 藤原 道子君

島 清君 野海 勝君

加藤ソツエ君 若木 勝藏君

永井純一郎君 三橋八次郎君

原 虎一君 齋 武雄君

高田なほ子君 片岡 文重君

吉川末次郎君 小林 孝平君

山花 秀雄君 松浦 清一君

荒木正三郎君 菊川 孝夫君

深川榮左エ門君 山田 節男君

三輪 貞治君 成瀬 幡治君

田中 一君 松永 義雄君

小泉 秀吉君 大隈 信幸君

岩男 仁藏君 小笠原二三男君

吉田 法晴君 駒井 廉平君

塚野 清雄君 木内 四郎君

稻垣平太郎君 羽生 三七君

江田 三郎君 大野 幸一君

曾祿 益君 中村 正雄君

細川 嘉六君 須藤 五郎君

岩間 正男君 兼岩 傳一君

千葉 信君 木村禧八郎君

堀 眞琴君 水橋 藤作君

鈴木 清一君 梅津 錦一君

重盛 壽治君 岡村文四郎君

東 隆君 森 八三一君

佐多 忠隆君 小林 亦治君

岩崎正三郎君 相馬 助治君

千田 正君 三浦 辰雄君

石川 清一君 松浦 定義君

榊 繁夫君 岡田 宗司君

堀木 鐵三君	松原 一彦君
羽仁 五郎君	内村 清次君
小酒井義男君	栗山 良夫君
山下 義信君	池田七郎兵衛君
矢嶋 三義君	佐々木良作君
木下 源吾君	棚橋 小虎君
和田 博雄君	河崎 ナツ君
上條 愛一君	森崎 隆君
田方 進君	平林 太一君

國務大臣

法務 總裁 大橋 武夫君

郵政大臣 田村 文吉君

電氣通信大臣 增田甲子七君

政府委員

内閣官房長官 岡崎 勝男君

国家地方警 察本部長 瀧淵 増巳君

厚生政務次官 平澤 長吉君

定価 一部 六円五十銭

送料実費

発行所

東京都新宿区市谷本村町  
印刷 庁  
電話 九段五三一  
東京一九〇〇 官報課